

独立行政法人農林水産消費安全技術
センターの平成21年度に係る業務
の実績に関する評価結果

農林水産省独立行政法人評価委員会
農業分科会

業務実績の総合評価

総合評価：A

1 当該評価を行うに至った経緯、特殊事項等

① 法人からの自己評価等の資料の提出や業務実績等に関するヒアリングをもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、業務実績がなく評価対象外とした「依頼検査」、「カルタヘナ担保法関係業務」、「法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み」、「重要な財産の譲渡又は担保に関する計画」及び「剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果」を除く中項目がA評価となった。併せて「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点（平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政・独委」という。）」及び「平成21年度業務実績評価の具体的取組について（平成22年5月31日政・独委）」並びに「平成20年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について（平成21年12月9日政・独委）」を踏まえた評価を行った。その結果、法人の業務実績、達成度合及び対応状況等を総合的に勘案して、総合評価はA評価とする。

② 当該法人は、旧3法人時代から分析方法等について相当の技術的知見を蓄積しており、平成21年度においても食品関係25課題、肥料関係5課題、飼料関係13課題及び農業関係4課題の調査研究を実施し、それぞれ適切に取り組んでいると評価する。

研究成果については、法人が行う検査分析や分析法の公定法化等に活用されているが、農林水産分野におけるレギュラトリーサイエンスの推進及び食を取り巻く問題の重要性から見て、今後、一層の有用な調査研究の推進及びその成果の活用が求められる。

なお、調査研究の実施に当たっては、外部評価の適切な利用と研究結果のわかりやすく速やかな公表に留意すべきである。

2 法人が行う事務・事業及び組織形態について

当該法人は、肥料、農業、飼料、食品等に関する検査・分析業務及びこれらに関する情報の一元的な提供等を実施しているが、これらの事務・事業は、近年、食をめぐる様々な課題が発生する中で、食に対する消費者の信頼を確保するため、フードチェーンを通じた取組が求められており、今後とも国の施策として極めて重要と考える。

当該事務・事業は、公権力の行使、検査内容の漏えい防止の観点から民間が実施することは適当でないこと、また、類似した業務を行う他の独立行政法人等は存在しないことから、今後とも行政と密接な連携の下で引き続き特定独立行政法人として直接行うことが必要である。

3 各大項目ごとの評価結果

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置

① 法人からの自己評価等の資料の提出や業務実績等に関するヒアリングをもとに、中期計画項目である「1(1) 組織体制の強化」、「1(2) 業務運営能力の向上」、「1(3) 外部委託(アウトソーシング)による業務の効率化」、「1(4) 分析機器等に関する効率化」、「1(5) 業務の効率化による経費の抑制」、「1(6) 人件費の削減」、「2(1) 生産段階における安全性等の確保に関する業務」、「2(2) 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務」及び「2(3) 情報提供業務」について評価基準に基づき評価を行った結果、すべての中項目においてA評価となったことから、大項目の評価はAとする。なお、中項目の評価については、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。

② 「1(1) 組織体制の強化」においては、理事長は法人に与えられた使命・課題を的確に認識し、社会的ニーズに対応し、的確かつ柔軟に業務運営を行うため、各分野の専門家からなるプロジェクトチームの設置、緊急時や繁忙期に機動的かつ柔軟に職員を配置するスタッフ制の活用など、効率的な業務運営に努めていた。

また、業務の進捗状況及び予算の執行状況を定期的に役員会に報告するなど、業務の進行管理の徹底を図り、法人の業務運営の基本である年度計画の確実な達成に努めるとともに、法令等の遵守状況の確認や業務改善活動の重要な取組として業務運営の横断的な内部監査を実施し、その結果を理事長によるマネジメントレビューに反映するなど、理事長のトップマネジメントの下、役職員が一丸となって業務の有効性と効率性の向上に取り組んでいた。さらに、内部統制の整備に関しては監事監査においても理事長あてに指摘がなされ、理事長からこれらの指摘に対する対処方針について監事に報告されていた。報告された対処方針等については、法人内のネットワークシステム等を通じて役職員に広く周知が図られており、監事を含め、組織全体で内部統制の充実・強化に向けて取り組まれていたと評価する。

平成21年度においては、これらの取組に加え、理事長の指示により当該法人における内部統制の現状について検証するため、内部統制の基本的要素とされる6項目の観点から点検・分析を行うとともに、その結果を踏まえ「財務・会計に関する専門的な内部監査を行うための仕組みの構築」や「コンプライアンスや内部通報に関する規程類の策定」に向けた検討を開始しており、それらの具体化を通じて更なる内部統制の充実・強化が図られることが期待される。

なお、札幌センター小樽事務所に限っては、移転作業の進捗管理を的確に行い平成21年度末に移転を完了するとともに、札幌センターとして一体的に運営できるよう、体制の整備が図られていた。

③ 「1(5) 業務運営の効率化による経費の抑制」においては、競争入札の対象となる契約の増加等により、一般管理費で3.3%（計画値：3%）、業務経費で6.0%（計画値：1%）抑制するなど、経費の節減を図っていた。

④ 「1(6) 人件費の削減」においては、業務の効率化を図り、人員を平成18年1月1日時点の722名から55名削減することにより、平成17年度決算額を基準として7.4%（計画値：4%）削減するなど節減に取り組むとともに、給与水準は国と比べて99.0であり、給与水準の適正化が図られていた。

また、労働基準法の適用により国と算定基準が異なる超過勤務手当等を除き、国と異なる諸手当の支払いの実績はなく、諸手当については、適正に支出されていた。

⑤ 「2(1) 生産段階における安全性等の確保に関する業務」のうち、「肥料の登録申請に係る調査に要する期間の短縮」及び「飼料安全法に基づく立入検査等の報告に要する期間の短縮」等については、中期目標終了時において実績を評価することとしているが、平成21年度においては報告事務の簡素化を図る等、短縮に向けた取組を実施しており、中期目標終了時における計画の達成が期待される。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

① 法人からの自己評価等の資料の提出や業務実績等に関するヒアリングをもとに、中期計画項目である「1(1) 食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組」、「1(2) 情報提供業務の一元化及び提供内容の充実」、「1(3) 窓口業務の全国における実施」、「1(4) 検査・分析能力の継続的向上」、「2(1) 肥料関係業務」、「2(2) 農業関係業務」、「2(3) 飼料及び飼料添加物関係業務」、「2(4) 土壤改良資材関係業務」、「3(1) 食品表示監視業務」、「3(2) 登録認定機関、認定事業者等に対する指導・監督業務」、「3(3) JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務」、「3(4) 国際規格に係る業務」、「3(5) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務」、「3(7) 緊急時の要請に関する業務」、「4 リスク管理に資するための有害物質の分析業務」及び「6 国際協力業務」について評価基準に基づき評価を行った結果、業務実績がなく評価

の対象外とした「3(6) 依頼検査」及び「5 カルタヘナ担保法」を除く中項目においてはA評価となったことから、大項目の評価はAとする。なお、中項目の評価については、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。

- ② 「1(1) 食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組」においては、「有機資材適合性判定スキームの検討」など4課題について各課題ごとに設置されたプロジェクトチームにおいて調査分析等を実施しており、効率的かつ効果的に取り組まれたと評価する。
- ③ 「1(2) 情報提供業務の一元化及び提供内容の充実」においては、消費者、生産者、事業者等からの相談に適切に対応するとともに、メールマガジンの活用や講習会の開催などにより積極的に情報の提供を図っていた。今後も引き続きわかりやすい形で情報の提供がなされることを期待する。
また、国民生活センターとは、これまでPI0-NET等を通じて消費者相談等に関する情報の共有化を図るとともに、研修等の講師を相互に派遣し合うなど連携を深めてきたところであるが、今般の事業仕分けにおける議論を踏まえ、今後とも適切に連携が図られることを期待する。
- ④ 「1(3) 窓口業務の全国における実施」においては、法人から当該業務の実績等に関する資料の提出を受けるとともに、実施状況等についてヒアリングを行った。
当該法人では、窓口業務の全国での実施に当たり、担当職員に対する研修の実施や規程類の策定により体制の整備を行い、統合以前から設置している窓口の強化を図るとともに、窓口の設置状況についてホームページや広報誌、メールマガジンのほか、当該法人が開催する各種講習会でPRを行い、設置した窓口について周知を図っていた。また、事業者及び消費者から寄せられた様々な相談に対して、すべての窓口において適切に対応されていた。これらの取組が実施されたことを踏まえ、相談者の職業及び相談内容等の要因分析を行った結果、窓口業務の全国における実施が、消費者等の利便性の向上に寄与したと評価する。
- ⑤ 「2(1) 肥料関係業務」においては、肥料取締法に基づく立入検査及び収去品の検査について有害成分を含むおそれが高い肥料の生産事業場へ重点化するための取組を実施するとともに、農林水産省から緊急的に要請された調査等について迅速に実施するなど、肥料の安全性の確保に関する業務を適正に実施していた。
- ⑥ 「2(2) 農薬関係業務」においては、農薬検査を目標期間内に完了させるための取組やGLP査察適合確認業務、国際調和関係業務を実施するとともに、残留農薬のポジティブリスト制度への移行に伴う技術支援要請に対応するなど、農薬の安全性の確保に関する業務を適正に実施していた。
- ⑦ 「2(3) 飼料及び飼料添加物関係業務」においては、有害な飼料の流通を防止するために必要な検査等を迅速に実施し、飼料安全法に基づく立入検査の結果及び収去品の試験結果について標準処理期間中に農林水産大臣に報告するとともに、農林水産省から緊急的に要請された調査等について迅速に実施するなど、飼料の安全性の確保に関する業務を適正に実施していた。
また、平成21年度から新たに開始した「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」に関する業務については、立入検査の実施前にアンケート調査による実態把握、模擬検査の実施等を行い、効率的かつ効果的な検査実施に取り組んだ。立入検査については平成21年12月から16件実施し、収集品検査結果も速やかに報告されており、適正に対応された。
- ⑧ 「3(1) 食品表示監視業務」においては、科学的手法を用いた食品表示の真正性の検査を6,000件以上実施するとともに、消費者の関心の高い品目を対象とした重点的な調査を4回実施していた。また、検査を通じて疑義が生じた場合は、農林水産省と連携し立入検査等を実施し、その結果についてはすべて3日以内に報告するなど、食品表示の監視に関する業務を適正に実施していた。このほか、警察からの要請により分析検査を実施していた。
- ⑨ 「3(2) 登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務」においては、登録認定機関に対する定期的調査をすべての対象機関に年1回実施するとともに、調査を通じて不適合の疑義が生じた場合には、必要に応じて是正のための指導を実施するなど、JAS規格制度に関する業務を適正に実施していた。
また、米国有機計画の技術的基準による認定機関の登録等業務については、関係規程等の作成や調査員への教育訓練の実施など体制の整備を図るとともに、審査の依頼者に対する調査を実施し、審査結果を速やかに農林水産省及び依頼者に報告するなど、適正に実施されたと評価する。今後も引き続き審査の依頼があった場合には、適正に実施されることを期待する。
- ⑩ 「6 国際協力業務」においては、国際協力機構(JICA)や国際獣疫事務局(OIE)等からの要請により、技術協力専門家の派遣や海外からの研修員の受入れを行うなど、開発途上国等からの技術支援要請に積極的に対応されていた。
また、平成21年5月にはOIEから「飼料の安全と分析分野」で世界で唯一のコラボレーティング・センターに指定されており、これまでの家畜飼料・飼料添加物の検査実績と分析能力が国際的にも認められたものと評価する。

(3) 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画

- ① 法人からの自己評価等の関係資料の提出や業務実績等に関するヒアリングをもとに、法人の中期計画項目である「1 経費節減に係る取組」、「2 法人運営における資金の配分状況」、「3 自己収入の増額に係る取組」及び「4 随意契約の適正化に関する取組」について評価基準に基づき評価を行った結果、すべての中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。なお、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。
- ② 運営費交付金の執行率は85.2%と低かったが、年度計画に定められた業務についてはすべて実施されており、未執行率が高かったことによる業務への影響は認められなかった。未執行率が高くなった主な要因は、予算と比べて退職手当の支給が減少したこと等により人件費に残額を生じたこと、大阪・岡山事務所の原状回復工事及び小樽事務所の移転に伴う運送業務の入札において落札価格が当初の見込額を大幅に下回ったこと等によるものであった。
- ③ 契約方式については、関係規程において原則一般競争入札によると規定されており、明らかに競争の余地のないものを除き、一般競争入札又は企画競争等、競争性のある方法により契約を行っていた。また、やむを得ず随意契約を行う場合には、総務部門の職員で構成する契約審査委員会においてその妥当性について個別に審査を行うなど、契約の適正化に努めていた。平成21年度に行った契約のうち、やむを得ず随意契約となった案件は、平成20年度と比較して件数全体に占める割合や金額ともに減少しており、随意契約の適正化が図られていた。
- ④ 一般競争入札による契約のうち、一者応札となった契約の割合については、公告期間の延長や調達情報のPR等に努めた結果、平成20年度と比較して減少しており、改善が図られていたと評価できる。
しかしながら、新たに設置した外部の有識者等で構成する契約監視委員会から、随意契約や一者応札となった契約等に関し、入札参加要件の緩和や契約方法等について検討を行い、更なる改善を図ることが求められていることから、今後も

より実質的な競争の確保に向けて取り組む必要がある。なお、契約監視委員会における審議結果については関係規程において速やかに理事長に報告すると規定されており、審議結果は、理事長に適切に報告されていた。

- ⑤ 工事及び測量・コンサルタント等業務に係る入札手続きや随意契約に係る契約手続きの運用状況については、外部の有識者で構成する入札監視委員会においてその適切性を確認しており、公正で透明性のある入札に努めていた。
なお、関係規程において、審議の結果、必要な場合にあっては理事長に意見の具申や勧告を行うことができると規定されているが、すべての審議結果は、理事長に適切に報告されていた。

- ⑥ 一括再委託の禁止や再委託の把握に関する措置条項を規定するため、関係規程の改正を行っており、「公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）」の実効性の担保が図られたと評価する。

(4) 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入れの遅延等による短期借入を行う事案はなかったため、評価の対象外とした。

(5) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

- ① 重要な財産の譲渡及び担保に供する事案はなかったため、評価の対象外とした。

- ② 本部及び地域センターで分担して実施している業務については、各業務ごとの具体的な業務実績、人員配置及び業務に要した経費等を比較・検討した結果、適切な業務運営であった。また、地方組織については、実施している業務の実態を踏まえた配置となっており、適切であると評価する。

当該法人が保有する重要な資産は、庁舎及びその敷地、ほ場であり、これらについては業務の実施に当たり必要不可欠なものであり、すべて有効に活用されていた。

- ③ 特許の出願に当たっては、職務発明の承継方針を明確化し、職務発明審査会において実施許諾の可能性、保有の必要性について審査を行うとともに、新たに技術移転機関と契約するなど、必要な体制の整備や特許の戦略的な活用に向けた取組がなされていたと評価する。

しかしながら、保有している特許のうち実施許諾に至っていない3件については改めて検証を行い、実施許諾の可能性が低いものについては、保有の必要性について検討するとともに、維持経費の観点から見直すことが必要である。なお、取得した特許については総務部門において適正に管理されていた。

(6) 剰余金の使途

- ① 剰余金を使用する事案はなかったため、評価の対象外とした。

- ② 平成21年度においては、利益剰余金（82,390千円）は生じているが、これは、平成21年度における検査・検定手数料、講習事業収入等の他、前中期目標期間繰越積立金（自己収入取得資産の減価償却費に充当したものの残額）及び積立金（平成20年度までの本中期目標期間中に生じた、検査・検定手数料、講習事業収入等による利益を積み立てたもの）によるものであった。

(7) その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- ① 法人からの自己評価等の関係資料の提出や事業実績等に関するヒアリングをもとに、法人の中期計画項目である「1 施設及び設備に関する計画」、「2 職員の人事に関する計画」及び「3 積立金の処分に係る事項」について評価基準に基づき評価を行った結果、すべての中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。なお、中項目の評価については、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。

- ② レクリエーション経費の支出はなく、レクリエーション経費以外の福利厚生費（法定外福利厚生費）についても平成20年度に引き続き、医薬品等購入費用については労働安全衛生規則の規定による「救急用具」に限定するなど、適正な執行に努めていた。

また、永年勤続表彰について見直しを行い、国の取扱いに準じた内容に改善されており、適正な対応が取られたと評価する。

評価項目（大項目）		評価
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		A
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		A
第3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画		A
第4 短期借入金の限度額		—
第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		—
第6 剰余金の使途		—
第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		A

評価単位ごとの評価シート（総括表）

評価項目（評価単位）		評価
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 共通事項		A
(1) 組織体制の強化		A
(2) 業務運営能力の向上		A
(3) 外部委託（アウトソーシング）による業務の効率化		A
(4) 分析機器等に関する効率化		A
(5) 業務運営の効率化による経費の抑制		A
(6) 人件費の削減		A
2 業務の重点化・効率化		
(1) 生産段階における安全性等の確保に関する業務		A
(2) 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務		A
(3) 情報提供業務		A
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 共通事項		A
(1) 食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組		A
(2) 情報提供業務の一元化及び提供内容の充実		A
(3) 窓口業務の全国における実施		A
(4) 検査・分析能力の継続的向上		A
2 生産段階における安全性等の確保に関する業務		
(1) 肥料関係業務		A
(2) 農薬関係業務		A
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務		A
(4) 土壌改良資材関係業務		A
3 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務		
(1) 食品表示監視業務		A
(2) 登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務		A
(3) JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務		A
(4) 国際規格に係る業務		A
(5) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務		A
(6) 依頼検査		—
(7) 緊急時の要請に関する業務		A
4 リスク管理に資するための有害物質の分析業務		A
5 カルタヘナ担保法関係業務		—
6 国際協力業務		A
第3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画		
1 経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組		A
2 法人運営における資金の配分状況		A
3 自己収入の増額に係る取組		A
4 随意契約の適正化に係る取組		A
第4 短期借入金の限度額		
1 法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み		—
第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
1 重要な財産の譲渡又は担保に関する計画		—
第6 剰余金の使途		
1 剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果		—
第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
1 施設及び設備に関する計画		A
2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む）		A
3 積立金の処分に関する事項		A

評価項目	達成状況	評価
第1-1 (1) 組織体制の強化	○組織体制の強化 【評価指標】 中項目の評価は、中項目に係る具体的な項目のうち最小のもの（以下「小項目」という。）の評価結果について、 達成度合がsとされた小項目を3点 達成度合がaとされた小項目を2点 達成度合がbとされた小項目を1点 達成度合がcとされた小項目を0点 達成度合がdとされた小項目を-1点 とし、その集計に当たっては、中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数を基準とし、原則として、次の3段階評価で行うものとする。 小項目の合計数値の割合が基準となる数値の90%以上 A 小項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%以上90%未満 B 小項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%未満 C ただし、上記評価の結果、A評価となった中項目にあっては、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価となった中項目にあっては、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 【評価結果】 ◇小項目 11×2点=22点 合計 22点 (22/22=100%) 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 一般管理部門の要員の削減、検査等業務に従事する要員の全体に占める割合の向上の実績は年度計画を上回るものであるが、各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 ① 統合メリットの発現による効率的な業務の実施体制の整備 検査等業務を効率的かつ効果的に推進するため、各分野の専門家からなるプロジェクトチームを設置する等により、各検査業務で得られた知見やノウハウの活用を図るとともに、緊急時や繁忙時において検査等に従事する職員を重点的に投入することができるよう、スタッフ制を拡大する等により、機動的かつ柔軟な業務運営を行う。 【年度計画】 ① 統合メリットの発現による効率的な業務の実施体制の整備 検査等業務を効率的かつ効果的に推進するため及び緊急時や繁忙時において機動的で柔軟な業務運営ができるよう、以下により組織運営及び組織体制の整備を行う。 ○ 理事長は独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）の現状の課題を認識し、的確な業務運営を行うとともに業務の改善を図るため、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の通知を受けた後、マネジメントレビューを実施する。 なお、実施に当たっては、センターが業務の信頼性を確保するために行う内部監査や苦情処理等の結果を踏まえるものとする。 ○ 本部の各部及び各地域センターの業務部門に、緊急時や繁忙時において検査等に従事する職員を重点的に投入することができるようスタッフ制を効果的に運用し、業務の進捗状況等に対応して、職員の業務内容を調整する。 ○ 各検査業務で得られた専門的	【事業報告】 ① 次のとおり組織運営及び組織体制の整備を行うことにより、検査等業務の効率的かつ効果的な推進及び緊急時や繁忙時における機動的で柔軟な業務運営に努めた。 【事業報告】 ○ 平成20年度の業務実績の評価結果、平成21年度の業務の進捗状況、監事監査・内部監査・苦情処理の結果等を踏まえ、マネジメントレビューを実施するとともに、その結果に基づき、統合メリットの一層の発揮、中期目標・中期計画の確実な進捗管理及び独立行政法人整理合理化計画への対応等について、理事長から本部の部長及び各地域センター所長に対して指示を行った。 【特記事項】 理事長は、フードチェーンを通じた食の安全と消費者の信頼の確保に資するため、業務運営の効率化と業務の質の向上を図り、肥飼料や農薬等の農業生産資材、食品等に関する専門技術的知見を活用して食の安全と消費者の信頼の確保を技術的側面から担い、農林水産大臣から指示された中期目標に基づく中期計画を達成するとともに、整理合理化計画への対応や3法人の統合に伴う統合メリットを一層発揮することが法人の課題であると認識している。 マネジメントレビューの実施に当たっては、センターが業務の信頼性を確保するために行う内部監査や苦情処理等の結果を踏まえ実施した。 ◇理事長は、法人の課題を的確に認識している。 s：的確に認識し、経営戦略の決定と実行において特に優れた成果が得られた a：的確に認識している c：認識が充分とは言えない d：認識していない ◇理事長は、マネジメントレビューを実施する等、リーダーシップを発揮した的確な業務運営を行った s：的確な業務運営を行い、業務運営の改善において特に優れた成果が得られた a：的確な業務運営を行った c：一部の業務運営において、的確さに欠ける箇所が見られた d：的確な業務運営を行わなかった 【事業報告】 ○ 本部の各部及び各地域センターのすべての業務部門にスタッフ制を導入し、各部課長等の指示により、業務の進捗状況等に対応してスタッフ職員の業務内容を調整するなど、効果的に運用した。 【機動的な人員配置の強化(中期計画第1の2(1)の②ア(ウ)に関する事業報告】 残留農薬基準のポジティブリスト化に伴う暫定基準の再評価等に関して、職員を機動的に配置した。 【特記事項】 「中期計画第1の2(1)の②ア(ウ)機動的な人員配置の強化(19ページ)」について	a a

知見の最大限の活用等を図るため、必要に応じて各分野の専門家からなるプロジェクトチームを設置する。	は、当指標において評価する。 ◇本部の各部及び各地域センターに業務量を勘案してスタッフ職員を配置することにより、機動的で柔軟な業務運営を行った。 s：行い、特に優れた成果が得られた a：行った c：行わなかった d：行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 ○ 各分野の専門家からなるプロジェクトチームを次のとおり4件設置し、各部門で蓄積された専門的知見を最大限に活用した。 ・有機資材適合性判定スキーム検討プロジェクトチーム ・検査分析能力向上のための研修・精度管理等のあり方検討プロジェクトチーム ・前作に使用された農薬の作物残留分析等プロジェクトチーム ・OIEコラボレーティング・センターとしての飼料安全に関する情報収集・発信のためのプロジェクトチーム ◇プロジェクトチームを設置することにより、検査等業務を効率的かつ効果的に行った。 s：行い、特に優れた成果が得られた a：行った c：行わなかった d：行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【特記事項】 肥料取締法（昭和25年法律第127号）及び農薬取締法（昭和23年法律第82号）それぞれに基づく表示が必要となる「農薬入り肥料」については、センターの立入検査時に該当品が確認された場合には、一体的にそれらの表示の点検を行う体制を構築した。	a
【中期計画】 【年度計画】 ② 内部統制機能の充実・強化 業務の対外的な信頼性・透明性の確保を図るため、コンプライアンスの周知徹底のもと、業務の有効性と効率性を高め、財務報告の適正化により内部統制機能の充実・強化を推進する。	【事業報告】 ② 次の取組を実施することにより内部統制機能の充実・強化を推進し、業務の対外的な信頼性・透明性の確保に努めた。 ○ 平成20年度監事監査の指摘を踏まえ、センターの内部統制の現状を検証するため、内部統制の基本的要素とされる6項目（①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥IT（情報技術）への対応）について点検・分析を行った。この現状分析の結果をマネジメントレビュー会議へ報告し、理事長の指示を受けて次の取組を行った。 ・ 財務・会計に関する専門的な内部監査を行う仕組みを平成22年度中に構築するための検討作業を開始した。 ・ コンプライアンス関係規程及び内部通報等処理細則を平成22年度に策定するための準備を行った。 ○ 平成19年度に策定した、法令、社会的規範を遵守し、倫理、良識に従って行動することを明記した「行動理念」、業務や組織の運営等について法人が目指す方向を明記した「行動方針」の全役職員への周知を図るとともに、改めて啓発文書を発出し、コンプライアンスの徹底に努めた。 ○ 業務実績報告要領を改正して、年度計画に基づく各部門の業務進捗状況を定期的に集計・報告する仕組みとし、役員会において予算の執行状況に併せて業務の進捗状況を一体的に把握できる体制とした。 ○ 業務におけるリスク管理の観点から、業務規程類及び作業標準（手順書等）の作成・見直しを行うとともに、内部監査、苦情処理、マネジメントレビュー等、品質マネジメントシステム（ISO9000）の考え方を取り入れた継続的な業務改善を実施し、業務の品質保証に努めた。 ○ 独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、平成20年度の財務諸表等について監査法人による監査を受けた。その結果、会計報告については準拠すべき会計基準に従い適正に処理されていること、また、その財務状況、運営状態等に関する情報が正しく表示されていることが確認された。 ○ CIO（Chief Information Officer：情報化統括責任者）の指導の下、業務・システム最適化推進委員会において、各種システムの取組状況、各データベースの管理・運営状況等について報告し、課題の整理を行うとともに、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修を行い、情報セキュリティに関する意識の向上を図った。 【特記事項】 監事監査規程に基づき監査が実施され、内部統制の検討・整備を図るべき等の指摘がなされた。これらの指摘に対し、適切に対応した。 ◇内部統制機能を充実・強化し、適正な組織運営を行った。 s：行い、特に優れた成果が得られた a：行った c：行わなかった	a

	d：行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	
【中期計画】 ② 内部監査の一体的な実施 内部監査体制を充実・強化し、業務の改善及び効率化を図るため、業務運営（会計を含む。）を横断的に監査する専任の部署を設置する。 また、担当する職員の監査能力の向上を図るため、内部監査員研修を毎事業年度1回以上実施する。 さらに、外部の有識者を活用した業務運営の改善を定期的に行う。 【年度計画】 ③ 内部監査の一体的な実施 内部監査体制を充実・強化し、業務の改善及び効率化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。 ○ 業務運営（会計を含む。）の横断的な内部監査を役員直属の組織である業務監査室において行う。 ○ 監査能力の維持・向上を図るため、内部監査員研修を実施する。 ○ 業務運営の改善を定期的に行うため、外部の有識者を含めた業務評価委員会による点検・評価を行う。	【事業報告】 ③ 次に掲げる措置を講じることにより、内部監査体制を充実・強化し、業務の改善及び効率化を図った。 【事業報告】 ○ 役員直属の組織である業務監査室において、業務運営（会計を含む。）の内部監査を横断的に実施した。 【特記事項】 業務の効率的な実施を図るため、平成20年度に実施したすべての業務を対象に、業務運営の横断的な内部監査を平成21年7月から同年9月に実施した。 内部監査で抽出した不適合89件及び改善推奨事項75件に対しては、必要な是正処置等を実施し、業務の改善及び効率化を図った。 ◇役員直属の組織である業務監査室において、業務運営の横断的な内部監査を実施した。 s：実施し、特に優れた成果が得られた a：実施した c：実施しなかった d：実施せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 ○ 職員に対して内部監査員養成研修を1回（99名）実施した。 【特記事項】 内部監査員となるための資格基準として、過去3年以内の内部監査員研修の受講を義務付けている。 ◇監査能力の維持・向上を図るため、内部監査員研修を1回以上実施した。 s：1回以上以上実施し、特に優れた成果が得られた a：1回以上実施した c：実施しなかった d：実施せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 ○ 平成22年3月に外部の有識者を含めた業務評価委員会を開催し、平成20年度における業務実績の評価結果及びこれへの対応状況、平成21年度マネジメントレビューの結果、平成21年度の業務の実施状況等について点検・評価を行った。 【外部の有識者を含む委員会の設置（中期計画第2の1(1)の①）に関する事業報告の記述】 外部の有識者を含む業務評価委員会を平成22年3月に開催し、平成21年度の取組内容の評価を行うとともに、平成22年度のプロジェクト課題についての意見等を伺った。 【特記事項】 「中期計画第2の1(1)の①外部の有識者を含む委員会の設置（29ページ）」については、当指標において評価する。 ◇外部の有識者を活用した業務評価委員会を開催し、業務運営の改善を行った。 s：開催し、必要な改善を行い、特に優れた成果が得られた a：開催し、必要な改善を行った c：開催せず、又は必要な改善を行わなかった d：開催せず、又は必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
【中期計画】 ③ 本部及び地域組織の再編・統合 統合メリットを発揮させるため、3法人の統合後は旧センター神戸センターと一体的に運営することとなる旧肥飼検大阪事務所及び旧センター岡山センターの組織・業務については、旧センター神戸センターの庁舎の移転・新築^(注)と併せて、神戸センターの庁舎に移管することとし、旧肥飼検大阪事務所及び旧センター岡山センターの事務所については、これらを廃止する。なお、これらの廃止に際しては、あらかじめ、利用者等に周知徹底し、業務の円滑な引継ぎ等を行うこととする。 (注) 旧センター神戸センターの現庁舎については、老朽化と耐震上の問題から、平成20年度を目途に移転・新築する予定である。	【事業報告】 ④ 統合メリットを最大限発揮するとともに、事務・事業の効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、次により地方組織の再編・統合を進めた。 ○ 神戸センターの新築・移転に合わせて平成20年度末に廃止した大阪事務所及び岡山事務所が入居していた合同庁舎の専有部分を返還するための原状回復工事を実施した。 大阪事務所現状回復工事 平成21年4月8日～21年7月24日 岡山事務所原状回復工事 平成21年4月7日～21年6月19日 ○ 平成21年度末に札幌センター小樽事務所を廃止し、その機能を札幌に移転し、札幌センターとして一体的に運営することとした。なお、移転にあたっては、札幌市内に借り上げたビルの改修工事を実施するとともに、小樽事務所が入居していた合同庁舎の原状回復のための工事の設計業務を契約した。 ◇札幌センター小樽事務所を廃止するため、所要の取組を行った。 s：計画どおり行い、特に優れた成果が得られた a：計画どおり行った b：概ね計画どおり行った c：行わなかった d：行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【平成21年度までの指標】	a

【年度計画】 ④ 本部及び地域組織の再編・統合 統合メリットを発揮するとともに、事務・事業の効率的かつ効果的な運営を図るため、札幌センタ一小樽事務所を平成21年度末までに廃止し、地方組織の再編・統合を進める。		
【中期計画】 ④ 一般管理部門の合理化及び検査等業務への重点化 新規採用を抑制するとともに、一般管理部門から業務部門への人事異動により一般管理部門の要員を削減し、一般管理部門の要員が全体に占める割合を、平成18年1月1日を基準として、中期目標期間中に3ポイント程度低下させる。 なお、一般管理部門から業務部門への人事異動を円滑に行うため、一般管理部門の職員を対象に必要な研修を実施する。 また、検査検定機関として検査等業務への重点化を図るため、一般管理部門の合理化と併せて情報提供業務など検査等業務以外の業務の重点化及び効率化を図ることにより、検査等業務に従事する要員が全体に占める割合を、平成18年1月1日を基準として、中期目標期間中に2ポイント程度向上させる。 【年度計画】 ⑤ 一般管理部門の合理化及び検査等業務への重点化 検査検定機関として検査等業務への重点化を図るため、平成18年1月1日を基準として、一般管理部門の要員が全体に占める割合を低下させ、検査等業務に従事する要員が全体に占める割合を向上させるため、トップマネジメントにより、組織活動の責任と権限を明確化した上で適切な人員配置を行うとともに、次に掲げる取組を行う。 ○ 一般管理部門の職員の退職に伴う補充に対応した新規採用を抑制する。 ○ 一般管理部門から業務部門への人事異動を円滑に行うため、異動する一般管理部門の職員を対象に必要な研修を実施する。 ○ 情報提供業務などの重点化及び効率化について検討する。	【事業報告】 ⑤ 次に掲げる取組を行うことにより、平成18年1月1日（注）を基準として、平成22年1月1日時点における一般管理部門の要員が全体に占める割合（％）を18.4％から14.5％に3.9ポイント低下させ、検査業務に従事する要員が全体に占める割合を67.2％から71.5％に4.3ポイント向上させ、検査検定機関として検査業務への重点化を図った。 注：独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日である。なお、平成18年1月1日における職員数は旧3法人の職員数を合算したものである。 ○ 一般管理部門の職員の退職に伴う補充に対応した新規採用は実施しなかった。 ○ 本部及び地方組織の再編・統合と併せて一般管理部門の統合など合理化を図り、一般管理部門から業務部門へ2名の異動を行った。これに伴い、業務部門へ異動した一般管理部門の職員を対象に、異動先での業務に必要な研修を実施した。 ○ 情報提供業務などの重点化及び効率化について検討し、肥飼料、農薬等の生産資材や食品等に関する情報を消費者、生産者、事業者等へ一元的に提供できるよう、引き続き各部門の担当者を情報提供部門に配置した。 【特記事項】 ◆達成度合（一般管理部門の要員の削減）：163％（3.9％／2.4％） ◆達成度合（検査等業務の要員の向上）：269％（4.3％／1.6％） ◇一般管理部門の要員が全体に占める割合を、平成18年1月1日を基準として、各事業年度ごとの計画値を達成した。（各事業年度ごとの計画値：中期計画開始時からの経過年数に0.6ポイントを乗じて得られる増加率。） s：計画値の達成度合は100％以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は90％以上であった b：計画値の達成度合は50％以上90％未満であった c：計画値の達成度合は50％未満であった d：計画値の達成度合は50％未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった ◇検査等業務に従事する要員が全体に占める割合を、平成18年1月1日を基準として、各事業年度ごとの計画値を達成した。（各事業年度ごとの計画値：中期計画開始時からの経過年数に0.4ポイントを乗じて得られる増加率。） s：計画値の達成度合は100％以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は90％以上であった b：計画値の達成度合は50％以上90％未満であった c：計画値の達成度合は50％未満であった d：計画値の達成度合は50％未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a a

評価項目	達成状況	評価
第1-1 (2) 業務運営能力の向上	○業務運営能力の向上 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 2×2点=4点 合計 4点(4/4=100%) 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 科学技術の進歩に対応しつつ確かな検査・分析の実施に資するよう、職員の技術的水準の維持・向上を図るため、次に掲げる研修及び資格等の取得をセンター全体で計画的に推進する。 ① 研修 ・機器分析研修 ・ISO9000審査員研修 ② 資格の取得 ・放射線取扱主任者 ・X線作業主任者 また、試験研究機関等との共同研究の実施等を通じて、検査分析に関する先進的な技術、知識等の導入に努める。 【年度計画】 ① 業務運営能力を向上させ、的確な検査・分析の実施に資するため、次に掲げる取組を行う。 ○ 職員の技術的水準の向上及び資格等の取得を計画的に実施するため、別に定める職員技術研修中期計画に基づき研修を行うとともに、研修企画委員会を開催し、必要に応じて当該計画の見直しを行う。 ○ 職員技術研修中期計画に基づき、ISO9000審査員研修コースを受講させ、修了試験の合格者を確保する。 ○ 放射線を利用した分析・測定機器を適切に取り扱うため、放射線取扱主任者又はX線作業主任者を配置するとともに、必要に応じて、職員にこれらの資格を取得させる。 ○ 職員の技術力の向上を図るため、遺伝子組換え食品の検査技術、安定同位体比測定技術等の最新の分析技術に関する研修を行う。 ② 科学技術の進歩に対応し、検査分析等に係る先進的な技術、知識等の導入を図るため、必要に応じて大学及び研究機関等との共同研究及び技術交流を行う。	【事業報告】 ① 次に掲げる資格の取得又は研修等を行うことにより、職員の技術的水準の向上による業務運営能力の向上を図った。 ○ 職員技術研修中期計画に基づき、研修を次のとおり行った。 また、研修企画委員会を開催した結果、職員技術研修中期計画については改正を要する事項はなかった。 ・専門技術研修及び技術能力向上研修 70回(延べ359名) (うち機器操作研修 22回(延べ46名)) ○ 職員技術研修中期計画に基づき、ISO9000審査員研修コースを4名に受講させ、次のとおり有資格者を確保した。 ・ISO9000審査員研修修了者 52名(新規4名) ○ 有資格者の必要なセンターに、放射線取扱主任者又はX線作業主任者を配置した。 なお、新たに資格を取得させる必要はなかった。 ・放射線取扱主任者 77名(新規0名) ・X線作業主任者 16名(新規0名) ○ 遺伝子組換え食品の検査技術等、最新の分析技術に関する研修を39回(延べ153名)行った。このうち、研究機関等が実施する高度な分析技術の研修に5回(6名)受講させた。 ◇職員の技術的水準の維持・向上を図るための研修及び資格の取得を計画的に行った。 s: 計画的に行い、特に優れた成果が得られた a: 計画的に行った b: 計画的に行わなかった c: 行わなかった d: 行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
	【事業報告】 ② 次のとおり職員を研究機関に駐在させるとともに、大学及び試験研究機関等との共同研究を12課題実施する等の技術交流を行うことにより、検査分析等に係る先進的な技術、知識等の導入を図った。 ・食品総合研究所 2名 ・中央水産研究所 1名 ◇検査分析等に係る先進的な技術、知識等の導入を図るため、必要に応じて大学、試験研究機関等との共同研究等を行った。 s: 行い、特に優れた成果が得られた a: 行った c: 行わなかった d: 行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a

評価項目	達成状況	評価
第1-1 (3) 外部委託（アウトソーシング）による業務の効率化	○外部委託（アウトソーシング）による業務の効率化 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 $1 \times 2 \text{点} = 2 \text{点}$ 合計 $2 \text{点} (2/2 = 100\%)$ 小項目の評価結果から評価はA評価であった。 小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 専門技術的知見の必要性が低い作業等のうち次に掲げる業務については、早期にアウトソーシングを行う。また、次に掲げる業務以外についても、アウトソーシングを行う方が効率的な業務を整理するため、検討を行う。 ① JAS規格見直し業務並びに肥料及び農薬の検査等業務に係るアンケート調査票の発送及び回答の集計作業 ② 専門技術的知見の必要性が低い試薬調製作業等 ③ JASマークの付された農林物資（以下「JAS製品」という。）の検査データ並びに肥飼料等の登録、届出情報及び立入検査結果等のデータの入力 ④ ホームページ及び農薬の検索システムの運営管理 ⑤ 専門知識を要しない外国文献の翻訳 このため、次に掲げる規程等を整備する。 ア 業務外部委託規程 イ 委託（入札）仕様書 ウ 委託先（業者）選定基準 【年度計画】 ① 次に掲げる業務については、平成20年度に引き続き、アウトソーシングに係る関連規程等に基づき適切にアウトソーシングを実施する。 ○ JAS規格見直し業務並びに肥料及び農薬の検査等業務に係るアンケート調査票の発送及び回答の集計作業 ○ 専門技術的知見の必要性が低い試薬調製作業 ○ JAS製品の検査データの入力 ○ 専門知識を要しない外国文献の翻訳 ○ メールマガジンの配信管理 ○ 広報誌の編集及び発送 ② 次に掲げる業務については、情報の取扱いや検査分析業務の信頼性の確保に留意しつつ、早期にアウトソーシングを行うため、昨年度の検討委員会における論点整理を踏まえ、具体的な取組を検討する。 ○ 肥飼料等の登録、届出情報及び立入検査結果等のデータの入力 ○ ホームページ及び農薬の検索システムの運営管理 ③ ①及び②以外の業務についても、効率化を図るため、アウトソーシングの可能性を検討する。	【事業報告】 ① 「アウトソーシング実施規程」に基づき、外部の専門業者に委託した方が業務運営の効率化に資するものとして、次に掲げる業務について平成20年度に引き続きアウトソーシングを行い、業務の効率化に努めた。 ・ JAS規格見直し業務並びに肥料及び農薬の検査等業務に係るアンケート調査票の発送及び回答の集計作業 ・ 専門技術的知見の必要性が低い試薬調製作業 ・ JAS製品の検査データの入力 ・ 専門知識を要しない外国文献の翻訳 ・ メールマガジンの配信管理 ・ 広報誌の編集及び発送 ② 肥飼料等の登録、届出情報及び立入検査結果等のデータ入力並びに農薬の検索システムの運営管理について、アウトソーシングによる削減コスト、業務の効率化等の観点から検討し、情報の取扱い等に留意しつつ、アウトソーシングを実施した。 ホームページの運営管理については、日常的なホームページの更新及びコンテンツ修正等、平成22年度にアウトソーシングする具体的作業内容の検討を行った。 ③ ①及び②以外の業務について、アウトソーシングをした方が効率的な業務について、その可能性を前広に検討した。 なお、官民競争入札については、これまでも民間委託を行っていた庁舎管理業務につき、市場化スキームの活用により平成23年度以降の複数年契約化について検討した。 ◇専門技術的知見の必要性が低い作業等のアウトソーシングを推進した。 s：計画どおり推進し、特に優れた成果が得られた a：計画どおり推進した b：概ね計画どおり推進した c：計画どおり推進できなかった d：計画どおり推進できず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
第1-1 (4) 分析機器等に関する効率化	○分析機器等に関する効率化 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 $2 \times 2 \text{点} = 4 \text{点}$ 合計 4点 (4/4 = 100%) 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 センターに設置されている分析機器等については、定期的にその稼働状況等の調査を行い、その結果を踏まえた検査計画を策定することにより、既存の分析機器等の稼働率の向上を図る。 また、分析機器等の更新に当たっては、耐用年数の経過状況等のほか、センター全体における必要性を十分に検討する。	【事業報告】 分析機器の稼働状況等の調査を行い、その結果を踏まえて分析件数を調整する等、平成22年度の検査計画の策定に反映させ、分析機器の稼働率の向上を図った。 ◇全センターの分析機器の稼働状況の調査を行い、次年度の検査計画の策定に反映させた。 s : 反映し、特に優れた成果が得られた a : 反映させた c : 反映させなかった d : 反映せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
【年度計画】 分析機器等の稼働率の向上を図るため、その稼働状況等の調査を行い、次の事業年度の検査計画の策定に反映させる。 また、分析機器等の新規購入及び更新に当たっては、耐用年数の経過状況等のほか、センター全体における必要性を十分に踏まえたものとする。	【事業報告】 分析機器の新規購入及び更新に当たっては、分析試験業務担当課から要求のあった機器について、稼働状況等の調査結果を踏まえ、センター全体における必要性について十分な検討を行った上で整備方針を決定した。この結果、小樽事務所に設置していたロータリーエバポレーター及び原子吸光分光光度計を本部に、GC-MSを名古屋センターに、HPLCを神戸センターに、乾熱滅菌器を福岡センターに移設して活用するなど、効率的な運用を行った。 ◇分析機器等の更新に当たっては、センター全体としての必要性を検討した上で更新した。 s : 十分に検討した上で更新し、特に優れた成果が得られた a : 十分に検討した上で更新した c : 十分に検討せず更新した d : 十分に検討せず更新し、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a

評価項目	達成状況	評価
第1-1 (5) 業務運営の効率化による経費の抑制	○業務運営の効率化による経費の抑制 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 3×2点=6点 合計 6点 (6/6=100%) 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 一般管理費の削減、業務経費の削減等の実績は年度計画を上回るものであるが、各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、検査業務等の合理化と効率化を図り、少なくとも対前事業年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制する。 さらに、センター全体として、本部及び地方組織の再編・統合に伴う一般管理部門の統合等による管理部門の合理化及び効率化、検査等業務の重点化及び業務間の連携・調整の実施による効率化を行うなど、統合メリットを発現することにより、中期目標期間の最終事業年度において、平成18年度予算における一般管理費比で10%相当額の抑制を行う。 【年度計画】 上記(1)～(4)に掲げる措置により、人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前事業年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制する。 さらに、センター全体として、本部及び地方組織の再編・統合に伴う一般管理部門の統合等による管理部門の合理化及び効率化、検査等業務の重点化及び業務間の連携・調整の実施による効率化を行うなど、統合メリットを発現することにより、中期目標期間の最終事業年度において、平成18年度予算における一般管理費比で10%相当額の抑制を行うため、本事業年度は平成18年度予算における一般管理費比で6%相当額の抑制を行う。	【事業報告】 人件費を除く運営費交付金で行う事業について、検査等業務の合理化及び効率化を図ること等により、対平成20年度比で一般管理費を3.3%、業務経費を6.0%抑制した。 【特記事項】 一般管理費に要した経費は630,152千円であり、平成20年度の経費651,583千円に対し3.3%抑制した。 業務経費に要した経費は901,089千円であり、平成20年度の経費958,253千円に対し6.0%抑制した。 ◆達成度合（一般管理費の抑制）：110% (3.3%/3%) ◆達成度合（業務経費の抑制）：600% (6.0%/1%) 平成21年度予算（単位：千円） 支出 業務経費 1,025,291 施設整備費 134,002 受託経費 0 一般管理費 1,120,669 人件費 5,768,838 計 8,048,800 ◇人件費を除く運営費交付金で行う事業について、新規事業分その他特別の事情による増加分を除き、一般管理費を対前年度比で3%抑制した。 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は100%以上であった b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度合は70%未満であった d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった ◇人件費を除く運営費交付金で行う事業について、新規事業分その他特別の事情による増加分を除き、業務経費を対前年度比で1%抑制した。 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は100%以上であった b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度合は70%未満であった d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
	【事業報告】 センター全体として、本部及び地方組織の再編・統合に伴う管理部門の合理化及び効率化、検査等業務の重点化及び業務間の連携・調整の実施による効率化を行うなど、統合メリットを発現することにより人件費を抑制し、平成21年度においては、平成18年度予算における一般管理費比で6.0%相当額を抑制した。 【特記事項】 平成18年度一般管理費の予算額771,977千円（旧3法人合計）比△6%、46,319千円の抑制を行った。 ◆達成度合（統合メリットによる抑制）：100% (6.0%/6%) ◇統合メリットを発現することにより、年度計画に定められた一般管理費比相当額の経費を抑制した。 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は100%以上であった b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度合は70%未満であった d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a

評価項目	達成状況	評価
第1-1 (6) 人件費の削減	○人件費の削減 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 $2 \times 2 \text{点} = 4 \text{点}$ 合計 4点 ($4/4 = 100\%$) 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 人件費の削減等の実績は年度計画を上回るものであるが、各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間に、センター全体の人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について5%以上の削減を行うとともに、(5)の10%相当額の抑制を行うに当たり、一般管理部門の統合等による管理部門の合理化等の統合メリットを発現することにより、更なる人件費の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革に併せ、人事院勧告を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 【年度計画】 業務の効率化を図り、人員を削減することにより、人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について、平成17年度決算額を基準として4%以上の削減を行うとともに、(5)の6%相当額の抑制を行うに当たり、一般管理部門の統合等による管理部門の合理化等の統合メリットを発現することにより、更なる人件費の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革に併せ、人事院勧告を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人件費改革を進めるものとする。	【事業報告】 業務の効率化を図り、人員を平成18年1月1日時点（注）の常勤職員722名から667名（平成22年1月1日時点）と55名削減することにより、平成17年度決算額を基準として人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）を7.4%削減した。 注：独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日である。なお、平成18年1月1日における職員数は旧3法人の職員数を合算したものである。 なお、センターの給与体系は国と同水準を維持しており、平成21年度のラスパイレス指数（事務・技術職員）は99.0であった。 また、国家公務員の給与構造改革に併せ、人事院勧告及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を踏まえ、俸給を引き下げるとともに、地域手当の支給割合の改定等を行い、人件費改革を進めた。 【人員に関する指標（中期計画第7の2(2)）に関する事業報告の記述】 業務の効率化を図り、人員を平成18年1月1日時点（注）の常勤職員722名から667名（平成22年1月1日時点）と55名削減することにより、平成17年度決算額を基準として人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）を7.4%削減した。 注：独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日である。なお、平成18年1月1日における職員数は旧3法人の職員数を合算したものである。 なお、センターの給与体系は国と同水準を維持しており、平成21年度のラスパイレス指数（事務・技術職員）は99.0であった。 また、国家公務員の給与構造改革に併せ、人事院勧告及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を踏まえ、俸給を引き下げるとともに、地域手当の支給割合の改定等を行い、人件費改革を進めた。 【特記事項】 平成21年度における退職金及び福利厚生経費並びに非常勤職員給与を除く人件費は、4,440百万円であり、平成17年度の人件費4,887百万円（旧3法人合計）に対し、9.1%削減した。 上記の削減率について、削減率算出の対象外とされた平成19年度及び平成21年度の給与改定に伴う増減分に相当する比率△1.7%の補正を行った結果、平成21年における人件費の削減率は7.4%となった。 労働基準法の適用により国と算定基準が異なる超過勤務手当等を除き、国と異なる諸手当の支払いの実績はなかった。 「中期計画第7の2(2)の人員に関する指標（103ページ）」については、当指標において評価する。 ◆達成度合（人件費の削減）：185%（7.4%/4%） ◇人件費について、退職金及び福利厚生費並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除き、平成17年度を基準として、各事業年度ごとの削減計画値を達成した。（各事業年度ごとの削減計画値：中期計画開始時からの経過年数に1%を乗じて得られる削減率。） s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は100%以上であった b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度合は70%未満であった d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった ◇国家公務員の給与構造改革に合わせ、人事院勧告を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを行った。	a a

s : 行い、特に優れた成果が得られた a : 行った c : 行わなかった。 d : 行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	
--	--

評価項目	達成状況	評価
第1-2 (1) 生産段階における安全性等の確保に関する業務	○生産段階における安全性等の確保に関する業務 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 16×2点=32点 合計 32点 (32/32=100%) 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 肥料取締法に基づく立入検査等の重点化、農業検査の迅速化、飼料の試験成分点数等の実績は年度計画を上回るものであるが、各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 ① 肥料関係業務 ア 肥料の検査等業務 再生資源の利用促進により、汚泥等有害成分を含むおそれの高い肥料の銘柄の登録申請数が依然として高水準で推移することが見込まれる中で、肥料の安全性の確保と食の安全の効率的かつ効果的な推進に資するため、その申請に係る調査の質を確保しつつ、中期目標期間中に、当該調査結果の報告までの期間を5%削減することができるよう、次に掲げる事項を推進する。 (7) 登録申請マニュアル及び登録Q&Aの改訂・配布並びにこれらのホームページへの掲載を行うとともに、職員の問い合わせ対応能力の向上を図ることにより、肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図る。 (4) 肥料用原材料のデータベースを、LANを用いて本部及び地方組織で共有化することにより、登録申請時における安全性の可否の判断の迅速化を図る。 (ウ) 最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の効率化等を図る。 また、平成12年度から汚泥肥料の検査を始めたところであるが、安全性に係る有害成分の基準値を超える違反が多数確認されるとともに、輸入肥料についても同様な事例が認められる中で、これら成分の検査結果を迅速に判定することが求められている。このため、中期目標期間中に、成分1点当たりにかかる分析時間を5%削減することができるよう、次に掲げる事項を推進する。 (7) 有害成分ごとに集中的に分析・鑑定を行うこと等により、検査の効率化を図る。 (4) 専門技術的知見の必要性が低い作業等についてアウトソーシングを推進することにより、業務の合理化を図る。 (ウ) 最新の分析・鑑定手法の導入等分析技術の高度化に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。 (イ) 機器分析研修等を積極的に受講させ、職員の分析技術の向上に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。 さらに、調査研究等業務については、次に掲げる分野を始め、肥料の施用による人畜に有害な農産物の生産の未然防止及び国民の健康の確保に資する分野に重点化する。 (7) 産業廃棄物や汚泥を原料とした肥料の経年施用による有害成分の土壌への蓄積量や農産物への残留量の調査等、公定規格の設定の検討に資する調査 (4) 肥料中の有害成分の適正な評価手法の開発 なお、農林水産省から要請のあった事項については、最重点課題として対応する。 イ 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務 肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることとし、全体の立入検査事業数に占める割合を、平成17年度を基準として、中期目標期間中に30%増加させる。また、立入検査時の収去については、有害成分を含むおそれの高い肥料について重点的に行うこととし、全体の収去点数に占める割合を、平成17年度を基準として、中期目標期間中に50%増加させる。以上の目標を達成するため、次に掲げる事項を推進する。 (7) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれが高い肥料以外の普通肥料の生産事業場については、過去5か年の立入検査の結果に基づき、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図ることにより、立入検査件数と収去点数を中期目標期間中にいずれも30%以上削減するとともに、 (4) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去点数を、中期目標期間中に、	【事業報告】 ① 肥料関係業務 ア 登録申請1,485件に係る調査の質を確保しつつ、結果の報告までに要する期間を削減するため、次に掲げる事項に取り組み、平均で25.5日（最長30日）とした。 (7) 登録申請マニュアルを改訂し、要請に応じて配布するとともに、ホームページに肥料登録申請手続きの概要及び諸手続き等を掲載し、登録申請者に対する最新情報の提供に努めた。なお、登録Q&Aについて見直しを行った結果、改訂を要する事項はなかった。 また、窓口業務に係る職員10名に対して、肥料登録申請等の事例演習を含む研修を実施するとともに、登録担当者によるプロジェクト会議を開催し、問合せ対応能力の向上を図った。 (4) 新規に登録申請があった1,485件について、登録申請書を電子データ（PDF）化し、インターネットVPNを用いて各センター間で情報を共有することにより、登録申請時における安全性の可否の判断の迅速化を図った。 また、新たな製法による肥料の原料や材料のデータベース化を引き続き行い、原料35件及び材料17件を追加集積した。 (ウ) 日本環境化学会が主催した講演等4回に延べ6名参加し、最新の分析・鑑定手法に関する情報の収集を行った。 【特記事項】 中期目標終了時（平成22年度）の指標のため、今年度は評価しない。 ◇検査等の効率化・合理化を図ることにより、肥料の新規登録申請に係る調査結果の報告に要する現行の目標期間（30日）を5%削減した。 s：達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：達成度合は90%以上であった b：達成度合は50%以上90%未満であった c：達成度合は50%未満であった d：達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【中期目標終了時（平成22年度）の指標】 【事業報告】 平成12年度から汚泥肥料の検査を始めたところであるが、安全性に係る有害成分の基準値を超える違反が多数確認されるとともに、輸入肥料においても同様な事例が認められる中、これら成分の検査結果を迅速に判定するため、これまでに改良した肥料の重金属等分析法（ひ素、水銀の分析法の改良及びカドミウム、ニッケル、鉛の同一分解液で測定）を活用したほか、次に掲げる事項を推進することにより検査等の効率化、合理化を図り、分析時間を8.8%削減した。 (7) 収去品の検査については、有害成分ごとに集中的に分析・鑑定（808試料、成分点数9,796点）を実施した。さらに、検査の効率化を図るため、このうち、汚泥肥料の原料の溶出試験（40試料、成分点数760点）を本部	

それぞれ30%、50%以上増加させることとする。

また、立入検査の結果の報告については、中期目標期間中に、農林水産省の指示から報告までに要する期間を、現行の目標期間（40業務日）に対して10%削減させるため、次に掲げる事項を推進する。

- (7) 有害成分ごとに集中的に分析・鑑定を行うことにより、検査の効率化を図る。
- (イ) 専門技術的知見の必要性が低い作業等についてアウトソーシングを推進することにより、業務の合理化を図る。
- (ウ) 最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。
- (エ) LANの活用により、本部への報告等事務処理の効率化を図る。

【年度計画】

① 肥料関係業務

ア 肥料の検査等業務

再生資源の利用促進により、汚泥等有害成分を含むおそれの高い肥料の銘柄の登録申請数が依然として高水準で推移することが見込まれる中で、肥料の安全性の確保と食の安全の効率的かつ効果的な推進に資するため、その申請に係る調査の質を確保しつつ、中期目標期間中に、当該調査結果の報告までの期間を5%削減することができるよう、次に掲げる事項を推進する。

- (7) 登録申請に関する問合せ事務の合理化を図るため、その申請マニュアル及び登録Q & Aを改訂し要請に基づき配布するとともに、ホームページに掲載した登録申請マニュアル等の活用促進に努める。

また、併せて接遇研修等を実施し職員の問合せ対応能力の向上を図る。

- (イ) 新たな製法による銘柄の登録申請があった場合には、LAN等を用いて本部及び地方組織で情報を共有化し、登録申請時における安全性の可否の判断の迅速化を図るとともに、肥料用原材料のデータベース化を引き続き行う。
- (ウ) 分析・鑑定業務の効率化等を図るため、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行う。

また、平成12年度から汚泥肥料の検査を始めたところであるが、安全性に係る有害成分の基準値を超える違反が多数確認されるとともに、輸入肥料についても同様な事例が認められる中で、これら成分の検査結果を迅速に判定することが求められている。このため、中期目標期間中に、成分1点当たりにより要する分析時間を5%削減することができるよう、次に掲げる事項を推進する。

- (7) 有害成分ごとに集中的に分析・鑑定を行うこと等により検査の効率化を図る。また、汚泥肥料の原料の溶出試験を本部に集中して実施する。
- (イ) 専門技術的知見の必要性が低い作業等について整理・検討することにより、アウトソーシングを推進し、業務の合理化を図る。
- (ウ) 分析・鑑定業務の効率化を図るため、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行う。
- (エ) 機器分析研修等を積極的に受講させ、職員の分析技術の高度化に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。

さらに、調査研究等業務については、次に掲げる分野を始め、肥料の施用による人畜に有害な農産物の生産の未然防止と国民の健康の確保に資する分野に重点化する。

- (7) 産業廃棄物や汚泥を原料とした肥料の経年施用による有害成分の土壌への蓄積量や農産物への残留量の調査等、公定規格の設定の検討に資する調査
 - (イ) 肥料中の有害成分の適正な評価手法の開発
- なお、農林水産省から要請のあった事項については、最重点課題として対応する。

イ 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務

肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることとし、全体の立入検査事業所数に占める割合を、平成17年度を基準として、中期目標期間中に30%増加させる。また、立入検査時の収去については、有害成分を含むおそれの高い肥料について重点的に行うこととし、全体の収去点数に占める割合を、平成17年度を基準として、中期目標期間中に50%増加させる。以上の目標を達成するため、次に掲げる事項を推進する。

- (7) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料以外の普通肥料の生産事業場については、過去5か年の立入検査の結果に基づき、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図ることにより、立入検査件数と収去点数をいずれも30%以上削減するとともに、
- (イ) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去点数をそれぞれ30%、40%以上増加する。

で集中して実施した。

- (イ) 業務の合理化を図るため、ICP質量分析用標準液の調製についてアウトソーシングを実施した。
- (ウ) 日本環境化学会が主催した講演等4回に延べ6名が参加し、最新の分析・鑑定手法に関する情報の収集を行った。
- (エ) 環境省等主催の機器分析研修等6回に延べ10名を参加させ、分析技術の高度化に努めた。

【特記事項】

中期目標終了時（平成22年度）の指標のため、今年度は評価しない。

◇収去品の検査について、検査等の効率化・合理化を図ることにより、平成17年度を基準として、有害成分1点当たりにより要する分析時間を5%削減した。

s：達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた

- a：達成度合は90%以上であった
- b：達成度合は50%以上90%未満であった
- c：達成度合は50%未満であった
- d：達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

【中期目標終了時（平成22年度）の指標】

【事業報告】

調査研究等業務について、肥料の施用による人畜に有害な農産物の生産の未然防止と国民の健康の確保に資する分野に重点化し、次の調査研究等を行った。

- ・汚泥肥料の連用によるカドミウムの土壌蓄積及び作物への吸収試験
- ・カドミウムの土壌中における形態の変化に関する調査
- ・肥料中の重金属等の分析法の検討
- ・汚泥肥料中及び土壌中の形態別カドミウムの評価方法の確立の検討

なお、農林水産省から要請があった、炭化工程により生産される汚泥肥料の生産工程及び含有成分に関する調査について、最重点課題として実施し、その結果を平成21年12月に報告した。

また、「肥料等試験法（2009）」を取りまとめ、ホームページに掲載するとともに、肥料研究報告第2号を発行した。

◇肥料に関連する調査研究業務について、肥料の施用による人畜に有害な農産物の生産の未然防止及び国民の健康の確保に資する分野に重点化した。（農林水産省から要請のあった事項については、最重点課題とした。）

- s：重点化し、特に優れた成果が得られた
- a：重点化した
- c：重点化しなかった
- d：重点化せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

【事業報告】

イ 肥料取締法に基づく立入検査については、各月ごとの集中検査や集中分析により、効果的かつ効率的な検査の実施に努めた。また、立入検査及び立入検査時の収去について、次に掲げる事項を推進し、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることにより、汚泥肥料等の生産事業場への立入検査及び収去点数の占める割合を平成17年度の実績に対してそれぞれ49.0%及び105.3%増加させた。

表1 有害成分を含むおそれの高い肥料の立入検査件数及び収去点数の割合

	H21 実績	H17 実績	増減率
立入検査件数	53.5%	35.9%	49.0%
収去点数	38.4%	18.7%	105.3%

【事業報告】

- (7) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの

(ウ) 異物の混入を防止するため、立入検査の際に生産管理状況、表示の適正化等の確認を重点的に行う。

また、立入検査の結果の報告については、農林水産省の指示から報告までに要する期間を、現行の目標期間（40業務日）に対して10%削減させるため、次に掲げる事項を推進する。

(ア) 有害成分ごとに集中的に分析・鑑定を行うことにより、検査の効率化を図る。また、汚泥肥料の原料の溶出試験を本部に集中して実施する。

(イ) 専門技術的知見の必要性が低い作業等について整理・検討することにより、アウトソーシングを推進し、業務の合理化を図る。

(ロ) 分析・鑑定業務の効率化等を図るため、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行う。

(ハ) 本部への報告等事務処理の効率化を図るためLAN等の活用を実施する。

高い肥料以外の普通肥料の生産事業場については、過去5か年の立入検査の結果に基づき、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図ることにより、立入検査件数と収去点数を平成17年度の実績に対してそれぞれ30.6%、45.8%削減した。

表2 汚泥肥料等以外の普通肥料の立入検査件数及び収去点数

	H21 実績	H17 実績	増減率
立入検査件数	301件	434件	△30.6%
収去点数	498点	919点	△45.8%

【特記事項】

《普通肥料の生産業者》

◆達成度合（立入検査件数）

: 102% (30.6%/30%)

◆達成度合（収去点数）: 153% (45.8%/30%)

◇汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料以外の普通肥料の生産事業場に対する立入検査件数を年度計画に基づいて削減した。

a

s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた

a : 計画値の達成度合は100%以上であった

b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった

c : 計画値の達成度合は70%未満であった

d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

◇汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料以外の普通肥料の生産事業場に対する収去点数を年度計画に基づいて削減した。

a

s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた

a : 計画値の達成度合は100%以上であった

b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった

c : 計画値の達成度合は70%未満であった

d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

【事業報告】

(イ) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去点数を平成17年度の実績に対してそれぞれ42.4%、46.2%増加した。

表3 汚泥肥料等の立入検査件数及び収去点数

	H21 実績	H17 実績	増減率
立入検査件数	346件	243件	42.4%
収去点数	310点	212点	46.2%

【特記事項】

《有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者》

◆達成度合（立入検査件数）

: 141% (42.4%/30%)

◆達成度合（収去点数）: 116% (46.2%/40%)

◇汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数を年度計画に基づいて増加した。

a

s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた

a : 計画値の達成度合は100%以上であった

b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった

c : 計画値の達成度合は70%未満であった

d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

◇汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料の生産事業場に対する収去点数を年度計画に基づいて増加した。

a

s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に

	優れた成果が得られた a : 計画値の達成度合は100%以上であった b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c : 計画値の達成度合は70%未満であった d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	
	【事業報告】 (ウ) 平成19年11月に農林水産省が発出した通知「無登録農薬と疑われる肥料に係る指導の徹底について」を受け、立入検査を実施したすべての事業場において、新たに生産管理状況、表示の適正化等の確認を重点的に実施し、肥料への疑義資材等の異物の混入防止に努めた。 ◇肥料取締法に基づく立入検査について、生産管理状況、表示の適正化等の確認を重点的に行った。 s : 行い、特に優れた成果が得られた a : 行った c : 行わなかった d : 行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
	【事業報告】 立入検査の結果の報告については、次に掲げる事項を推進することにより、検査等の効率化、合理化を図り、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を現行の目標期間（40業務日）に対して10.0%（4業務日）削減した。 (7) 立入検査において収去した汚泥肥料の原料の溶出試験（40試料、成分点数760点）を本部で集中して実施した。 (イ) 業務の効率化を図るため、ICP質量分析用標準液の調製についてアウトソーシングを実施した。 (ウ) 日本環境化学会が主催した講演等4回に延べ6名が参加し、最新の分析・鑑定手法に関する情報の収集を行った。 (エ) インターネットVPNを活用し、立入検査実施計画等の報告事務処理の効率化を図った。 【特記事項】 中期目標終了時（平成22年度）の指標のため、今年度は評価しない。 ◇検査等の効率化・合理化を図ることにより、現行の目標期間（40業務日）を基準として、立入検査の結果の報告に要する期間を10%削減した。 s : 達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 達成度合は90%以上であった b : 達成度合は50%以上90%未満であった c : 達成度合は50%未満であった d : 達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【中期目標終了時（平成22年度）の指標】	
【中期計画】 ② 農薬関係業務 ア 農薬の検査等業務 農薬の登録申請に係る検査の実施については、GLP（Good Laboratory Practice：優良試験所規範）制度に基づいて実施することを求めている試験項目の検査について、当該試験の信頼性に係る検査項目等の定型化を図る等、効率的かつ効果的に実施することにより、旧農薬検の前中期目標において目標とした検査期間を、中期目標期間中に更に5%程度短縮することとし、具体的には、次に掲げる目標期間内^(注)に検査を完了させるため、次の(7)から(イ)までの措置を講じる。 a 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬については、1年4か月以内 b a以外の農薬の検査については、10.5か月以内 (注) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬のADI（Acceptable Daily Intake：体重1kg当たりの1日摂取許容量）等が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。 (7) 検査項目の重点化 GLP試験成績の信頼性に係る項目についてチェックリストを	【事業報告】 ② 農薬関係業務 ア 農薬の登録申請に係る検査の実施については、GLP（Good Laboratory Practice：優良試験所規範）制度に基づいて実施することを求めている試験項目の検査について、当該試験の信頼性に係る検査項目等を定型化する等により効率化を図った。 平成21年度は、農林水産大臣から継続分を含め2,711件の検査指示があった。 このうち、基準の設定が必要な農薬の検査指示は418件であった。平成21年度内に検査が完了した112件のうち、迅速化に係る目標期間である1年4か月以内に検査を完了したものは109件（検査完了件数に対する割合：97.3%）であった。 目標を達成できなかった3件については、畜産物に関する残留農薬基準の見直しにより、農林水産省との調整に時間を要したためである。 また、基準の設定が不要な農薬の検査指示は	

作成し、農薬の登録申請に係る検査を効率的かつ効果的に実施する。

(イ) 検査業務の進行管理の充実

検査を行うに当たり、検査進行管理表に基づき各検査の進捗状況を総合的かつ定期的に点検し、検査の遅延の要因を分析して、検査の迅速化を図る。

具体的には、

- a 検査全体の進捗状況を検査職員全員が随時把握できるよう、LANシステムを改良する。
- b 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については、
 - (a) 農林水産大臣からの検査指示から、基準の設定等を行う厚生労働省、環境省及びリスク評価を行う食品安全委員会に対して必要な資料を送付するまで
 - (b) 農林水産大臣からの検査指示から、同大臣に対する検査結果の報告までの検査期間について、きめ細かく検査の進捗状況を把握し、検査期間の削減を図る。

(ウ) 機動的な人員配置の強化

検査の進行状況を踏まえ、必要に応じて検査職員を機動的に配置する。

(エ) 職員に対する研修のカリキュラムの策定及び研修の実施

業務内容の高度化及び専門化に対応しつつ、検査の迅速化を図るため、新たに体系的な研修カリキュラムを策定し、これに基づく研修を実施する。

イ アの業務に附帯する業務

調査研究等、これまで附帯業務として実施してきた業務については、検査検定を主たる業務として実施する法人にふさわしいものに特化・重点化する(具体的措置は、第2の2(2)の②のウにおいて後述)。

【年度計画】

② 農薬関係業務

ア 農薬の検査等業務

農薬の登録申請に係る検査の実施については、GLP (Good Laboratory Practice: 優良試験所規範) 制度に基づいて実施することを求めている試験項目の検査について、当該試験の信頼性に係る検査項目等の定型化を図る等、効率的かつ効果的に実施することにより、独立行政法人農薬検査所(以下「旧農薬検」という。)の前中期目標において目標とした検査期間を、中期目標期間中にさらに5%程度短縮することとし、具体的には、次に掲げる目標期間内(注)に検査を完了させるため、次の(ア)から(イ)までの措置を講ずる。

- a 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬については、1年4か月以内

b a以外の農薬の検査については、10.5か月以内
(注) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬のADI (Acceptable Daily Intake: 体重1kg当たりの1日摂取許容量) 等が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

(ア) 検査項目の重点化

GLP試験成績の信頼性に係る項目について平成18年度に作成したチェックリストを活用する。

(イ) 検査業務の進行管理の充実

登録検査に係る農薬について、検査進行管理表を作成し、これに基づき概ね3ヶ月に1回の頻度で検査進行管理会議を開催し、検査の遅延の要因を分析し、適切な措置を講ずる。

また、検査遅延防止のため、毎月1回、各検査担当課において検査進行状況を確認し、遅延がある場合は適切な措置を講ずる。さらに、

- a 検査進行状況の把握及び管理の効率化を図るため、農薬登録検査に係る業務システムの更新に当たり、登録検査の進捗状況の情報閲覧アクセス権者を拡充する。
- b 検査進行状況の把握及び遅延の要因分析に資するため、検査期間を検査指示から食品安全委員会送付までの検査期間及び全検査期間別に把握、整理する。

(ウ) 機動的な人員配置の強化

機動的な人員配置を行うため、スタッフ制を活用し、部長及び課長は、必要に応じて職員の業務内容を調整する。

(エ) 職員に対する研修の実施

前事業年度に見直した体系的な研修カリキュラムに基づいて研修を実施するとともに、必要に応じカリキュラムの見直しを行う。

イ アの業務に附帯する業務

調査研究等、これまで附帯業務として実施してきた業務については、検査検定を主たる業務として実施する法人にふさわしいも

2,293件であった。平成21年度内に検査を完了した1,693件のうち、迅速化に係る目標期間である10.5か月以内に検査を完了したものは1,681件(検査完了件数に対する割合: 99.3%)であった。

基準の設定が不要な農薬で目標を達成できなかった12件は、総使用回数の変更に伴い、同一の有効成分を含有する別途申請中の農薬においても同時登録とするため、検査終了時期を合わせたこと等によるものであった。

表4 平成21年度における目標期間の達成状況

基準	指示件数 ^{注1)}	検査完了件数	目標達成件数	目標達成率 ^{注2)}
必要	418	112	109	97.3%
不要	2,293	1,693	1,681	99.3%

注1) 平成21年度+継続分。

注2) 対検査完了件数比。

その他、1,339件の農薬について再登録に係る検査を行った。

以上の他、次の(ア)から(イ)までの措置を講じた。

【特記事項】

◆達成度合(基準設定が必要な農薬)
: 97.3%(109件/112件)

◆達成度合(基準設定が不要な農薬)
: 99.3%(1,681件/1,693件)

◇検査項目の重点化及び検査業務の進行管理の充実を図ることにより、農薬取締法に係る基準設定が必要な農薬について、目標期間内(1年4ヶ月以内)に検査を完了させた。

s : 達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた

- a : 達成度合は90%以上であった
- b : 達成度合は50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は50%未満であった
- d : 達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

◇検査項目の重点化及び検査業務の進行管理の充実を図ることにより、農薬取締法に係る基準設定が必要な農薬以外の農薬について、目標期間内(10.5ヶ月以内)に検査を完了させた。

s : 達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた

- a : 達成度合は90%以上であった
- b : 達成度合は50%以上90%未満であった
- c : 達成度合は50%未満であった
- d : 達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

【事業報告】

(ア) 農薬登録申請に係る検査について、平成18年度に作成したチェックリストを活用しGLP試験成績の信頼性に係る項目について定型的な検査項目の簡略化を図った。

(イ) 「検査進行管理表」は毎月2回作成し、その結果を踏まえ、3か月ごと(5・8・11・2月)に検査進行状況の定期的点検及び検査の遅延要因把握を行うとともに、検査遅延防止のため、毎月1回、各検査担当課において検査進行状況を確認するなどにより検査の迅速化に努めた。なお、検査に遅延は見られなかった。

a 効率的な進捗状況の管理を図るため、平成20年度の検討結果を踏まえ、農薬登録検査に係る業務システムの更新については、登録検査を担当する職員が情報を閲覧できるように、機能の向上について検討を進めた。

b 検査が完了した農薬についての検査期間を、検査指示から食品安全委員会送付までの検査期間及び全検査期間が把握できるよう、四半期ごとに整理し、把握を行い、遅延発生の未然防止に努めた。

(ウ) 残留農薬基準のポジティブリスト化に伴う暫定基準の再評価等に関して、職員を機動的に配置した。

のに特化・重点化する（具体的措置は、第2の2(2)の②のウにおいて後述）。	(イ) 登録検査に要求される毒性及び残留性等に関する高度の専門知識の涵養を行うため、平成20年度に見直したカリキュラムに基づき14回（53名）の研修を実施した。また、内部研修で習得が難しい技術、知識等については8件の外部研修を活用し、12名の職員を参加させた。 【特記事項】 (イ)及び(イ)の取組内容は「中期計画第2の2(2)の①農薬の検査等業務(51ページ)」、(ウ)の取組内容は「中期計画第1の1(1)の①統合メリットの発現による効率的な業務の実施体制の整備(6ページ)」において評価するため、当指標においては評価しない。 ◇GLP試験成績の信頼性に係る検査項目を重点化したチェックリストを活用して農薬の登録申請に係る検査を効率的かつ効果的に実施した。 s：効率的かつ効果的に実施し、特に優れた成果が得られた a：効率的かつ効果的に実施した b：効率的かつ効果的に実施しなかった事例があった c：実施しなかった d：実施せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
【中期計画】 ③ 飼料及び飼料添加物関係業務 ア 飼料中の飼料添加物及び有害物質のモニタリング検査について、試験に従事する職員1人当たりの試験成分点数を増加させるために当該事業年度中に取り組むべき課題及び職員1人当たりの目標とする試験成分点数を年度計画に定め、分析法の改良、分析技術の高度化等による分析業務の効率化を図り、中期目標期間の最終事業年度において試験に従事する職員1人当たりの試験成分点数を平成17年度の実績に対して5%増加させる。 また、モニタリング検査については、輸入飼料中の有害物質の混入等、飼料の安全性に関する課題を勘案し、検査の必要性に応じて重点化して実施する。 さらに、分析法の開発・改良、調査研究等の業務については、飼料の安全性に関する課題を勘案し、かつ、飼料分析基準検討会等における適正な評価を図りつつ、効率的に重点化して実施する。 イ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法	【事業報告】 イ 全調査研究費27.6百万円すべてをa及びbの調査研究に配分した。 a 農薬登録に係るOECDテストガイドライン等の国際的枠組の策定に当たり、これが我が国へ導入された場合の可否の検証 b 残留農薬基準の対象品目の拡大等に対応した新たな検査手法の開発 【研究費の重点配分(中期計画第2の2(2)の②ウ(7))に関する事業報告の記述】 全調査研究費27.6百万円すべてをa及びbに配分した。 【特記事項】 「中期計画第2の2(2)の②ウ(7)研究費の重点配分(55ページ)」については、当指標において評価する。 ◆達成度合（研究費の重点配分） ：125%(100%/80%) ◇農薬関係業務に係る調査研究費のうち、中期目標に掲げられた調査研究課題に係る調査研究経費の割合を80%以上とした。 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は100%以上であった b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度合は70%未満であった d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 ③ 飼料及び飼料添加物関係業務 ア 飼料中の飼料添加物及び有害物質のモニタリング検査について、試験の精度管理を的確に実施しつつ、平成18年度に開発したGC-MS、LC-MSによる有害物質等の一斉分析法等を活用することにより効率化を図り、試験に従事する職員1人当たりの試験成分点数を平成21年度の目標値2,500点に対して3,198点実施した。 【特記事項】 ◆達成度合（試験成分点数） ：128%(3,198点/2,500点) ◇分析法の改良等による分析業務の効率化を図ることにより、職員1人当たりの試験成分点数を年度計画に基づき実施した。	a

律第35号。以下「飼料安全法」という。)及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。)に基づく立入検査等業務 (7) 検査の重点化 飼料安全法に基づく立入検査等については、年間600箇所以上を目的とし、各事業年度における飼料の流通状況を勘案して、重点化する検査対象を年度計画に定めて、効率的かつ効果的に検査を実施する。 また、ペットフード安全法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い、効率的かつ効果的に検査を実施する。 (4) 検査結果報告の迅速化 飼料安全法に基づく立入検査等の結果及び収去対象飼料の試験結果の報告については、事務手続の見直し等を行い、中期目標期間中に、現行の報告に要する日数から少なくとも5業務日短縮し、立入検査結果にあつては立入検査の日から25業務日以内に、また、収去品の試験結果にあつては試験を終了した日から15業務日以内に報告する。 【年度計画】 ③ 飼料及び飼料添加物関係業務 ア 飼料中の飼料添加物及び有害物質のモニタリング検査について、試験に従事する職員1人当たりの試験成分点数を増加させるために、試験の精度管理を的確に実施しつつ平成18年度に導入されたポジティブリスト制度に対応して新たに開発したGC-MS、LC-MSによる一斉分析法を活用し分析業務の効率化を図り、職員1人当たりの目標とする試験成分点数を年間2,500点とする。 また、モニタリング検査については、輸入飼料中の有害物質の混入等、飼料の安全性に関する課題を勘案し、検査の必要性に応じて重点化して実施する。 さらに、分析法の開発・改良、調査研究等業務については、飼料の安全性に関する課題を勘案し、かつ、飼料分析基準検討会等における適正な評価を図りつつ、効率的に重点化して実施する。 イ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)第57条第1項及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。)第13条第1項の規定に基づく立入検査等については、次に掲げる事項を実施する。 (7) 検査の重点化 飼料安全法に基づく立入検査等については、牛海綿状脳症の発生の防止、飼料の有害物質による汚染防止、未承認遺伝子組換え体の流通防止等に重点化して飼料倉庫、サイロ、飼料等製造事業場等に、年間600箇所以上を目的とし、効率的かつ効果的に検査を実施する。 また、ペットフード安全法に基づく立入検査等については、平成21年3月にまとめた「ペットフードの安全監視体制構築に係る予備調査」報告書を踏まえ、農林水産大臣の指示に従い、飼料製造事業場等に対し、効率的かつ効果的に実施する。 (4) 検査結果報告の迅速化 飼料安全法に基づく立入検査等の結果及び収去対象品の試験結果の報告については、農林水産大臣への報告に要する期間を短縮することができるよう、LAN等を活用して本部及び各地方組織間の報告を簡素化する。 また、ペットフード安全法に基づく立入検査等の結果及び集取対象品の試験結果については、農林水産省の指示に従い報告する。	s : 達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 達成度合は90%以上であった b : 達成度合は50%以上90%未満であった c : 達成度合は50%未満であった d : 達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 また、モニタリング検査については、飼料等による家畜等への被害を未然に防止する観点から、飼料原料の大部分を占める輸入飼料を中心とした飼料中の有害物質等に重点化し、飼料等の安全性の確保の充実を図った。 さらに、分析法の開発・改良、調査研究等業務については、農林水産省からの要請や飼料等の安全性に関する課題を勘案して重点化し、9課題(10成分)について実施した。 これらの開発・改良した分析法は、「飼料分析基準検討会」において学識経験者による評価を受けた上で農林水産省に報告した。 ◇モニタリング検査、分析法の開発・改良、調査研究等業務については、飼料等の安全性に関する課題に重点化して実施した。 s : 重点化し、特に優れた成果が得られた a : 重点化した c : 重点化しなかった d : 重点化せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 イ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)第57条第1項及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。)第13条第1項の規定に基づく立入検査等については、次に掲げる事項を実施した。 飼料安全法に基づく立入検査等については、「平成21年度飼料等立入検査等実施の方針について(平成21年1月15日付け20消安第10429号農林水産省消費・安全局長通知)」等に基づき、牛海綿状脳症の発生防止、飼料の有害物質による汚染防止、未承認遺伝子組換え体の流通防止等を目的としたものに重点化して、644箇所に対して実施した。 また、検査の実施に当たっては、各月ごとの集中的な検査・分析による効率的かつ効果的な検査の実施に努めた。 また、ペットフード安全法に基づく立入検査等については、農林水産大臣からの指示に従い、16箇所に対して、効率的かつ効果的に実施した。 【特記事項】 「(7) ペットフード安全法に基づく立入検査等の実施」に関する取組については、「中期計画第2の2(3)の⑦ ペットフード安全法に基づく立入検査等業務(67ページ)」において評価するため、当指標においては評価しない。 ◆達成度合(立入検査件数) : 107%(644件/600件) ◇飼料安全法に基づく立入検査等について、重点化する検査対象を定めた上で、効果的かつ効率的に検査等を600箇所以上実施した。 s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 計画値の達成度合は100%以上であった b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c : 計画値の達成度合は70%未満であった d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】
---	---

飼料安全法に基づく立入検査等の結果及び収去対象飼料の試験結果の農林水産大臣への報告については、インターネットVPNを活用した本部及び各地域センター間における報告事務の簡素化等を図り、報告に要する期間をそれぞれ8業務日及び6業務日短縮した。

また、ペットフード安全法に基づく立入検査等の結果及び集取対象品の試験結果については、速やかに農林水産大臣に報告した。

【特記事項】

「(イ) ペットフード安全法に基づく立入検査等の結果及び集取対象品の試験結果の報告」に関する取組については、「中期計画第2の2(3)の⑦ペットフード安全法に基づく立入検査等業務(67ページ)」において評価するため、当指標においては評価しない。

中期目標終了時(平成22年度)の指標のため、今年度は評価しない。

◇事務手続きの見直し等により、飼料安全法に基づく立入検査等の結果を25業務日以内に農林水産大臣へ報告した。

s : 達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた

a : 達成度合は90%以上であった

b : 達成度合は50%以上90%未満であった

c : 達成度合は50%未満であった

d : 達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

【中期目標終了時(平成22年度)の指標】

◇事務手続きの見直し等により、飼料安全法に基づく収去品の試験結果を15業務日以内に農林水産大臣へ報告した。

s : 達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた

a : 達成度合は90%以上であった

b : 達成度合は50%以上90%未満であった

c : 達成度合は50%未満であった

d : 達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

【中期目標終了時(平成22年度)の指標】

【中期計画】

④ 土壌改良資材関係業務

ア 集取品の検査業務

集取品の検査については、集中的な検査等による迅速化等を図り、中期目標期間中に、平成17年度を基準として、集取品1点当たり要する試験時間を10%削減する。

イ 地力増進法(昭和59年法律第34号)に基づく立入検査業務

効率的かつ効果的な立入検査を行うため、過去5か年間の立入検査の結果を踏まえ、表示が不適切な製造業者、新規業者等に対する立入検査業務の重点化を図るとともに、立入検査の結果の報告については、集中的な検査等による迅速化、稟議手続等の合理化等事務処理の効率化を図ることにより、中期目標期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、VA菌根菌資材を除き、30業務日に短縮する。

【年度計画】

④ 土壌改良資材関係業務

ア 集取品の検査業務

集取品の検査については、集中的な検査等による迅速化を図り、平成17年度を基準として、集取品1点当たり要する試験時間を10%削減する。

イ 地力増進法(昭和59年法律第34号)に基づく立入検査業務

効率的かつ効果的な立入検査を行うため、過去5か年間の立入検査の結果を踏まえ、表示が不適切な製造業者、新規業者等に対する立入検査業務の重点化を図るとともに、立入検査の結果の報告については、中期目標期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、VA菌根菌資材を除き、稟議手続きの合理化等事務処理の効率化を図ることにより、30業務日に短縮する。

【事業報告】

④ 土壌改良資材関係業務

ア 集取品(27点)の検査については、集中的な検査・試験による迅速化を行い、平成17年度を基準として、集取品1点当たり要する試験時間を17.6%削減した。

表5 集取品1点当たり要する試験時間

	H21実績	H17実績	増減率
試験時間	7.33時間	8.90時間	△17.6%

【特記事項】

◆達成度合(試験時間の短縮)

: 176% (17.6%/10%)

◇集取品の検査について、集中的な検査等による迅速化等を図ることにより、平成17年度を基準として、集取品1点当たり要する試験時間を10%削減した。

s : 達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた

a : 達成度合は90%以上であった

b : 達成度合は50%以上90%未満であった

c : 達成度合は50%未満であった

d : 達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

【事業報告】

イ 過去5か年間の立入検査結果を踏まえ、表示が不適切な製造業者、新規業者等に対する立入検査業務の重点化を図り、効率的かつ効果的に立入検査を31件実施した。

◇地力増進法に基づく立入検査について、表示が不適切な製造業者、新規業者等に重点化した。

	s : 重点化し、特に優れた成果が得られた a : 重点化した c : 重点化しなかった d : 重点化せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 結果の報告については、電子媒体を用いることにより各地域センターからの報告事務処理の簡素化・効率化を図り、立入検査の指示から報告までに要する期間を平成17年度を基準として10業務日短縮し30業務日以内に農林水産大臣へ報告した。 【特記事項】 ◆達成度合（報告期間の短縮） : 100%（10業務日／10業務日） ◇地力増進法に基づく立入検査について、現行の目標期間（40業務日）を基準として、立入検査の結果の報告に要する期間を年度計画に基づいて短縮した。 s : 達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた a : 達成度合は90%以上であった b : 達成度合は50%以上90%未満であった c : 達成度合は50%未満であった d : 達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった
--	---

a

評価項目	達成状況	評価
第1-2 (2) 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務	○農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 8 × 2点 = 16点 合計 16点 (16/16 = 100%) 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 特定品目に係る重点的な調査の回数等の実績は年度計画を上回るものであるが、各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 ① 食品表示監視業務については、国、地方公共団体等との役割分担を踏まえ、センターの有するDNA解析技術及び微量成分の検査分析技術等の食品等に関する分析技術とその活用によって蓄積された専門技術的知見が必要とされる検査等に重点化を図るとともに、検査の方法又は工程の見直し、新たな検査方法の導入等による効率的な検査の実施により、平成17年度を基準として、検査に要する時間を中期目標期間中に10%削減し、検査の効率化を図る。 【年度計画】 ① 品質表示基準の遵守状況の確認のための食品表示の監視業務（以下「食品表示監視業務」という。）について、農林水産物、飲食物品及び油脂（以下「食品等」という。）に関する分析技術とその活用によって蓄積された専門技術的知見が必要とされる検査等に重点化を図るため、センターの調査研究等によって得られた成果を活用した特定品目に係る重点的な検査を2回以上行う。 また、食品表示監視業務に係る検査に要する時間を平成17年度を基準として中期目標期間中に10%削減するため、前事業年度に引き続き、分析試験ごとに分析実施センターの集約化等について検討し、総検査時間を8%程度削減する。	【事業報告】 ① 品質表示基準の遵守状況の確認のための検査の実施に当たっては、試験研究機関等と連携して実施したセンターの調査研究等により開発された検査技術を活用し、次のとおり果実飲料及びマグロについて、重点的な検査を2回実施した。 ・果実飲料の表示に関する重点調査 294件 ・マグロの表示に関する重点調査 300件 【特記事項】 ◆達成度合（重点的な検査回数）：100%（2回／2回） ◇食品監視業務について、センターの有する農林物資の分析技術等を活用した重点的な検査を実施した。 s：実施し、特に優れた成果が得られた a：実施した c：実施しなかった d：実施せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
【中期計画】 ② 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務については、食品表示の真正性確認に係る調査及び研究を重点的に行うため、表示の真正性確認に係る調査及び研究課題の比率を全体の80%以上とするとともに、各地方組織で実施していた調査及び研究を本部及び特定の地方組織に集約して行う。 【年度計画】 ② 農林物資の検査技術に関する調査及び研究の重点化を図るため、全調査研究課題のうち、表示の真正性確認に係る調査及び研究課題の比率を全体の80%以上とするともに、調査及び研究については本部（横浜事務所を含む。）及び神戸センターに集約して行う。 なお、年度途中で実施すべき課題が発生した場合には、この割合に留意し、必要に応じて課題の調整を行う。	【事業報告】 ② 平成21年度中に実施した調査研究課題25課題のうち、表示の真正性確認に係る調査研究を24課題実施し、全体に占める比率を96.0%とした。 また、調査及び研究については、引き続き本部、横浜事務所及び神戸センターに集約して行った。 なお、25課題のうち「農産物からの遺伝子組換え体の検知技術の開発＜新規認証遺伝子組換え農産物の検知技術＞」については年度途中で調査研究の委託の申し入れがあったこと、また「パパイア加工品中のDNAの検出」及び「黒糖と加工黒糖の判別可能性の確認」の2課題については農林水産省から年度途中で要請があったことから、これらの課題を追加して実施した。また、上記3課題に優先的に対応するため、「無機分析によるアスパラガスの原産国判別法の開発」については中止することとした。 【特記事項】 〔食品表示の真正性確認に係る課題の内訳〕 1. 生鮮食品の判別技術 11課題 2. 加工食品の原材料の判別技術 8課題 3. 遺伝子組換え食品の分析技術 5課題 ◆達成度合（食品表示の真正性確認に係る課題）：120%（96%／80%） ◇全調査研究課題のうち、食品表示の真正性確認に係る課題の比率は全体の80%	a

	であった。 s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 計画値の達成度合は100%以上であった b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c : 計画値の達成度合は70%未満であった d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった ◇各地域センターで実施していた調査及び研究を本部及び特定の地域センターに集約した。 s : 集約し、特に優れた成果が得られた a : 集約した c : 集約しなかった d : 集約せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
【中期計画】 ③ 登録認定機関の登録及びその更新時における調査については、検査員の能力向上と適切な進行管理により、農林水産省の調査指示から報告までの目標期間（30業務日（ただし、申請者に対し、照会、追加・補足資料等が必要とされ、事務処理を行うことができなかった等の期間を除く。第2の3において同じ。））を中期目標期間中に10%削減する。 【年度計画】 ③ 登録認定機関（登録外国認定機関を含む。以下同じ。）の登録及び登録の更新時における調査（以下「技術上の調査」という。）については、事務処理の簡素化・合理化の取組を踏まえ、農林水産省の調査指示から報告までの目標期間（30業務日（ただし、申請者に対し、照会、追加・補足資料等が必要とされ、事務処理を行うことができなかった等の期間については除く。第2の3において同じ。））を2業務日短縮し、28業務日以内とする。 また、目標期間を10%削減することができるよう、登録認定機関の技術上の調査に係る基準文書を必要に応じて見直すとともに、検査員への周知徹底及び教育訓練を行うことにより検査員の能力向上を図る。	【事業報告】 ③ 登録認定機関（登録外国認定機関を含む。以下同じ。）の登録及び登録の更新時における調査（以下「技術上の調査」という。）については、次に掲げる取組を行うことにより、調査を行った355件すべての案件について、農林水産省の調査指示から27業務日以内に報告した。 事務処理の簡素化・合理化等について検討を行い、技術上の調査に係る基準文書について所要の改正を行った。 また、検査員（調査員又は調査員補）に対し、これまでの技術上の調査等の実績を事例演習に反映させた研修を3回（40名）実施し、検査員の調査能力の向上を図った。 ◇登録認定機関の技術上の調査に係る報告の目標期間を年度計画に基づいて短縮するとともに、中期目標期間中に10%削減するための取組を行った。 s : 計画どおり行い、特に優れた成果が得られた a : 計画どおり行った b : 概ね計画どおり行った c : 計画どおり行わなかった d : 計画どおり行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【平成21年度までの指標】 ◇登録認定機関の技術上の調査に係る報告の目標期間（30業務日）を10%削減した。 s : 達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた a : 達成度合は90%以上であった b : 達成度合は50%以上90%未満であった c : 達成度合は50%未満であった d : 達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【中期目標終了時（平成22年度）の指標】	a
【中期計画】 ④ 農林水産省が行うリスク管理に資するための有害物質の分析業務については、同一品目の集中的な実施、分析の作業工程の最適化等による効率的な分析の実施により、平成17年度を基準として、試料の分析に要する時間を中期目標期間中に10%削減する。 また、月別の分析業務量を平準化することにより、業務の効率化を図る。 さらに、分析対象の選定や分析の実施に当たっては、生産資材の特性や使用実態、センターの有する残留農薬等のデータ等の情報に基づき、検査等業務が連携して検討した上で、比較的风险が高いおそれのある農作物等を対象に、戦略的かつ重点的に実施する。 【年度計画】 ④ 農林水産省が行うリスク管理に資するための有害物質の分析業務については、平成17年度を基準として、試料の分析に要する時間を中期目標期間中に10%削減するため、厚生労働省が通知している一斉試験法の米穀、麦類、大豆等へ	【事業報告】 ④ 次に掲げる取組を行うことにより、農林水産省が行うリスク管理に資するための有害物質の分析業務の効率化に努めた。 これまで個別試験法で分析していた一部の農薬について、厚生労働省が通知している一斉試験法への一体化及び一部の農薬について分析実施センターの集約化により、残留農薬の分析に要する時間を平成17年度を基準として8.7%削減した。 【特記事項】 ◆達成度合（分析時間の短縮）：109%（8.7%／8%） ◇リスク管理のための有害物質の分析業務について、効率的な分析の実施等により、平成17年度を基準として、各事業年度ごとの削減計画値を達成した。（各事業年度ごとの削減計画値：中期計画開始時からの経過年数に2%を乗じて得られる削減率。） s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 計画値の達成度合は90%以上であった b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c : 計画値の達成度合は50%未満であった d : 計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 分析要員の教育訓練、技能試験等の実施時期を調整し、月別の業務量の平準化を図った。 ◇月別の分析件数等を平準化することにより業務の効率化を図った。 s : 効率化を図り、特に優れた成果が得られた	a

の適用、個別に分析していた農薬の同試験法への一体化等について検討し、試料の分析に要する時間を8%程度削減する。 また、分析要員に対する教育訓練との実施時期の調整を図り、月別の分析業務量を平準化することにより、業務の効率化を図る。 さらに、比較的风险が高いおそれのある農産物等の分析を戦略的かつ重点的に実施するため、分析対象や分析方法等の選定に当たっては、検査等業務を行う各部門が有するデータ等の情報に基づき、農林水産省関係部局と緊密に連携しつつ、検査関係各部門の協力の下、実施計画を策定し、適切に実施する。	a : 効率化を図った c : 効率化を図らなかった d : 効率化を図らず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 分析対象農薬の選定に当たっては、国内の登録農薬が400～500種類に及ぶことから、比較的风险の高いおそれのある農薬を重点的に実施するため、農薬検査部門が有する農薬の使用量等に関する情報に基づき野菜・果実の分析対象農薬を166種類に絞り込み、農林水産省関係部局と緊密に連携しつつ、食品検査部門において実施計画を策定し、適切に実施した。 【特記事項】 分析種の絞り込みに当たっては、農薬の使用頻度、製造量、残留状況等を勘案して選定した。 ◇農林水産省が行うリスク管理に資するための有害物質の分析業務について、戦略的かつ重点的に実施した。 s : 実施し、特に優れた成果が得られた a : 実施した c : 実施しなかった d : 実施せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
--	---	------------------------

評価項目	達成状況	評価
第1-2 (3) 情報提供業務	○情報提供業務 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 4×2点=8点 合計 8点(8/8=100%) 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 ① 食品等の品質及び表示、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の品質及び安全性等に関する情報を一元的に収集・発信するため、検査及び調査並びに法令に基づく業務との連携を図りつつ、これらの業務により作成された情報のデータベースや情報システムの的確な管理のための要員を平成19年度から配置するとともに、これらのデータベース等を活用した一元的な対応を図るため、CIO(Chief Information Officer: 情報化統括責任者)を設置する等の体制を構築する。 【年度計画】 ① センターが有する専門的知見を活用しつつ、食品等の品質及び表示、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の品質及び安全性等、食の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を重点的に収集・整理し、インターネット(ホームページ及びメールマガジンを含む。以下同じ。)による効率的かつ迅速な情報発信、講習会等を通じた的確な情報の提供を行うため、次に掲げる措置を講ずる。 ○ 食品等、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査及び調査の結果や、肥料取締法、農薬取締法、飼料安全法及び地力増進法に基づく業務により蓄積されたデータベースや情報システムを一元的に管理する体制及び要員の配置を必要に応じて見直す。 ○ CIO(Chief Information Officer: 情報化統括責任者)の指導のもとデータベースや情報システムのあり方を検討し、必要な改善を図る。	【事業報告】 ① 次に掲げる措置を講ずることにより、センターが有する専門的知見を活用しつつ、食品等の品質及び表示、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の品質及び安全性等、食の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を重点的に収集・整理し、インターネットによる効率的かつ迅速な情報発信、講習会等を通じた的確な情報の提供に努めた。 【事業報告】 ○ 各業務により蓄積されたデータベースや情報システムについて、一元的管理を行うために必要な各データベースごとの的確な管理のための要員として、管理責任者及び所定の期間内のデータ入力状況を確認する進行管理者を定め、必要に応じて見直しを行った。 ◇得られた情報をセンター業務情報化システム等により迅速に集積・整理し、一元的に管理する体制を構築した、又は定期的な見直しを行い、必要な改善を行った。 s: 必要な改善を行い、特に優れた成果が得られた a: 必要な改善を行った c: 必要な改善を行わなかった d: 必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
【中期計画】 ② 食の安全と消費者の信頼の確保の観点から情報提供を行う内容の重点化を図るため、情報提供業務により収集・整理する情報については、必要に応じて外部の有識者を含む委員会において検討・評価を行うとともに、消費者、生産者及び事業者等に対するアンケート調査の実施により、随時、提供内容等の見直しを図る。 【年度計画】 ② 食の安全と消費者の信頼の確保の観点から情報提供を行う内容の重点化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。 ○ 外部の有識者を含む委員会を	【事業報告】 ② 次に掲げる措置を講ずることにより、食の安全と消費者の信頼の確保の観点から情報提供を行う内容の重点化を図った。 【事業報告】 ○ 外部の有識者を含む情報提供業務検討・評価委員会を平成22年3月に開催し、平成21年度の情報提供業務の実施状況を点検・評価した。その結果、FAMIC及びその業務内容等が国民に一層理解されるよう、ホームページの検索エンジン対策の検討や、メールマガジンの配信登録者数の更なる増加を図るべき等の指摘を受け、平成22年度の改善としてホームページを更に使いやすいものとする等の対応について検討することとした。 なお、広報誌の配布先を拡大すべきとの平成20年度の同委員会における指摘に対し、教育機関や図書館、報道機関を配布先に加えた。 ◇情報提供業務により収集・整理する情報について、外部の有識者を含む委員会において検討・評価を行った。 s: 行い、特に優れた成果が得られた a: 行った	a

設置し、次の事業年度に重点的に収集・整理する情報分野を検討する。また、この委員会において、情報の収集、整理、提供に関する業務の実施状況を点検・評価し、必要な改善を図る。 ○ 消費者、生産者及び事業者等の関心の高い情報を重点的に収集するためのアンケート調査等を実施し、随時、提供内容の見直しを図る。	c : 行わなかった d : 行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 ○ 消費者、生産者及び事業者等の関心事項を把握するためのアンケート調査等を、次のとおり実施した。 ・ ホームページ、広報誌及びメールマガジンの利用者に対し、アンケート調査を行った。 ・ ホームページに関する意見要望等を随時受け付けるコンテンツを引続き設置した。 ・ 講習会及び研修会の課題等の選定に資するため、センターが開催する講習会の際に、アンケート調査を行った。 ◇消費者、生産者及び事業者等の関心の高い情報を重点的に収集するためのアンケート調査等を実施した。 s : 実施し、特に優れた成果が得られた a : 実施した c : 実施しなかった d : 実施せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
--	---	----------

評価項目	達成状況	評価
第2-1 (1) 食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	○食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 3×2点=6点 合計 6点(6/6=100%) 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 ① 食の安全と消費者の信頼の確保に資するため、中期目標期間中に次に掲げるような8課題について検討し、結論を得る。 ア 職員の分析能力の向上及び平準化に向けた定期的な技能試験の実施方法の検討及び試験結果に基づく研修プログラムの作成 イ 検査結果の信頼度を向上させるための業務改善プログラムの作成及び当該プログラムに基づく業務の改善 ウ 海外における生産資材に係るリスク管理情報や農薬等の安全性に係る情報等、消費者等の関心が高く、重点的に収集すべき情報に係る収集方法の検討 エ 広報誌、メールマガジン等の情報提供媒体の活用方やプレゼンテーション方法等に関する情報提供能力の向上のためのプログラムの策定及び当該プログラムに基づく業務の改善 オ 肥飼料や農薬に由来する食品中の危害要因に係る情報の収集・分析 カ 肥飼料や農薬の使用実態及び特性を踏まえた食品中の有害物質の実態調査 キ 有機農産物の表示等の新たな表示に対応した検査技術や検査方法の改善・改良 ク アからキまでに掲げるもののほか、食の安全と消費者の信頼の確保の観点から特に必要な課題 上記の課題の取組に当たっては、外部の有識者を含む委員会を設置し、毎事業年度、取組内容の評価・改善を図るとともに、専門技術的知見を有する職員により構成されるプロジェクトチームの設置等により、各業務の連携・調整を図りつつ、効率的・効果的に実施する。 【年度計画】 ① 食の安全と消費者の食に対する信頼性を確保する観点から、センター全体として取り組むべき課題を次に掲げるような課題の中から、2課題以上選定し、専門技術的知見を有する職員から構成するプロジェクトチームを設置し、調査分析等を効率的かつ効果的に実施する。 また、外部の有識者を含む委員会において、取組内容の評価改善を図る。 ア 職員の分析能力の向上及び平準	【事業報告】 次に掲げる事項について適切な取組を行うことにより、新たなリスクへの対応などセンター全体として取り組む課題の解決を図る場合や、緊急時における迅速な食品の安全性の確保等に努めた。 【事業報告】 ① 食の安全と消費者の食に対する信頼性を確保する観点から、センター全体として取り組むべき次の4課題について、専門技術的知見を有する職員から構成するプロジェクトチームを設置し、調査分析等を効率的かつ効果的に実施した。 【有機資材適合性判定スキームの検討】 有機農産物のJAS規格に適合しない農業生産資材が「有機農産物に使用できる」として流通し、これらを使用した生産者が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)違反に問われる事態が生じていることから、有機資材として適格かどうかを判断し、個別の問い合わせに対応する仕組みの構築の可能性を探るため、規格検査部門及び肥飼料検査部門によるプロジェクトチームを設置し、想定しうるスキームの検討、現地調査等を行い、課題を明らかにした。 【検査分析能力向上のための研修・精度管理等のあり方の検討】 センターの検査・分析能力の向上を目的として、各分析試験業務の管理の仕組みを平準化し、効果的な精度管理や体系的な人材育成に係る研修のあり方等を検討するため、分析試験業務を所管する各部門によるプロジェクトチームを設置し、各部門における分析試験業務の管理や研修の実施状況を調査・比較検証して、今後の検査分析能力の向上方策等について検討した。 【前作に使用された農薬の作物残留分析等】 平成19年度、20年度に引き続き、前作に使用した農薬の残留によるリスク低減に資するためさらにデータを蓄積すること、また、農薬残留基準の国際調和を一層推進することを目的として、食品検査部門及び農薬検査部門によるプロジェクトチームを設置し、農薬検査部門が有する土壌半減期の長い農薬等に関する知見を活用して分析対象農薬を選定するとともに、前作農薬の残留状況に加えて果実の部位別の残留状況について、両部門の連携のもと効率的かつ効果的な検査分析を実施した。 【0IEコラボレーティング・センターとしての飼料安全に関する情報収集・発信】 平成21年5月にセンターが「飼料の安全と分析分野」で世界で唯一の0IEコラボレーティング・センターに指定されたことを受け、専門分野に係る国内外の関連情報を収集・整理し発信する国際的な任務を果たしていくため、肥飼料検査部門及び国際関係部門によるプロジェクトチームを設置し、収集情報を整理して、ホームページに掲載したほか、飼料に含まれるハザードに関する情報を発信するための準備作業を進めた。 また、外部の有識者を含む業務評価委員会を平成22年3月に開催し、平成21年度取組内容の評価を行うとともに、平成22年度のプロジェクト課題についての意見等を伺った。 【特記事項】 「外部の有識者を含む委員会の設置」は、「中期計画第1の1(1)の③内部監査の一体的な実施(7ページ)」において評価するため、当指標においては評価しない。 ◇食の安全と消費者の信頼の確保に資するためにセンターとして取り組むべき課題を選定し、調査分析等を効率的かつ効果的に実施した。 s: 効率的かつ効果的に実施し、特に優れた成果が得られた a: 効率的かつ効果的に実施した c: 効率的かつ効果的に実施しなかった d: 効率的かつ効果的に実施せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a

化に向けた定期的な技能試験の実施方法の検討及び試験結果に基づく研修プログラムの作成 イ 検査結果の信頼度を向上させるための業務改善プログラムの作成及び当該プログラムに基づく業務の改善 ウ 海外における生産資材に係るリスク管理情報や農薬等の安全性に係る情報等消費者等の関心が高く、重点的に収集すべき情報に係る収集方法の検討 エ 広報誌、メールマガジン等の情報提供媒体の活用方策やプレゼンテーション方法等に関する情報提供能力の向上のためのプログラムの策定及び当該プログラムに基づく業務の改善 オ 肥飼料や農薬に由来する食品中の危害要因に係る情報の収集・分析 カ 肥飼料や農薬の使用実態及び特性を踏まえた食品中の有害物質の実態調査 キ 有機農産物の表示等の新たな表示に対応した検査技術や検査方法の改善・改良 ク アからキまでに掲げるもののほか、食の安全と消費者の信頼の確保の観点から特に必要な課題		
【中期計画】 ② 緊急時において、迅速な検査の実施による被害のまん延の防止及び原因の特定を行うための体制を確保するため、次に掲げる取組を実施する。 ア リスクに応じて必要となる専門分野や分析機器の検証及び活用方策の検討並びに地方組織を含めた全国組織の連携方策及び緊急時における指示・連絡体制等の対応マニュアルの策定 イ 対応マニュアルに基づく連絡体制、専門的知見を有する職員及び機器の登録・更新 ウ 対応マニュアルに基づく訓練の実施、緊急時の事例の収集・解析、職員の専門的知見の向上のための研修の実施等の対応能力の向上 【年度計画】 ② 緊急的にセンター一体となって被害のまん延の防止及び危害原因の特定に努める必要が生じた場合にあっては、プロジェクトチームの設置やスタッフ職員の活用などを行い、検査等に係る知見やノウハウの結集を図りつつ、総力をあげて検査等を迅速かつ効果的に実施するため、次に掲げる取組を実施する。	【事業報告】 ② 次に掲げる取組を実施することにより、緊急的にセンター一体となって被害のまん延の防止及び危害原因の特定に努める必要が生じた場合にあっては、プロジェクトチームの設置やスタッフ職員の活用などを行い、検査等に係る知見やノウハウの結集を図りつつ、総力をあげて検査等を迅速かつ効果的に実施するための体制を整備した。 【事業報告】 ア リスクに応じて必要となる専門分野や分析機器についての検証及び活用方策の検討並びに地方組織を含めた全国組織の連携方策を定めた「緊急調査分析実施規程」、同規程に基づき緊急時における指示・連絡体制等を定めた「緊急調査分析実施マニュアル」について見直しを行った結果、改正を要する事項はなかった。 【特記事項】 改正の必要がなかったため、評価しない。 ◇緊急時に迅速かつ効率的に検査を実施するためのマニュアルを策定するとともに、必要に応じて改正を行った。 s：策定し、又は必要な改正を行い、特に優れた成果が得られた a：策定し、又は必要な改正を行った c：策定せず、又は必要な改正を行わなかった d：策定せず、又は必要な改正を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	—
ア リスクに応じて必要となる専門分野や分析機器の検証及び活用方策の検討並びに地方組織を含めた全国組織の連携方策及び緊急時における指示・連絡体制等について定めた対応マニュアルの必要に応じた見直し イ 対応マニュアルに基づく連絡体制、専門的知見を有する職員及び機器の登録・更新 ウ 対応マニュアルに基づく訓練の実施、緊急時の事例の収集・解析、職員の専門的知見の向上のための研修の実施等の対応能力の向上 また、適切かつ正確な情報を消	【事業報告】 イ 対応マニュアルに基づき、連絡体制並びに想定される要因及びその内容別分類ごとに専門的知見を有する職員及び機器についての登録内容を見直し、更新した。 【特記事項】 専門的知見を有する職員の登録数は平成21年度末現在で延べ75名である。 ◇連絡体制、専門的知見を有する職員及び機器を登録するとともに、必要に応じて更新した。 s：登録し、又は必要な更新を行い、特に優れた成果が得られた a：登録し、又は必要な更新を行った c：登録せず、又は必要な更新を行わなかった d：登録せず、又は必要な更新を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 ウ 対応マニュアルに基づき、訓練や情報の収集を行い、緊急の事態の発生に備えるとともに、想定される調査の内容別分類に係る研修を3回（3名）実施した。なお、緊急的に相談窓口の設置を要する事案はなかった。 ◇緊急時に迅速かつ効率的に検査を実施するための対応能力の向上を図った。 s：向上を図り、特に優れた成果が得られた a：向上を図った	a

費者に分かり易く、かつ、迅速に提供し、消費者の被害及び生産者の風評被害の防止、消費者の不安の解消等を図るため、相談窓口の設置等を必要に応じて行う。	c : 向上を図らなかった d : 向上を図らず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	
【中期計画】 ③ ①及び②以外についても、個々の業務の実施に当たっては、必要に応じて連携・調整を図ることにより、質の向上に努めるものとする。 【年度計画】 ③ ①及び②以外についても、個々の業務の実施に当たっては、必要に応じて連携・調整を図ることにより、質の向上に努める。	【事業報告】 ③ ①及び②以外の個々の業務の実施に当たって、連携・調整を図る必要のある事案は生じなかった。	

評価項目	達成状況	評価												
第2-1 (2) 情報提供業務の一元化及び提供内容の充実	○情報提供業務の一元化及び提供内容の充実 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 19×2点=38点 合計 38点 (38/38=100%) 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 メールマガジンの発信先の増加、講習会等の開催回数等の実績は年度計画を上回るものであるが、各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A												
【中期計画】 ① 情報提供業務の一元化及び提供内容の充実を図るため、次に掲げる取組を実施する。 ア 情報提供業務の一元化 情報の一元的な提供を果等のデータベース化、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員から成る委員会を毎月1回以上開催する等により、検査等業務で得られた情報を適切に収集・整理するとともに、情報提供業務部門や相談窓口等に、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の品質及び安全性等に関して専門的知見を有する職員を配置する。 また、情報の提供に当たっては、利用者のアクセスを改善するため、ホームページの適宜更新、メールマガジンの配信先の拡大(中期目標期間中に、平成17年度末を基準として10%増加)及び毎事業年度36回以上の発信等、ホームページやメールマガジンの積極的な活用を図るとともに、広報誌を毎事業年度6回以上発信し、最新の情報を提供できるように努める。 さらに、センターの有する専門技術的知見を活用した講習会及び研修会を、毎事業年度30回以上開催するとともに、地方公共団体等からの依頼に基づく講習会への講師派遣については、センターの有する専門技術的知見を活用することができるものについて積極的に実施する。	【事業報告】 ① 情報提供業務の一元化を図り、また、消費者、生産者、事業者等の関心を把握するために行ったアンケート調査の結果を踏まえ提供内容の充実を図りつつ、次に掲げる取組によりの確かつ迅速に情報提供を行った。 【事業報告】 ア 食品表示の監視業務などJAS法関係業務、肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等業務並びに農薬の登録業務等を通じて蓄積した情報を検査等業務の終了後30業務日以内にデータベースに登録した。 【登録後30業務日以内のデータベース化(中期計画第2の1(2)の②)に関する事業報告の記述】 肥料の原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供することを目的として、肥料登録1,485件について、登録後30業務日以内に登録情報等のデータベース化を行うとともに、ホームページにデータ提供している旨を掲載し、関係者からの要望に応じてデータを144件提供した。 【特記事項】 「中期計画第2の1(2)の②登録後30業務日以内のデータベース化(36ページ)」については、当指標において評価する。 ◇検査等業務の終了後30業務日以内に結果等をデータベースに登録した。 s: 達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた a: 達成度合は90%以上であった b: 達成度合は50%以上90%未満であった c: 達成度合は50%未満であった d: 達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a												
イ 提供内容の充実 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査結果、これらの生産資材に関する国内外の規制等の情報、食品等の検査結果並びに品質及び表示、遺伝子組換え食品、農産物の残留農薬、生産資材の安全性等の情報など、消費者の関心が高く、生産者等に対する生産資材の適正な利用方法等の啓発に資する情報を適切に収集・整理するため、外部の有識者を含む委員会の開催によるニーズの把握・検討、収集分野の設定・評価を行う。 また、わかりやすく情報提供を行うため、上記の委員会等により資料の内容や作成方法等に関して毎事業年度、検討・評価を行う。 さらに、迅速かつ的確に相談に対応するため、相談事例集の作成・更新、相談対応に関する基準文書に基づく適切な対応、職員の研修等を実施する。	【事業報告】 検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員を構成員とする情報提供推進委員会を毎月1回開催し、ホームページ、メールマガジン、広報誌等における提供情報の的確性及びわかりやすさ等について検討を行った。 ◇検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員から成る委員会を毎月1回以上開催した。 s: 毎月1回以上開催し、特に優れた成果が得られた a: 毎月1回以上開催した c: 毎月1回以上開催しなかった d: 毎月1回以上開催せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 ○ 情報提供業務部門や相談窓口等に肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の品質及び安全性等に関して専門的知見を有する職員を配置し、これらと併せて食品の品質及び表示等に関する消費者、生産者、事業者等からの相談に次のとおり適切に対応した。 ・ 消費者相談専用電話及び食品表示110番を活用するとともに、消費生活展等において消費者相談窓口を開設し、消費者からの相談2,149件に対応した。 また、食品表示110番等を通じて収集した不正表示や違法なJASマーク表示に関する情報381件について、事務処理手順書に基づき農林水産省関係部局等へ通報する等、迅速かつ的確に対応した。 ・ 事業者等からの食品表示、肥飼料等に関する相談19,658件に対応した。 <table><tr><td>・ 肥料</td><td>5,507件</td></tr><tr><td>・ 飼料及び飼料添加物</td><td>1,548件</td></tr><tr><td>・ 愛がん動物用飼料</td><td>137件</td></tr><tr><td>・ 土壤改良資材</td><td>172件</td></tr><tr><td>・ 食品</td><td>12,294件</td></tr><tr><td>計</td><td>19,658件</td></tr></table>	・ 肥料	5,507件	・ 飼料及び飼料添加物	1,548件	・ 愛がん動物用飼料	137件	・ 土壤改良資材	172件	・ 食品	12,294件	計	19,658件	a
・ 肥料	5,507件													
・ 飼料及び飼料添加物	1,548件													
・ 愛がん動物用飼料	137件													
・ 土壤改良資材	172件													
・ 食品	12,294件													
計	19,658件													

ウ 以上の取組により、アンケート調査結果等により顧客満足度を測定し、5段階評価で中期目標期間中の各事業年度を通じて3.5以上の顧客満足度を目標とし、個別の講習会等において、顧客満足度が3.5未満の場合には情報提供の方法の見直し等、必要な改善措置を講ずる。

【年度計画】

① 情報提供業務の一元化を図り、また、消費者、生産者、事業者等の関心を把握するために行ったアンケート調査の結果を踏まえ提供内容の充実を図りつつ、次に掲げる取組により的確かつ迅速に情報提供を行う。

ア 情報提供業務の一元化

○ 食品表示の監視業務などJAS法関係業務、肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等業務並びに農薬の登録業務等を通じて蓄積した情報を検査等業務の終了後30業務日以内にデータベースに登録する。

○ 幅広い情報の収集・整理・分析を行い、必要な取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員から成る委員会を毎月1回以上開催する。

○ 情報提供業務部門や相談窓口等に肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の品質及び安全性等に関して専門的知見を有する職員を配置し、これらと併せて食品の品質及び表示等に関する消費者、生産者、事業者等からの相談に適切に対応する。

○ 製造業者等からの食品表示等に関する相談に対応するとともに、本部、名古屋及び神戸の各センターに設置した食品表示に関する一元相談窓口を適切に運営する。

○ インターネット情報の内容を適宜更新することにより、食品表示に関する情報、JAS製品の品質に関する情報、遺伝子組換え食品、農産物の残留農薬、肥料、飼料、飼料添加物、土壌改良資材及び農薬の安全性に関する情報や企業、消費者等からの相談事例等を迅速に提供する。

また、インターネットを通じた食の安全と消費者の信頼確保に関する意見交換会として「電子フォーラム」を3回以上開催する。

○ 食品安全委員会等のリスク評価機関の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報の提供を迅速に行うため、希望者にメールマガジンを毎月3回以上配信し、併せて配信先を中期目標期間中に、平成17年度末を基準として10%増加させることができるよう、その拡大に努める。また、行政情報、各種調査結果及びセンター活動状況等についても情報提供を行う。

○ 広報誌を6回以上発行する。

○ 本部及び地方組織に設置した「消費者の部屋」又は「消費者コーナー」を活用して、展示物等による情報提供や利用者の相談等への対応を行うとともに、啓発の目的を明確にした特別展

○ (社)日本食品衛生協会と連携して設置している3箇所の食品表示に関する一元相談窓口を適切に運営し、食品表示等に関する企業相談件数のうち1,588件の相談に対応した。

なお、消費者庁の設置に伴い、食品表示に関する一元相談は消費者庁食品表示課が受け付けることとなったことから、センターの窓口は平成22年3月31日をもって終了した。

【農薬の安全性等に関する情報提供の推進(年度計画第2の2(2)の②のエ(イ)のa)に関する事業報告の記述】

ホームページの「ご意見・お問い合わせ」の「農薬の登録情報等に関するお問い合わせ」のコーナーにおいて消費者、生産者、事業者等からの問い合わせ108件(平成21年度計106件、平成20年度繰り越し2件含む)あり、すべてについて適切に回答した。

問い合わせがあつてから回答までの期間は2週間以内と定め、期間内に回答した問い合わせは106件(98.2%)であった。

【特記事項】

「専門的知見を有する職員の配置」は、「中期計画第7の2職員の人事に関する計画(103ページ)」において評価するため、当指標においては評価しない。

「年度計画第2の2(2)の②エ(イ)農薬の安全性等に関する情報提供の推進(57ページ)」については、当指標において評価する。

◇消費者相談及び企業相談に迅速かつ的確に対応した。

s : 迅速かつ的確に対応し、特に優れた成果が得られた

a : 迅速かつ的確に対応した

b : 迅速かつ的確に対応しなかった事例があった

c : 迅速かつ的確に対応しなかった

d : 迅速かつ的確に対応せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

【事業報告】

○ 食品表示に関する情報、JAS製品の品質に関する情報、遺伝子組換え食品、農産物の残留農薬、肥料、飼料、飼料添加物、土壌改良資材及び農薬の安全性に関する情報や企業、消費者等からの相談事例等を迅速にホームページに掲載した。

(更新回数 241回、アクセス回数 645,602回)

〔ホームページの主な掲載内容〕

- ・行政情報(報道発表、パブリックコメント情報、JAS規格、食品表示等)
- ・食に関わる情報(Q&A、相談事例、個別リスク情報、国際規格関係情報、キッズページ、相談窓口等)
- ・食品等検査関係情報(調査研究報告、分析マニュアル、事業者の取組等)
- ・OIEコラボレーティング・センターとしての活動(平成21年度の輸入飼料原料中の有害物質のモニタリング結果及び概要(英語版)、飼料研究報告の掲載情報(要旨の英訳版)等)
- ・肥飼料検査関係情報(各種申請手続き、検査結果の公表等)
- ・農薬検査関係情報(登録・失効情報、農薬登録情報検索システム、農薬登録申請関係、GLP適合確認申請等)
- ・センター情報(イベント情報、刊行物等)
- ・公表事項(独立行政法人通則法に基づく公表事項、調達情報等)

また、ホームページ上で、食の安全と消費者の信頼確保に関する意見交換の場としての電子フォーラムを、次の3テーマについて開催した。

- ・雑穀～その栄養と美味しい食べ方～
- ・安全なペットフード～「ペットフード安全法」をご存じですか?～
- ・これからの季節!私の鍋自慢

【農薬の安全性等に関する情報提供の推進(年度計画第2の2(2)の②エ(イ)のb)に関する事業報告の記述】

各四半期ごとに寄せられた質問、意見のとりまとめを行い、ホームページの「ご意見・お問い合わせ」の「農薬の登録情報等に関するお問い合わせ」のコーナーの「よくある質問」を追加・更新した。

また、次の資料等をホームページの「農薬検査関係」のコーナーに掲載した。

- ・食品安全委員会において評価された36農薬の資料概要

この他、次のとおり農薬登録に関する情報提供の推進を図った。

提供内容: 登録番号、用途(殺虫、殺菌、除草等)、農薬の種類、農薬の名称、作物名、適用病害虫雑草名、使用目的、使用時期、使用液量、本剤の使用回数、使用方法、適用場所等全17項目

ダウンロード等の実績(平成21年4月～平成22年3月)

アクセス数: 計75,053件、月平均6,255件

(内訳 基本情報: 月平均3,554件)

詳細情報: 月平均2,701件)

ダウンロードデータの二次利用(注): 1件

注: 私的使用又は引用等著作権法上認められた行為以外の引用、転載、複製、改変等(再配信を含む)及び商業目的での利用

【その他の特記事項】

示を行う。 ○ 地方公共団体の職員等に対する講習会及び研修会は、企業相談の実績を踏まえた食品の表示、検査分析技術等の専門技術的知見を活用した内容のものを中心に必要に応じて適時適切に、全センター合わせて30回以上開催する。 ○ 地方公共団体等から消費者啓発に係る取組等への参加要請があった場合には、必要に応じて国民生活センターと連携しつつ、地方公共団体等の取組を支援するため、講習会等に役職員の派遣等センターの有する専門技術的知見を活用した対応を行う。 イ 提供内容の充実 ○ 提供情報の的確性、わかりやすさ等情報提供業務の質の向上に資する方策を検討するため、外部の有識者を含めた委員会を開催し、検討結果は情報提供業務の改善に活用する。 ○ 消費者相談に迅速かつ的確に対応するため、農林水産省消費者の部屋、地方農政局、国民生活センター、消費生活センター等関係機関と緊密に連携する。 ○ 消費者、生産者及び事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、これに対応する専門技術的知見を有する者を養成するための研修を行うとともに、受け付けた相談を整理し、重要な事例を相談事例集に収録し、相談対応マニュアルの改善と併せてその充実を図る。 ○ PIO-NETの端末を利用し、国民生活センター等関係機関との情報の共有化を図り、情報提供の内容の充実に資する。	「年度計画第2の2(2)の②エ(イ)農薬の安全性等に関する情報提供の推進(57ページ)」については、当指標において評価する。 ◇ホームページ上の情報等を最新情報に常時更新した。 s : 更新し、特に優れた成果が得られた a : 常時更新した b : 更新の頻度が低かった c : 更新しなかった d : 更新せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
	【事業報告】 ○ メールマガジンを毎月3回以上、合計48回（延べ配信数249,270通）配信した。 〔メールマガジンの主な掲載内容〕 ・食品の安全と消費者の信頼確保に関する情報 ・行政情報（報道発表、パブリックコメント情報等） ・消費者向けイベント情報 【特記事項】 ◆達成度合（メールマガジンの配信回数）：133%（48回／36回） ◇希望者にメールマガジンを36回以上配信した。 s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 計画値の達成度合は100%以上であった b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c : 計画値の達成度合は70%未満であった d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
ウ 情報提供業務の改善を図るため、次の業務において提供した情報や提供方法の顧客満足度をアンケート調査等により測定する。	【事業報告】 メールマガジンの案内チラシを講習会、消費生活展等の際に配布するなどPR活動に努めた結果、配信先は平成21年度末時点で5,510となり、平成17年度末（配信先3,421）を基準として61.1%増加させた。 【特記事項】 ◆達成度合（メールマガジン配信先の増加率）：764%（61.1%／8%） ◇平成17年度末を基準として、メールマガジンの配信先を増加させた。（各事業年度ごとの評価基準値：中期計画開始時からの経過年数に2%を乗じて得られる増加率。） s : 基準値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 基準値の達成度合は90%以上であった b : 基準値の達成度合は50%以上90%未満であった c : 基準値の達成度合は50%未満であった d : 基準値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
また、個別の講習会等において顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、情報提供の方法の見直し等の必要な改善措置を速やかに講ずる。	【事業報告】 ○ 広報誌「新・大きな目小さな目」を6回（毎回6,500部）発行し、地方公共団体の消費生活センター等に配布した。 〔広報誌の主な掲載内容〕 ・肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材に関する情報 ・食のQ&A（消費者相談事例）、食品表示のQ&A ・行政情報 ・食と農のサイエンス 【特記事項】 ◆達成度合（広報誌の発行回数）：100%（6回／6回）	
	◇広報誌を6回以上発行した。 s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 計画値の達成度合は100%以上であった b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c : 計画値の達成度合は70%未満であった d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 ○ 本部及び各センターに設置している「消費者の部屋」又は「消費者コーナー」において常設展示を行うとともに、本部においてはさいたま新都心インフォメーションセンターも活用して、消費者に対する情報提供に努めた。 また、期間を定めて、食品の表示等をテーマとした特別展示を、本部及び各センターで13回（来場者1,304名）実施した。 【事業報告】 ○ 食品の表示、検査分析技術等の専門技術的知見を活用した内容を中心として、消費者、事業者及び地方公共団体職員等に対する講習会及び研修会を、次のとおり32回（参加者 1,760名）開催した。	a

- ・食品品質等知見活用講習会 10回(606名)
- ・食品等リスク等情報共有化講習会 6回(422名)
- ・地方公共団体職員等研修会 7回(183名)
- ・技術講習会 9回(549名)

(この他、飼料製造管理者資格取得講習会 1回(108名)
飼料抗菌剤GMP研修会 6回(211名)
飼料有害物質混入防止研修会 7回(566名)
肥料分析実務者研修 2回(13名))

【特記事項】

◆達成度合(講習会の開催回数): 107%(32回/30回)

◇センターが有する専門技術的知見を活用した講習会及び研修会を30回以上開催した。

s: 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた

a: 計画値の達成度合は100%以上であった

b: 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった

c: 計画値の達成度合は70%未満であった

d: 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

a

【事業報告】

○ 地方公共団体からの要請に応じて行う講習会(派遣講習)に17回(参加者568名)、事業者等から依頼を受けて行う講習会(依頼講習)に189回(参加者11,132名)役職員を講師として派遣するとともに、消費生活展への出展を26回(来場者682,726名)実施した。

地方公共団体等からの参加要請に応じて、各種研修会及び連絡会議等に職員を41回派遣するとともに、事業者等からの要請に応じて、委員会等に役員を委員として41回派遣した。

また、他機関の研究所等からの依頼に応じて、残留農薬分析等についての受入研修等を2回(参加者19名)行った。

国民生活センターとは、当センターの主催する地方公共団体職員研修会等に講師として国民生活センターの職員の招へいを3回行うとともに、国民生活センターからの要請に応じ講師として職員を2回派遣する等の連携を図った。

◇地方公共団体等から依頼された講習会等への講師派遣について、センターが有する専門技術的知見が活用できる講習会等へ職員等を派遣した。

s: 派遣し、特に優れた成果が得られた

a: 派遣した

c: 派遣しなかった

d: 派遣せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

a

【事業報告】

イ 外部の有識者を含めた情報提供業務検討・評価委員会を平成22年3月に開催し、平成21年度の情報提供業務及び平成22年度の計画について評価及び検討を行った結果、メールマガジンについて情報量が多過ぎるとの指摘を受け、平成22年度の改善として、掲載する情報を精査し、記事の内容を簡潔でわかりやすい表現するなど、よりコンパクトで読みやすいメールマガジンとなるよう検討することとした。

また、広報誌の本文の色やレイアウト等の工夫を行い、より見やすい誌面とすべきとの平成20年度と同委員会における指摘に対し、文字の色やイラストの配色を各号ごとに工夫し、より見やすくした。

◇的確に情報を収集・整理し、わかりやすく情報提供するために、外部の有識者を含む委員会を開催した。

s: 開催し、特に優れた成果が得られた

a: 開催した

c: 開催しなかった

d: 開催せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

a

【事業報告】

○ 消費者相談において消費者被害情報を受け付けた場合には、保健所、農林水産省、国民生活センター等に連絡する等、迅速に対応した。

相談業務に従事する職員に対して相談等業務担当者研修を1回(13名)実施した。

受け付けた相談を整理し、またホームページに掲載している相談事例集の内容を精査した結果、「企業相談事例集」に掲載している情報を全面的に見直すとともに、「食のQ&A」に消費者相談の事例11件を追加掲載した。

消費者相談対応及び企業相談対応に係る規程及びマニュアル類を見直し、「相談業務処理規程」及び「相談業務処理マニュアル」として一本化するとともに、「食品に由来する消費者事故等に関する情報の取扱要領」の制定及び改正を行い、消費者等からの相談についてよりの確に対応した。

	【特記事項】 消費者相談事例集について見直しを行い、平成20年度に受け付けた相談2,822件の中から11件の事例を追加した。また、平成21年度に受け付けた相談2,149件の中から15件を消費者相談事例集に掲載する候補事例として選定した。 ◇相談事例集の作成・更新、職員の研修等、消費者、生産者及び事業者等からの相談への対応の質の向上を図るための取組を行った。 s：取組を行い、特に優れた成果が得られた a：取組を行った b：取組は不十分であった c：取組を行わなかった d：取組を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a																						
	【事業報告】 ○ 本部に設置されたPI0-NETの端末を利用するとともに、消費者相談の内容を国民生活センターに提供する等により、国民生活センター等関係機関との情報の共有化を図った。また、食品に関する重大な事故情報があった場合に速やかに関係する部署に情報提供するため、PI0-NET端末で食品の危害情報を定期的に検索した。 【特記事項】 平成22年4月に実施された事業仕分けにおいて、消費安全・製品安全関係業務について議論され、当センターの食品等関係業務が対象となったが、当センターに対する特段の仕分け評価はなかった。 ◇PI0-NETを活用し、国民生活センター等関係機関との情報の共有化を図った。 s：情報の共有化を図り、特に優れた成果が得られた a：情報の共有化を図った c：情報の共有化を図らなかった d：情報の共有化を図らず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a																						
	【事業報告】 ウ 提供情報の的確性、わかりやすさ等の向上に資するため、講習会、研修会、講師派遣、ホームページ、広報誌等の業務について、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施した。顧客満足度（5段階評価）は、次のとおりであった。 <table><tr><td>・各種講習会及び研修会</td><td></td></tr><tr><td> 食品品質等知見活用講習会</td><td>4.0</td></tr><tr><td> 食品等リスク等情報共有化講習会</td><td>4.0</td></tr><tr><td> 地方公共団体職員等研修会</td><td>4.2</td></tr><tr><td> 技術講習会</td><td>3.9</td></tr><tr><td>・講師派遣</td><td></td></tr><tr><td> 派遣講習</td><td>4.9</td></tr><tr><td> 依頼講習</td><td>4.8</td></tr><tr><td>・ホームページ</td><td>3.7</td></tr><tr><td>・メールマガジン</td><td>4.0</td></tr><tr><td>・広報誌</td><td>4.1</td></tr></table> また、個別の講習会等において顧客満足度が3.5未満であった2件の講師派遣については原因究明を行い、今後は事前に依頼者と十分な調整を行うことにより、対象者の関心の高い事項を含む講義内容とする等の改善処置を講ずることとした。 ◇提供情報等に関する情報提供の形態ごとの顧客満足度が5段階評価で3.5以上であった。 s：3.5以上であり、特に優れた成果が得られた a：3.5以上であった c：3.5未満であった d：3.5未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	・各種講習会及び研修会		食品品質等知見活用講習会	4.0	食品等リスク等情報共有化講習会	4.0	地方公共団体職員等研修会	4.2	技術講習会	3.9	・講師派遣		派遣講習	4.9	依頼講習	4.8	・ホームページ	3.7	・メールマガジン	4.0	・広報誌	4.1	a
・各種講習会及び研修会																								
食品品質等知見活用講習会	4.0																							
食品等リスク等情報共有化講習会	4.0																							
地方公共団体職員等研修会	4.2																							
技術講習会	3.9																							
・講師派遣																								
派遣講習	4.9																							
依頼講習	4.8																							
・ホームページ	3.7																							
・メールマガジン	4.0																							
・広報誌	4.1																							
【中期計画】 ② 肥料及び農薬の登録結果、食品、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材中の有害な物質等の分析結果等については、消費者、生産者及び事業者への情報提供に資する観点から、農薬登録情報検索システム、センター業務情報化システム等によりデータベース化を図る。 このうち、肥料の登録情報については、登録後30業務日以内にこれをデータベース化し、要望に応じてその原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供する。	【事業報告】 ② 肥料の登録結果、食品、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材中の有害な物質等の分析結果等について、検査等結果をデータベース化することにより、消費者、生産者及び事業者への効果的な情報提供に努めた。また、農薬の登録情報については、農林水産省へ登録検査の結果を報告する際にデータベース化し、農林水産大臣の登録に併せてホームページで公開した。なお、データベースについては改善を要する事項はなかった。 肥料の原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供することを目的として、肥料登録1,485件について、登録後30業務日以内に登録情報等のデータベース化を行うとともに、ホームページにデータ提供している旨を掲載し、関係者からの要望に応じてデータを144件提供した。 【特記事項】 「登録後30業務日以内のデータベース化」については、「中期計画第2の1(2)の①ア情報提供業務の一元化(32ページ)」において評価するため、当指標においては評価しない。																							
【年度計画】	◇肥料及び農薬の登録結果、食品、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤	a																						

② 肥料及び農薬の登録結果、食品、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材中の有害な物質等の分析結果等について、消費者、生産者及び事業者への情報提供を効果的に行うため、検査等結果をデータベース化するとともに、必要な改善を図る。 また、肥料の登録情報については、登録後30業務日以内にこれをデータベース化し、要望に応じてその原材料等消費者の関心の高い情報を、迅速かつ確実に提供する。	改良資材中の有害な物質等の分析結果等について、検査等結果をデータベース化するとともに、必要な改善を行った。 s：行い、特に優れた成果が得られた a：行った c：行わなかった d：行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	
【中期計画】 ③ 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の安全性等の確保に資するため、研修又は講師の派遣を行う。このうち、 ア 肥料の取締りを行う都道府県職員、生産業者等を対象とした法令に関する知識又は肥料の検査技術等に関する研修及び講師の派遣については毎事業年度20回以上実施する。 イ 飼料の検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対する法令に関する知識又は試験技術等の研修については、毎事業年度10回以上実施する。 さらに、 ウ 農薬取締法第2条第1項に規定する特定農薬の指定に係る検討については、農林水産大臣からの指示に基づく期限内に適切に報告する。 エ 飼料製造管理者講習会については、2年に1回以上実施するとともに、国、関連団体等が行う事業検討委員会等への参画については、専門的・技術的見地からの協力を行う。 なお、研修等を実施した際には、必要に応じて研修受講者、会議主催者等に対して、研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価・分析することにより、研修又は講義の内容の改善を図る。 【年度計画】 ③ 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の安全性等の確保に資するため、研修又は講師の派遣を行う。このうち、 ア 肥料の取締りを行う都道府県職員の検査技術の向上、生産業者等における肥料の安全性管理技術の向上等を図るため、法令に関する知識又は肥料の検査技術等に関する研修及び講師の派遣を合わせて20回以上実施する。 イ 飼料の検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令に関する知識又は試験技術等の研修を10回以上実施する。 ウ 農薬取締法第2条第1項に規定する特定農薬の指定に係る検討については、農林水産大臣からの指示に基づく期限内に適切に行いその結果を報告する。 エ 飼料製造管理者講習会の受講希望者数を勘案して、必要に応じ実施する。 なお、必要に応じて研修受講者、会議主催者等に対して研修等の内	【事業報告】 ③ 研修又は講師の派遣を次のとおり行うことにより、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の安全性等の確保に努めた。 農薬の安全性等の確保に資するための講師派遣について、東京都、京都府、(社)日本植物防疫協会ほか5団体、農林水産省横浜植物防疫所などから13件(16名)の講師派遣依頼があり、そのすべてに対応した。 なお、土壤改良資材に関する製造業者及び分析業者等を対象とした研修又は講師派遣の要請はなかった。 ◇農薬、土壤改良資材の安全性等の確保に資するための研修又は講師の派遣を必要に応じて行った。 s：行い、特に優れた成果が得られた a：行った b：必要な研修等を行わなかった事例があった c：行わなかった d：行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 ア 都道府県職員、生産業者等に対して法令に関する知識又は肥料の検査技術等に関する研修及び講師の派遣を計26回(法令関係14回(参加者553名)及び検査技術関係12回(参加者360名))実施し、肥料の取締りを行う都道府県職員の法令に関する知識及び検査技術の向上と、生産業者等における肥料の安全性管理技術の向上等を図った。 【特記事項】 ◆達成度合(肥料に関する研修等)：130%(26回/20回) ◇肥料の取締りを行う都道府県職員、生産業者等を対象とした法令に関する知識又は肥料の検査技術等に関する研修及び講師の派遣を20回以上実施した。 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は100%以上であった b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度合は70%未満であった d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 イ 飼料の検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令に関する知識又は飼料の試験技術等に関する研修を18回(法令関係16回(参加者858名)及び試験技術等の研修2回(参加者8名))実施した。 また、都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性の確保等に関する各種会議(6回)へ講師を6名派遣した。 【特記事項】 ◆達成度合(飼料に関する研修等)：240%(24回/10回) ◇飼料の検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対する法令に関する知識又は試験技術等の研修を10回以上実施した。 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は100%以上であった b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度合は70%未満であった d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 ウ 平成21年度においては、特定農薬の指定に係る農林水産大臣からの指示はなかった。 【特記事項】 実績がないため、評価しない。 ◇特定農薬の指定に係る検討については、農林水産大臣からの指示に基づく期限内に適切に報告した。 s：達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた	a a a —

容に関するアンケートを実施し、その結果を評価・分析することにより、研修又は講義の内容の改善を図る。	a : 達成度合は90%以上であった b : 達成度合は50%以上90%未満であった c : 達成度合は50%未満であった d : 達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	
	【事業報告】 エ 受講希望者調査を実施し、その結果を基に飼料製造管理者資格取得講習会を1回（参加者108名）行った。 また、国、関連団体等が行う飼料に係る事業検討委員会等へ73回（102名）参画し、専門的・技術的見地からの協力を行った。 ◇飼料製造管理者講習会の実施及び国等が行う事業検討委員会等への参画・協力を必要に応じて行った。 s : 行い、特に優れた成果が得られた a : 行った b : 必要な協力等を行わなかった事例があった c : 行わなかった d : 行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
	【事業報告】 講習会等の参加者又は講師派遣の要請者を対象に、必要に応じて講習等の内容に関するアンケート調査を実施したところ改善すべき事項はなかった。なお、顧客満足度（5段階評価）は3.6以上であった。 ◇研修等の内容に関するアンケート等を実施することにより、研修等の内容の改善を図った。 s : アンケート等を実施し、必要な改善を行い、特に優れた成果が得られた a : アンケート等を実施し、必要な改善を行った b : アンケート等を実施しなかった事例があった、又は必要な改善を行わなかった事例があった c : アンケート等を実施しなかった、又は必要な改善を行わなかった d : アンケート等を実施せず、又は必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a

評価項目	達成状況	評価
第2-1 (3) 窓口業務の全国における実施	○窓口業務の全国における実施 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 3×2点=6点 合計 6点(6/6=100%) 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 窓口業務を全国で実施するため、次に掲げる取組を実施する。 ① 関係法令に基づく事務処理内容に係る所要の研修、食品表示に関する研修等を行う。 ② ホームページ等を活用して関係団体や関係者への周知を図る。 ③ 窓口業務に係る関係規程の整備、対応マニュアルの作成、職員から成る委員会において苦情等があった場合の改善方策等の検討等を行うことにより、継続的に業務運営の改善を図る。 【年度計画】 肥料取締法、農薬取締法、飼料安全法等の法令に基づく届出及び登録証等の交付に係る窓口業務並びに消費者等からの相談窓口業務を全国で実施するため、次に掲げる取組を引き続き実施する。 ① 関係法令に基づく事務処理内容に係る所要の研修、食品表示に関する研修等を必要に応じて行う。 ② 関係団体や関係者の利便性の向上等について、ホームページ等を活用して周知を図る。 ③ 窓口業務に係る関係規程、対応マニュアルについて必要に応じて見直しを行うとともに、苦情等があった場合には、必要に応じ業務改善委員会において、改善方策等の検討等を行う。また、処理結果等については、センター全体で情報を共有し、マネジメントレビューに反映させるものとする。	【事業報告】 事業者等の利便性を向上させるため、肥料取締法、農薬取締法及び飼料安全法に基づく届出及び登録証等の交付に係る窓口並びに消費者等からの相談窓口を全国に設置するとともに、業務の円滑な実施を図るため、次の取組を行った。 【事業報告】 ① 窓口業務及び相談対応業務に従事する職員に対し、関係法令に基づく事務処理及び食品表示、肥料、飼料、農薬等の基礎知識に関する研修として「相談等業務担当者研修」を1回(13名)実施した。 ◇関係法令に基づく事務処理内容に係る所要の研修、食品表示に関する研修等を必要に応じて行った。 s: 行い、特に優れた成果が得られた a: 行った c: 行わなかった d: 行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
	【事業報告】 ② 次の届出の受付や登録証等の交付及び消費者等からの相談をすべての窓口で対応する旨をホームページ等を活用して引き続き周知した。 ・肥料登録証・仮登録証の交付 ・農薬登録票の交付 ・農薬取締法第6条第2項の規定に基づく農薬登録申請書記載事項の変更に係る届出 ・飼料製造管理者届出事項変更届出のうち飼料又は飼料添加物の種類及び名称の変更に係る届出 ◇窓口業務の設置状況について、ホームページ等を活用して関係団体や関係者への周知を図った。 s: 図り、特に優れた成果が得られた a: 図った c: 図らなかった d: 図らず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
	【事業報告】 ③ 窓口業務に係る関係規程、対応マニュアルについて見直しを行った結果、対応マニュアルについて所要の改正を行った。また、消費者相談対応及び企業相談対応に係る規程及びマニュアル類を見直し、「相談業務処理規程」及び「相談業務処理マニュアル」として一本化するとともに、「食品に由来する消費者事故等に関する情報の取扱要領」を制定及び改正することにより、消費者等からの相談対応についてより的確に対応した。なお、企業相談業務において、苦情申し立てがあった1件については、苦情処理規程に基づき再発防止処置を講じた。 【特記事項】 窓口業務に係る苦情が1件寄せられ、原因究明及び再発防止処置を講じた。その結果については業務改善委員会で審議することとしており、審議結果は役職員への周知等により、センター業務の品質マネジメントシステムの改善に活用することとしている。 ◇窓口業務に係る規程類を必要に応じて見直し、苦情等に対する改善方策等の検討等を行うことにより、継続的に業務運営の改善を図った。 s: 図り、特に優れた成果が得られた a: 図った c: 図らなかった d: 図らず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
	【特記事項】 全国に設置した相談窓口で消費者、事業者等から「肥料」、「農薬」、「飼料」等に関する21,915件の相談が寄せられ、相談者の利便性に配慮して受け付けた窓口において適切に対応した。	

なお、統合以前から設置している窓口について研修の実施等により機能の強化を図り、「肥料」、「農薬」、「飼料」等に関する相談70件に適切に対応するとともに、統合以降新たに設置した窓口に寄せられた「食品」等に関する相談44件については専門部署に回付し、適切に対応した。

また、次に掲げる法令に基づく届出等9,083件について、受け付けた窓口において適切に処理した。

- ・肥料登録証・仮登録証の交付 1,485件
- ・農薬登録票の交付 5,217件
- ・農薬取締法第6条第2項の規程に基づく農薬登録申請書記載事項の変更に係る届出 2,121件
- ・飼料製造管理者届出事項変更届のうち飼料又は飼料添加物の種類及び名称の変更に係る届出 260件
- 計 9,083件

評価項目	達成状況	評価
第2-1 (4) 検査・分析能力の継続的向上	○検査・分析能力の継続的向上 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 5×2点=10点 合計 10点 (10/10=100%) 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 分析技術に関する研修の実施回数等の実績は年度計画を上回るものであるが、各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 検査分析に係る能力及び信頼性の向上を図るため、分析機関としての国際標準であるISO/IEC17025及びGLPの考え方による業務管理体制の確立、維持・改善を図り、検査分析業務に関する基準文書に基づき、分析機器及び試薬等の維持管理、記録等を適正に行うとともに、統合によるスケールメリットを活かし、 ① ISO/IEC17025（しょうゆアルコール分測定）の認定を維持するため、マニュアルに基づく適正な実験室の管理や分析を行うとともに、認定範囲の拡大を検討する。 ② 分析の精度管理のため、外部機関又はセンター主催による実験室間精度管理を毎事業年度5回以上実施し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。 ③ 分析手法の開発又は改良については、中期目標期間中に、有害成分に関する分析方法、基準・規格の改善に対応する分析方法等30課題以上実施するとともに、妥当性の確認については、地方組織を活用する。 ④ 分析技術及び分析能力の向上を図るため、分析担当者に対して分析技術に関する研修を毎事業年度20回以上行うとともに、外部機関又はセンターが主催する技能試験を毎事業年度5回以上実施し、検査に係る分析に従事する職員を参加させる。 ⑤ 高度な技術を必要とするダイオキシン類やDNA等の分析については、一層の技術力の向上を図るため、必要な研修を実施し、専門スタッフを育成する。 ⑥ 試験研究機関との共同研究や人事交流等を実施し、計画的な人材の育成を行う。 また、これらの取組の実施に当たっては、月別の検査業務量の平準化の観点から、実施時期を適切に設定する。	【事業報告】 次に掲げる取組を行うことにより、職員の検査分析能力の維持・向上を図り、検査分析結果の信頼性を確保に努めた。 本部で分析試験業務運営委員会を1回、各センターで分析試験業務管理委員会を59回開催し、分析試験業務内部監査の結果に基づいた関係マニュアル類の改正及び機器整備等の分析試験業務の管理に必要な事項を審議し決定した。 【事業報告】 ① しょうゆのアルコール分の測定及び遺伝子組換え大豆の定性分析について、ISO/IEC17025の要求事項への適合性を維持するとともに、品質システムの継続的な改善に取組み、遺伝子組換え大豆の定性分析については認定機関から認定継続の承認を受けた。また、認定範囲の拡大について検討した結果、平成21年度においては、既認定範囲に係る品質システムの改善・充実を図ることとし、拡大しないこととした。なお、しょうゆのアルコール分測定については、依頼分析がなくなったことから、平成22年3月3日以降の認定を更新しないこととした。 【特記事項】 しょうゆのアルコール分の測定に係るマニュアルを所内LAN上に掲載し、各種分析マニュアルの作成時の参考資料として活用している。具体的には、神戸センターにおける遺伝子組換え大豆の定性分析の認定の維持や肥料部門の分析業務管理体制の基礎としており、認定の有効期間の4年間で得た技術的知見を、他の検査業務にも応用している。 ◇認定されたISO/IEC17025の要求事項への適合性の維持又は認定の対象範囲を拡大した。 s：維持、又は拡大し、特に優れた成果が得られた a：維持、又は拡大した c：維持しなかった d：維持せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
	【事業報告】 ② センター主催による実験室間精度管理を5回実施し、一部を除き満足な結果が得られた。なお、満足な結果が得られなかったセンターに対しては、原因究明のため分析条件及び分析手順等について確認する等の必要な検証及び是正処置を実施した。 【特記事項】 ◆達成度合（実験室間精度管理実施回数）：100%（5回／5回） ◇実験室間精度管理を5回以上実施した。 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は100%以上であった b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度合は70%未満であった d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
【年度計画】 職員の検査分析技術力の維持・向上を図り、検査分析結果の信頼性を確保するため、センターが行う検査分析業務全般について、ISO/IEC17025及びGLPの考え方に基づく分析試験業務管理を導入するため、引き続き関係規程、管理手順書等を整備するとともに、次に掲げる取組を実施する。 ① しょうゆのアルコール分の測定	【事業報告】 ③ 飼料及び飼料添加物の分析法の公定法化に資するため、8課題（9成分）の分析法の開発又は改良するとともに、妥当性の確認を行い、調査結果を取りまとめた。 【特記事項】 ◆達成度合（分析手法の開発又は改良）：160%（8課題／5課題） ◇有害成分に関する分析方法、基準・規格の改善に対応する分析方法等の開発又は改良を妥当性確認を併せて年度計画に基づき実施した。 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は100%以上であった b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった	a

及び遺伝子組換え大豆の定性分析について、ISO/IEC17025の要求事項への適合性を維持するとともに、システムの継続的な改善に取り組む。さらに、認定範囲の拡大について検討する。 ② 分析精度の確認のため、外部機関又はセンター主催による実験室間精度管理を5回以上実施するとともに、不満足な結果であった場合には、原因を究明のうえ再試験、当該実験室の担当職員に対する教育訓練等の必要な措置を講ずる。 ③ 分析手法の開発又は改良については、地方組織を活用して、有害成分に関する分析方法、基準・規格の改善に対応する分析方法等5課題以上を実施し、併せて妥当性の確認を行う。 ④ 分析技術及び分析能力の向上を図るため、分析担当者に対して分析技術に関する研修を20回以上行うとともに、外部機関又はセンターが主催する技能試験を5回以上実施し、検査に係る分析に従事する職員を参加させる。なお、技能試験の結果が不満足であった場合には、原因を究明のうえ再試験、当該職員に対する教育訓練等の必要な措置を講ずる。 ⑤ 高度な技術を必要とするダイオキシン類やDNA等の分析については、一層の技術力の向上を図るための研修を実施し、専門スタッフを育成する。 ⑥ 試験研究機関との共同研究や人事交流等を実施し、計画的な人材育成を行う。 ⑦ 上記①から⑥の取組の実施に当たっては、月別の検査業務量の平準化の観点から、適切な実施時期を設定する。	c : 計画値の達成度合は70%未満であった d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 ④ 分析担当者に対して分析技術に関する研修を次のとおり39回（153名）実施した。 <table border="0"> <tr> <td>・分析技術研修</td> <td>29回（56名）</td> </tr> <tr> <td>・分析技術向上研修</td> <td>10回（97名）</td> </tr> </table> また、分析試験業務以外の業務に関する専門的な知識の習得を図るための研修を31回（206名）実施した。 外部機関が主催する技能試験を13回、センターが主催する技能試験を7回、合計20回実施し、検査に係る分析に従事する職員（延べ191名）に参加させ、一部を除き満足な結果が得られた。なお、満足な結果が得られなかった試験者に対して原因究明を行った結果、分析機器の消耗品の劣化が原因であること等が判明したため、メンテナンス時期を明確にするよう、分析マニュアルに追記する等の必要な是正処置を実施した。 ⑤ 高度な技術を必要とするDNA等の分析については、一層の技術力の向上を図るための研修をDNA分析に従事する職員に対して1回（1名）実施し、専門スタッフを育成した。 【特記事項】 ◆達成度合（分析技術研修の実施回数）：195%（39回／20回） ◇高度な分析技術に係る研修を含め、分析技術に関する研修を20回以上行った。 a : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 計画値の達成度合は100%以上であった b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c : 計画値の達成度合は70%未満であった d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 ⑥ 調査研究の年度計画に基づき試験研究機関との共同研究を12課題実施するとともに、共同研究のための人事交流として次のとおり職員を駐在させ、人材育成を行った。 <table border="0"> <tr> <td>・食品総合研究所</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>・中央水産研究所</td> <td>1名</td> </tr> </table> 【大学、試験研究機関等との共同試験等（中期計画第2の3(6)の①）に関する事業報告の記述】 11課題について、試験研究機関等と共同で調査研究を実施するとともに、次の3課題について、他機関で開発された判別技術の導入を行うことにより、調査研究の水準の向上を図った。 ・畜産物の食品表示のための科学的分析法の妥当性確認 ・DNA分析を使用した牛肉の雌雄判別法の検討 ・うなぎ加工品の原料魚種判別法の開発 調査研究の実施に当たっては、次の取組を行うことにより、食品等の検査技術に関する技術開発の動向等の把握に努めた。 ・食品等の検査技術に関するニーズ、技術開発の動向等を把握するため、学会誌、試験研究機関の研究報告書等から必要な情報を入手した。 ・食品総合研究所及び中央水産研究所等の主催する試験研究推進会議等に計15回参画し、また、各種学会に7回参加し、学会発表を行うとともに情報収集を行った。 【特記事項】 「中期計画第2の3(6)の①大学、試験研究機関等との共同試験等（83ページ）」については、当指標において評価する。 ◇試験研究機関との共同研究や人事交流等を実施することにより、計画的な人材の育成を行った。 s : 行い、特に優れた成果が得られた a : 行った c : 行わなかった d : 行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 ⑦ 上記①から⑥の取組の実施に当たっては、月別の業務量の平準化の観点から実施時期の調整を行った。	・分析技術研修	29回（56名）	・分析技術向上研修	10回（97名）	・食品総合研究所	2名	・中央水産研究所	1名
・分析技術研修	29回（56名）								
・分析技術向上研修	10回（97名）								
・食品総合研究所	2名								
・中央水産研究所	1名								

評価項目	達成状況	評価
第2-2 (1) 肥料関係業務	○肥料関係業務 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 12×2点=24点 合計 24点 (24/24=100%) 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 ① 肥料の検査等業務 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 (7) 再生資源の利用促進により、汚泥等有害成分を含むおそれの高い肥料の登録申請数が依然として高水準で推移すると見込まれる中で、肥料の安全性の確保と食の安全の効率的かつ効果的な推進に資するため、その申請に係る調査の質を確保しつつ、中期目標期間中に、当該調査結果の報告までの期間を、現行の目標期間（新規登録申請：30日）に対して5%削減することができるよう、次に掲げる事項を推進する。 a 登録申請マニュアル及び登録Q&Aの改訂・配布並びにこれらのホームページへの掲載を行うとともに、職員の問い合わせ対応能力の向上を図ることにより、肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図る。 b 最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。 c 肥料用原材料のデータベースを、LANを用いて本部及び地方組織間で共有化することにより、登録申請時における安全性の可否の判断の迅速化を図る。 (4) 業務運営の改善を図るため、肥料の登録等の申請者に対するアンケートをその都度実施し、職員の窓口対応等についての顧客満足度を測定し、5段階評価で3.5以上の顧客満足度を中期目標期間中に達成する。 このため、現状の問題点とアンケート内容の改善策を網羅した業務運営改善マニュアル（仮称）を作成し、担当職員に配布する。 また、毎事業年度、担当者の研修会を開催するとともに、必要に応じてマニュアルの内容の見直しを行う。 (7) 仮登録肥料に係る肥効試験について申請者の利便等に供するため、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、農林水産大臣の設置する肥料の公定規格に関する基礎資料として農林水産大臣に報告するものとし、当該試験について、施肥設計、土壌・気象条件等を考慮し、計画的な試験の推進により、一層の迅速化を図るものとする。 イ 収去品の検査 (7) 有害成分を含む肥料の流通による被害の発生防止に資するため、成分の内容に応じて収去から分析結果を得るまでの標準処理期間を次のとおり定め、中期目標期間中に当該標準処理期間をそれぞれ10%削減する。 a 人畜に有害な成分 検査過後 10業務日 b その他の有害な成分 検査過後 20業務日 c 有害な成分以外の成分 検査過後 30業務日 (4) 分析結果の内部監査等を含む精度管理の向上を図るため、信頼性保証体制の構築等、信頼性の確保に関するシステムを整備するとともに、次に掲げる取組を行う。 a 内部監査、マネジメントレビュー等、評価体制の整備 b センター内の測定結果の評価方法等、内部精度管理に関する手順書の見直し・整備 c 文書管理及び記録管理に関する手順書の見直し・整備 ウ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託 有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、都道府県、農業者等からの肥料等の有害成分等の依頼分析については、ア、イ及びオ並びに③の業務に支障のない範囲内で実施することとし、次に掲げる標準処理期間内に適切に処理する。 (7) 化学分析（(イ)を除く。） 30業務日 (4) ダイオキシン類分析 60業務日 (7) 栽培試験（水稲等栽培期間の長い作物を用いた試験を除く。） 90業務日 (4) 鑑定（肉骨粉等のエライザ法による場合にあっては、化学分析として扱う。） 20業務日	【事業報告】 ① 肥料の検査等業務 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 (7) 登録申請1,485件に係る調査の質を確保しつつ、結果の報告までに要する期間を削減するため、次に掲げる事項に取組み、平均で25.5日（最長30日）とした。 a 登録申請マニュアルを改訂し、要請に応じて配布するとともに、ホームページに肥料登録申請手続きの概要及び諸手続き等を掲載し、登録申請者に対する最新情報の提供に努めた。なお、登録Q&Aについて見直しを行った結果、改訂を要する事項はなかった。 また、窓口業務に係る職員10名に対して、肥料登録申請等の事例演習を含む研修を実施するとともに、登録担当者によるプロジェクト会議を開催し、問合わせ対応能力の向上を図った。なお、平成21年度の問合わせ件数は5,507件であった。 b 日本環境化学会が主催した講演等4回に延べ6名参加し、最新の分析・鑑定手法に関する情報の収集を行った。 c 新規に登録申請があった1,485件について、登録申請書を電子データ（PDF）化し、インターネットVPNを用いて各センター間で情報を共有した。 また、新たな製法による肥料の原料や材料のデータベース化を引き続き行い、原料35件及び材料17件を追加集積した。 ◇肥料の新規登録申請に係る調査結果の報告に要する期間を削減するための取組を行った。 s：計画どおり実施し、特に優れた成果が得られた a：計画どおり実施した b：概ね計画どおり実施した c：計画どおり実施できなかった d：計画どおり実施できず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 (4) 登録申請窓口に来所した申請者等に対し、職員の窓口対応等についてアンケート調査を四半期ごとに実施した結果、平成21年については447件の回答があり、その結果は5段階評価で4.0であった。 また、担当者の研修会を開催するとともに、「肥料登録業務運営改善マニュアル」を見直し、肥料登録申請等の業務における窓口対応の質の向上に努めた。 ◇肥料の登録等に係る職員の窓口対応等について、顧客満足度が5段階評価で3.5以上を達成するための取組を行った。 s：計画どおり実施し、特に優れた成果が得られた a：計画どおり実施した b：概ね計画どおり実施した c：計画どおり実施できなかった d：計画どおり実施できず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a

また、標準処理期間内に上記の依頼分析を適切に処理するため、次に掲げる取組を行う。 (7) 専門技術的知見の必要性が低い作業等に係るアウトソーシングの推進により、検査業務全体の合理化を図る。 (イ) 最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。 (ウ) 稟議手続の合理化による事務処理の効率化を図る。 エ 公定規格の改正等に資する調査研究業務 調査研究の実施に当たっては、必要に応じて4のリスク管理のための有害物質の分析業務等と連携を図りつつ、次のとおり行う。 (7) 人畜に被害を生ずるおそれのある農産物の生産を防止し、食品の安全性の確保を万全なものとするため、肥料の施用による農産物への安全性の適正評価手法を確立し、もって肥料の安全性規格基準等の改正に資するため、カドミウム含有肥料等の連用による土壌へのカドミウムの蓄積等、肥料の安全性に関する課題を中心に調査を行い、毎事業年度開催される外部の有識者を構成員とする委員会の評価を踏まえ、適正な見直しを図りつつ、中期目標期間中に、中間報告を含め、次に掲げる3課題の調査結果を取りまとめて公表するとともに、農林水産省に報告する。 a 有害成分を含有する肥料の連用によるカドミウム等有害成分の土壌への蓄積及び作物の吸収に関する調査 b 有害成分の土壌中における変化及び作物吸収の相関に関する調査 c 肥料の原料に使用されるおそれのある産業廃棄物等に含まれる有害物質に関する調査 (イ) 肥料の安全性の確保に資するための肥料等に含まれる有害成分の評価方法や、検査の迅速化・信頼性の確保に資する観点及び最新の科学的知見に基づく分析・鑑定手法の調査・検討を実施し、毎事業年度開催される外部の有識者を構成員とする委員会の評価を踏まえ、適正な見直しを図りつつ、調査結果を取りまとめる。 なお、農林水産省から要請のあった課題については、他の調査に優先して対応し、指定された期間内に報告する。 オ 牛海綿状脳症のまん延の防止に係る業務 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生の防止を万全なものとするため、 (7) 牛の部位を原料とする肥料について、せき柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があったものについては、適切に検査を実施し、農林水産大臣からの確認書の交付状況を公表する。 (イ) 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。 【年度計画】 ① 肥料の検査等業務 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 (7) 再生資源の利用促進により、汚泥等有害成分を含むおそれの高い肥料の登録申請数が依然として高水準で推移すると見込まれる中で、肥料の安全性の確保と食の安全の効率的かつ効果的な推進に資するため、その申請に係る調査の質を確保しつつ、中期目標期間中に、当該調査結果の報告までの期間を、現行の目標期間（新規登録申請：30日）に対して5%削減することができるよう、次に掲げる事項を推進する。 a 登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図るため、登録申請マニュアル及び登録Q & Aを改訂し要請に基づき配布するとともに、ホームページに掲載した登録申請マニュアル等の活用促進に努める。 また、併せて接遇研修等を実施し、職員の問い合わせ対応能力の向上を図る。 b 分析・鑑定業務の効率化等を図るため、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行う。 c 新たな製法による銘柄の登録申請があった場合には、LAN等を用いて本部及び地方組織で情報を共有化することにより、登録申請時における安全性の可否の判断の迅速化を図るとともに、肥料用原材料のデータベースの作成を引き続き行う。 (イ) 業務運営の改善を図るため、肥料の登録等の申請者に対するアンケートをその都度実施し、職員の窓口対応等についての顧客満足度を測定し、5段階評価で3.5以上の顧客満足度を中期目標期間中に達成するため、現状の問題点とアンケート内容の改善策を網羅した肥料登録業務運営改善マニュアルを作成し、担当職員に配布する。 また、担当者の研修会を開催するとともに、必要に応じてマニュアルの内容の見直しを行う。	【平成21年度までの指標】 ◇肥料の登録等に係る職員の窓口対応等について、業務運営の改善を図るための取組を行うことにより、顧客満足度が5段階評価で3.5以上であった。 s : 3.5以上であり、特に優れた成果が得られた a : 3.5以上であった c : 3.5未満であった d : 3.5未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【中期目標終了時（平成22年度）の指標】 【事業報告】 (ウ) 平成20年度に仮登録された肥料はなく、平成21年度に試験結果を取りまとめたものはなかった。 なお、平成21年度に仮登録肥料の申請を3件受け付けた。 【特記事項】 実績がないため、評価しない。 ◇仮登録肥料に係る肥効試験について、試験開始から1年以内に試験結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告した。 s : 計画どおり実施し、特に優れた成果が得られた a : 計画どおり実施した b : 概ね計画どおり実施した c : 計画どおり実施できなかった d : 計画どおり実施できず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 イ 収去品の検査 (7) 収去品の検査について、次のとおり成分の内容に応じた区分けを行い、標準処理期間内に処理することにより、有害成分を含む肥料の流通による被害の防止に努めた。 a 人畜に有害な成分として暫定的に設定した、ひ素、カドミウム、水銀及び鉛の4成分について1,660点の検査を行い、いずれの成分も検査週後の10業務日以内に結果を取りまとめた。 b その他の有害な成分として、ひ素、カドミウム、水銀及び鉛以外の普通肥料の公定規格に定める有害成分について896点の検査を行い、いずれの成分も検査週後の20業務日以内に結果を取りまとめた。 c 上記a及びb以外の成分について7,240点の検査を行い、いずれの成分も検査週後の30業務日以内に結果を取りまとめた。 成分の内容に応じて収去から分析結果を得るまでの期間を中期目標期間中に削減するため、焼成汚泥肥料中の重金属等（カドミウム、鉛、ニッケル及びクロム）の分析法及び無機質肥料中の窒素の定量法について改良を行うとともに、それらの方法における信頼性の確保の調査・検討を実施し、分析・鑑定検査の迅速化に努めた。 ◇収去品の検査について、収去から分析結果を得るまでの標準処理期間を削減するための取組を実施した。 s : 計画どおり実施し、特に優れた成果が得られた a : 計画どおり実施した b : 概ね計画どおり実施した c : 計画どおり実施できなかった d : 計画どおり実施できず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【平成21年度までの指標】 ◇収去品の検査について、収去から分析結果を得るまでの標準処理期間を10%削減した。 s : 達成度合は100%以上であり、特に優れた成	— a
--	---	-------------------

(ウ) 仮登録肥料に係る肥効試験については、施肥設計、土壌条件等を考慮した計画的な試験の推進により、一層の迅速化を図り、本事業年度に開始した試験について、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、22年度末までに農林水産大臣に報告することができるようにする。	果が得られた a : 達成度合は90%以上であった b : 達成度合は50%以上90%未満であった c : 達成度合は50%未満であった d : 達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【中期目標終了時（平成22年度）の指標】	
イ 収去品の検査 (7) 有害成分を含む肥料の流通による被害の発生防止に資するため、成分の内容に応じて収去から分析結果を得るまでの標準処理期間を次のとおり定めるとともに、中期目標期間中に当該標準処理期間をそれぞれ10%削減する。 なお、「人畜に有害な成分」としては、特定普通肥料が指定されるまでの間、ひ素、カドミウム、水銀及び鉛を暫定的に定める。 a 人畜に有害な成分 検査過後 10業務日 b その他の有害な成分 検査過後 20業務日 c 有害な成分以外の成分 検査過後 30業務日 (イ) 分析結果の内部監査等を含む精度管理の向上を図るため、信頼性保証体制の構築等、信頼性の確保に関するシステムを整備するとともに、次に掲げる取組を実施する。 a 内部監査、マネジメントレビュー等、評価体制を整備し、内部監査、外部精度管理、内部品質管理等の結果を評価する。 b センター内の測定結果の評価方法等、内部精度管理に関する手順書の必要な見直し・整備のため、是正・予防処置手順書及び不適合管理手順書を作成するとともに、既存の手順書を見直す。 c 整備した文書管理手順書及び記録管理手順書に従って、文書及び記録の作成、登録、保管等を実施する。	【事業報告】 (イ) 分析結果について、次に掲げる事項を実施することにより内部監査等を含む精度管理の向上を図った。 a 内部監査手順書に従い、平成21年度は本部及び福岡センターの内部監査及び肥料試験品質システムマネジメントレビューを行い、内部監査、外部精度管理、内部品質管理等の結果を評価した。 b 苦情処理手順書、不適合管理手順書及び是正・予防処置手順書を作成した。 c 整備した文書管理手順書及び記録管理手順書に従って、文書及び記録の作成、登録、保管等を実施した。	
ウ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託 有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、都道府県、農業者等からの肥料等の有害成分等の依頼分析については、業務に支障のない範囲内で実施することとし、次に掲げる標準処理期間内に適切に処理する。 (7) 化学分析（(イ)を除く。） 30業務日 (イ) ダイオキシン類分析 60業務日 (ウ) 栽培試験（水稻等栽培期間の長い作物を用いた試験は除く。） 90業務日 (イ) 鑑定（肉骨粉等のエライザ法による場合にあっては、化学分析として扱う。） 20業務日 また、標準処理期間内に上記の依頼分析を適切に処理するため、次に掲げる取組を実施する。 (7) 専門技術的知見の必要性が低い作業等に係るアウトソーシングの推進により、検査業務全体の合理化を図る。 (イ) 分析・鑑定手法の効率化等を図るため、最新の分析・鑑定手法の文献・報文の収集及び改良の取組を実施する。 (ウ) 稟議手続きの合理化による事務処理の効率化を図る。	◇分析結果の内部監査等を含む精度管理の向上を図るための取組を実施した。 s : 計画どおり実施し、特に優れた成果が得られた a : 計画どおり実施した b : 概ね計画どおり実施した c : 計画どおり実施できなかった d : 計画どおり実施できず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
エ 公定規格の改正等に資する調査研究業務 (7) 人畜に被害を生ずるおそれのある農産物の生産を防止し、食品の安全性の確保を万全なものとするため、肥料の施用による農産物への安全性の適正評価手法を確立し、もって、肥料の安全性規格基準等の改正に資するため、次に掲げる調査を実施する。 a 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積及び作物への吸収試験 b カドミウムの土壌中における形態の変化に関する調査 (イ) 肥料の安全性の確保に資するための肥料等に含まれる有害成分の評価方法や、検査の迅速化・信頼性の確保に資する観点、平成21年3月に農林水産省がまとめた「汚泥肥料の規制のあり方に関する懇談会」報告書を踏まえ、次に掲げる調査・検討を実施する。 a 肥料中の重金属の分析 b 肥料中の窒素の定量 c 汚泥肥料中及び土壌中の形態別カドミウムの評価方法の確立 また、調査を効率的かつ的確に実施するため、外部の有識者を構成員とする肥料等技術検討会を開催し、本事業年度に実施した調査結果の評価とともに、次の事業年度の調査計画の検討を行う。 なお、農林水産省から要請のあった課題については、他の調査に優先して対応し、指定された期間内に報告する。	【事業報告】 ウ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託肥料等の試験の依頼はなかった。 【特記事項】 依頼がなかったため、評価しない。	
オ 牛海綿状脳症のまん延の防止に係る業務 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生を防止を万全なものとするため、 (7) 牛の部位を原料とする肥料について、せき柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があったものについては、適切に検査を実施し、農林水産大臣からの確認	◇都道府県、農業者等からの肥料等の有害成分等の依頼分析について、標準処理期間内に適切に処理した。 s : 達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた a : 達成度合は90%以上であった b : 達成度合は50%以上90%未満であった c : 達成度合は50%未満であった d : 達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった ◇標準処理期間内に依頼分析を適切に処理するために必要な取組を行った。 s : 計画どおり実施し、特に優れた成果が得られた a : 計画どおり実施した b : 概ね計画どおり実施した c : 計画どおり実施できなかった d : 計画どおり実施できず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 エ 公定規格の改正等に資する調査研究業務 (7) 人畜に被害を生ずるおそれのある農産物の生産を防止し、食品の安全性確保を万全なものとするため、肥料施用による農産物への安全性の適正評価手法を確立し、もって、肥料の安全性規格基準等の改正に資するため、次に掲げる試験・調査を実施した。 a 汚泥肥料の連用によるカドミウムの土壌への蓄積、農作物への吸収試験として、ニンジン及びホウレンソウを用いて試験を実施した。（平成22年度継続。中期目標期間中に実施した内容を、中期目標期間の終了後に取りまとめ、肥料研究報告に掲載予定） b 汚泥肥料に由来するカドミウムの土壌中	—

書の交付状況を公表する。 (イ) 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。	における形態の変化に関する調査として、汚泥肥料を施用した土壌中の有機結合態カドミウム等の定量法を検討した。(平成22年度継続。肥料研究報告(平成22年度発行予定)に掲載予定)	
	◇肥料の施用による農産物への安全性の適正評価手法を確立又は実用化し、若しくは結果が次年度の調査研究に活用できる成果が得られた。 s : 達成し、特に優れた成果が得られた a : 達成した b : 概ね達成した c : 達成されなかった d : 達成されず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
	【事業報告】 (イ) 肥料の安全性の確保に資するための肥料等に含まれる有害成分の評価方法や、検査の迅速化・信頼性の確保に資する観点から、次に掲げる調査・検討を行った。 a 焼成汚泥肥料中のカドミウム、鉛、ニッケル及びクロムの分析法について、測定時間の短縮を目的とした改良を行い、併せて分析法の信頼性の確保の調査・検討を実施した。(肥料研究報告(平成22年度発行予定)に掲載予定) b 肥料中の窒素の定量法について、燃焼法による無機質肥料の窒素全量の定量法の測定時間の短縮を目的とした改良を行い、併せて信頼性の確保の調査・検討を実施した。(肥料研究報告(平成22年度発行予定)に掲載予定) c 汚泥肥料中及び土壌中の形態別カドミウムの評価方法の確立を目的として、汚泥肥料施用土壌におけるカドミウム抽出法の検討を実施した。(中期目標期間中に実施した内容を、中期目標期間の終了後に取りまとめ、肥料研究報告に掲載予定) また、学識経験者等7名による「肥料等技術検討会」を平成22年3月に開催し、調査結果の評価や平成22年度の調査計画について検討するとともに、調査結果や計画に対する学識経験者等からの助言を踏まえ、必要な見直しを行い、調査の効率的かつ的確な実施に努めた。 なお、農林水産省の補助事業である「汚泥肥料中の有害物質のサンプリング手法の開発事業」について汚泥肥料のロット内のカドミウム濃度のばらつき調査、季節による変動調査、簡易サンプリング手法の開発を実施するとともに、汚泥肥料中の重金属の動態に関する国内外の文献を収集し、その結果を農林水産省へ報告した。	
	◇有害成分の評価方法や、検査の迅速化・信頼性の確保に資する観点及び最新の科学的知見に基づく分析・鑑定手法の調査・検討を実施し、外部の有識者を加えた委員会の評価を踏まえた見直しを行った。 s : 計画どおり行い、特に優れた成果が得られた a : 計画どおり行った b : 概ね計画どおり行った c : 計画どおり行わなかった d : 計画どおり行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
	【事業報告】 オ 牛海綿状脳症のまん延の防止に係る業務 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、 (7) 牛の部位を原料とする肥料について、せき柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があった製造事業場(5事業場)については、適切に製造基準適合確認検査を実施し、農林水産大臣からの確認書の交付状況をホームページで公表した。	

	(イ) 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造事業場（27事業場）に対して製造基準適合確認検査を実施し、その結果をホームページで公表した。 ◇牛海綿状脳症のまん延を防止するための取組を行った。 s：計画どおり行い、特に優れた成果が得られた a：計画どおり行った b：概ね計画どおり行った c：計画どおり行わなかった d：計画どおり行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a												
【中期計画】 ② ①の業務に附帯する業務 有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、肥料分析の正確性及び精度の維持に必要な標準試料を2年に1回作成して保管する。 また、標準試料の配布は、稟議手続の合理化、発送資材の常備等により、処理の迅速化を図り、申請を受理した日から7業務日以内に行う。 さらに、従来から作成している標準試料とは異なる成分の標準試料について、作成の可否を検討し、必要であれば同様に作成する。 【年度計画】 ② ①の業務に附帯する業務 有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、肥料分析の正確性及び精度の維持に必要な標準試料として平成20年度に作成した2種類の肥料認証標準物質を有効期限（平成23年6月）まで適切に保管する。 また、標準試料の配布は、稟議手続の合理化、発送資材の常備等により、処理の迅速化を図り、申請を受理した日から7業務日以内に行う。 さらに、従来から作成している標準試料とは異なる成分の標準試料1種類について、作成を開始する。	【事業報告】 ② 有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、肥料分析の正確さ及び精度の維持に必要な標準試料として、平成20年度に作成した2種類の標準試料（高度化成肥料及び普通化成肥料）について、温度・湿度管理をし、暗所において適切に保管するとともに、平成21年度に新たな1種類の標準試料（汚泥発酵肥料）を作成し、適切に保管した。 標準試料の配布は、部内決裁の簡素化と発送資材の常備等により処理の迅速化を図り、申請のあった41本について、申請を受理した日から7業務日以内に行った。 【特記事項】 ◆達成度合（標準試料の配布） ：100%（41本／41本） ◇標準試料を作成し、必要に応じて新たな標準試料を作成し、又は作成した試料を適切に保管した。 s：試料を作成し、又は試料を適切に保管し、特に優れた成果が得られた a：試料を作成した、又は試料を適切に保管した c：必要な試料を作成しなかった、又は試料の保管が不適切であった d：必要な試料を作成せず、又は試料の保管が不適切であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった ◇標準試料の配布について、申請を受理した日から7業務日以内に行った。 s：達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた a：達成度合は90%以上であった b：達成度合は50%以上90%未満であった c：達成度合は50%未満であった d：達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a												
【中期計画】 ③ 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務 ア 肥料取締法に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることとし、中期目標期間中に、全体の立入検査事業所数に占める割合を、平成17年度を基準として、30%増加させる。また、立入検査時の収去については、有害成分を含むおそれの高い肥料に重点化することとし、中期目標期間中に、全体の収去点数に占める割合を、平成17年度を基準として、50%増加させる。このため、次に掲げる事項を推進する。 (7) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料以外の普通肥料の生産事業場については、過去5か年の立入検査の結果に基づき、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図ることにより、立入検査件数及び収去点数を、中期目標期間中に、いずれも30%以上削減するとともに、 (4) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数及び収去件数を、中期目標期間中に、それぞれ30%、50%以上増加させることとする。 また、立入検査の結果の報告については、中期目標期間中に、農林水産省の指示から報告までに要する期間を、現行の目標期間（40業務日）に対して10%短縮させるため、次に掲げる事項を推進する。 (7) 有害成分ごとに、集中的に分析・鑑定を行うことにより、検	【事業報告】 ③ 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務 ア 肥料取締法に基づく立入検査については、各月ごとの集中検査や集中分析により、効果的かつ効率的な検査の実施に努めた。また、立入検査及び立入検査時の収去について、次に掲げる事項を推進し、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることにより、汚泥肥料等の生産事業場への立入検査及び収去点数の占める割合を平成17年度の実績に対してそれぞれ、49.0%及び105.3%増加させ、安全性確保の充実を図った。 表1 有害成分を含むおそれの高い肥料の立入検査件数及び収去点数の割合（再掲） <table><tr><td></td><td>H21 実績</td><td>H17 実績</td><td>増減率</td></tr><tr><td>立入検査件数</td><td>53.5%</td><td>35.9%</td><td>49.0%</td></tr><tr><td>収去点数</td><td>38.4%</td><td>18.7%</td><td>105.3%</td></tr></table> (7) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料以外の普通肥料の生産事業場については、過去5か年の立入検査の結果に基づき、		H21 実績	H17 実績	増減率	立入検査件数	53.5%	35.9%	49.0%	収去点数	38.4%	18.7%	105.3%	a
	H21 実績	H17 実績	増減率											
立入検査件数	53.5%	35.9%	49.0%											
収去点数	38.4%	18.7%	105.3%											

査の効率化を図る。

- (イ) 専門技術的知見の必要性が低い作業等についてアウトソーシングを推進することにより、業務の合理化を図る。
- (ウ) 最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。
- (エ) LANの活用により、本部への報告等事務処理の効率化を図る。

イ 有害成分に汚染された肥料の生産・流通等により、肥料に起因する人畜の被害が生ずるおそれが生じた場合等の緊急時において、汚染された肥料の流通の防止を図るため、農林水産大臣からの指示に従い、緊急検査体制による対応を一層強化し、機動的かつ柔軟な組織体制をとるなど、迅速かつ効率的に立入検査、収去品の分析等を実施するとともに、速やかに原因等の究明等を行い、農林水産大臣に結果を報告する。

また、以上の取組を推進するため、緊急立入検査マニュアル（仮称）を整備する。

【年度計画】

- ③ 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務
- ア 肥料取締法に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることとし、中期目標期間中に、全体の立入検査事業所数に占める割合を、平成17年度を基準として、30%増加させる。
また、立入検査時の収去については、有害成分を含むおそれの高い肥料に重点化することとし、中期目標期間中に、全体の収去点数に占める割合を平成17年度を基準として、50%増加させる。このため、次に掲げる事項を推進する。
- (7) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料以外の普通肥料の生産事業場については、過去5か年の立入検査の結果に基づき、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図ることにより、立入検査件数及び収去点数を、いずれも30%以上削減するとともに、
- (イ) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去点数を、それぞれ30%、40%以上増加する。
- (ウ) 異物の混入を防止するため、立入検査の際に生産管理状況、表示の適正化等の確認を重点的に行う。

また、立入検査の結果の報告については、中期目標期間中に、農林水産省の指示から報告までに要する期間を、現行の目標期間（40業務日）に対して10%短縮させるため、次に掲げる事項を推進する。

- (7) 有害成分ごとに集中的に分析・鑑定を行うことにより、検査の効率化を図る。また、汚泥肥料の原料を本部に集約して溶出試験の分析を実施する。
- (イ) 専門技術的知見の必要性が低い作業等についてはアウトソーシングを推進することにより業務の合理化を図る。
- (ウ) 分析・鑑定業務の効率化を図るため、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行う。
- (エ) LAN等の活用により、本部への報告等事務処理の効率化を図る。

イ 有害成分に汚染された肥料の生産・流通等により肥料に起因する人畜に被害を生ずるおそれが生じた場合等の緊急時において、汚染された肥料の流通の防止を図るため、農林水産大臣からの指示に対しては、事務所横断的な緊急検査体制による対応を一層強化し、機動的かつ柔軟な組織体制をとるなど、迅速かつ効率的に立入検査、収去品の分析等を実施するとともに、速やかに原因の究明等を行い、農林水産大臣に結果を報告する。

また、以上の取組を推進するため、緊急立入検査マニュアルの見直しを行う。

食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図ることにより、立入検査件数と収去点数を平成17年度の実績に対してそれぞれ30.6%、45.8%削減した。

表2 汚泥肥料等以外の普通肥料の立入検査件数及び収去点数（再掲）

	H21 実績	H17 実績	増減率
立入検査件数	301件	434件	△30.6%
収去点数	498点	919点	△45.8%

- (イ) 汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれの高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去点数を平成17年度の実績に対してそれぞれ42.4%、46.2%増加した。

表3 汚泥肥料等の立入検査件数及び収去点数（再掲）

	H21 実績	H17 実績	増減率
立入検査件数	346件	243件	42.4%
収去点数	310点	212点	46.2%

- (ウ) 立入検査を実施したすべての事業場において、新たに生産管理状況、表示の適正化等の確認を重点的に実施し、肥料への疑義資料等の異物の混入防止に努めた。

なお、立入検査の結果、公定規格に定める有害成分の基準値を超えた肥料生産業者（2件）、その他無登録肥料の生産など肥料取締法の遵守のために改善が必要として公表された肥料生産業者等（56件）に対して改善指導を行った。

◇肥料取締法に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者に重点化するための取組を行った。

s：計画どおり実施し、特に優れた成果が得られた

a：計画どおり実施した

b：概ね計画どおり実施した

c：計画どおり実施できなかった

d：計画どおり実施できず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

【事業報告】

立入検査の結果の報告については、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を短縮するため、次に掲げる取組を実施したことにより、現行の目標期間（40業務日）に対して10.0%（4業務日）削減した。

- (7) 収去品の検査については、有害成分ごとに集中的に分析・鑑定（808試料、成分点数9,796点）を実施した。さらに、検査の効率化を図るため、このうち、汚泥肥料の原料の溶出試験（40試料、成分点数760点）を本部で集中して実施した。
- (イ) 業務の合理化を図るため、ICP質量分析用標準液の調製についてアウトソーシングを実施した。
- (ウ) 日本環境化学会が主催した講演等4回に延べ6名が参加し、最新の分析・鑑定手法に関する情報の収集を行った。
- (エ) インターネットVPNを活用し、立入検査実施計画等の報告事務処理の効率化を図った。

◇立入検査の結果の報告に要する期間を短縮するための取組を行った。

s：計画どおり実施し、特に優れた成果が得られた

a：計画どおり実施した

b：概ね計画どおり実施した

c：計画どおり実施できなかった

d：計画どおり実施できず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

【事業報告】

	イ 緊急に立入検査が必要な案件として農林水産大臣から指示のあったものが1件あり、立入検査及び収去品の分析・鑑定について、各センター間の情報の共有や分析・鑑定のクロスチェック等、各センター横断的な緊急立入検査体制による迅速な対応で実施し、速やかに農林水産大臣に結果を報告した。 ・ 不適切な原料を使用した指定配合肥料の生産・流通に係る緊急検査：1件 また、「緊急立入検査マニュアル」を見直し、緊急立入検査体制における対応の強化と機動的かつ効率的な実施の推進を図った。 ◇緊急時において、立入検査、収去品の分析、原因究明及び結果報告を迅速かつ効率的に行うとともに、緊急立入検査マニュアルの見直しを行った。 s：計画どおり実施し、特に優れた成果が得られた a：計画どおり実施した b：概ね計画どおり実施した c：計画どおり実施できなかった d：計画どおり実施できず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった
--	--

a

評価項目	達成状況	評価															
第2-2 (2) 農薬関係業務	○農薬関係業務 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 14×2点＝28点 合計 28点 (28/28＝100%) 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A															
【中期計画】 ① 農薬の検査等業務 ア 農薬検査の迅速化 農薬の登録申請に係る検査の実施については、GLP制度に基づいて実施することを求めている試験項目の検査について、当該試験の信頼性に係る検査項目等の定型化を図る等、効率的かつ効果的に実施することにより、旧農薬検の前中期目標において目標とした検査期間を、中期目標期間中に更に5%程度短縮することとし、具体的には、次に掲げる目標期間内に検査を完了させる^(注)ため、次に掲げる(7)から(カ)の措置を講ずる。 a 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については、1年4か月以内 b a以外の農薬の検査については、10.5か月以内 (注) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬のADI等が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。 (7) 検査業務の進行管理の充実 検査を行うに当たり、検査進行管理表に基づき各検査の進捗状況を総合的かつ定期的に点検し、検査の遅延の要因を分析して、検査の迅速化を図る。 具体的には、 a 検査全体の進捗状況を検査職員全員が随時把握できるよう、LANシステムを改良する。 b 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については、 (a) 農林水産大臣からの検査指示から、基準の設定等を行う厚生労働省、環境省及びリスク評価を行う食品安全委員会に対して必要な資料を送付するまで (b) 農林水産大臣からの検査指示から、同大臣に対する検査結果の報告までの検査期間について、きめ細かく検査の進捗状況を把握し、検査期間の削減を図る。 (イ) 微生物農薬の登録検査の迅速化 微生物農薬の検査を迅速化するため、微生物農薬検討会の開催時期・回数を、登録申請状況に応じて柔軟化する。 (ウ) 農薬使用者の安全性の確保に係る登録検査の迅速化 農薬使用者の安全性の確保に係る検査を迅速化するため、農薬使用時安全性検討会の開催時期・回数を、登録申請状況に応じて柔軟化する。 (エ) 事務処理の迅速化 通常の検査業務について、決裁等の事務処理の迅速化を図る。 (オ) 職員に対する研修カリキュラムの策定及び研修の実施 農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門的知識が要求されることから、内部研修に加え、外部研修に参加させることにより、職員の資質の向上を図る。 (カ) 検査マニュアルの見直し 試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため、必要に応じ、検査マニュアルの見直しを行う。 イ 登録農薬データの適正な管理 登録申請の際に提出される試験成績等の情報の保護を徹底するため、次に掲げる取組を実施する。 (7) 当該データ等の保管場所への不正侵入を防止するための措置を強化する。 (イ) 当該データ等の保護に関するマニュアルを策定する。 (ウ) CIOの統括の下で、LAN上のデータベースに対する適正な管理を進める。 ウ 適切な技術的指導の実施 農薬の検査の円滑化及び効率化に資するため、次に掲げる申請 【事業報告】 ① 農薬の検査等業務 ア 農薬の登録申請に係る検査の実施については、GLP制度に基づいて実施することを求めている試験項目の検査について、当該試験の信頼性に係る検査項目等を定型化する等により効率化を図った。 平成21年度は、農林水産大臣から継続分を含め2,711件の検査指示があった。 a 基準の設定が必要な農薬の検査指示は418件であった。平成21年度内に検査が完了した112件のうち、迅速化に係る目標期間である1年4か月以内に検査を完了したものは109件(検査完了件数に対する割合：97.3%)であった。 目標を達成できなかった3件については、畜産物に関する残留農薬基準の見直しにより、農林水産省との調整に時間を要したためである。 b 基準の設定が不要な農薬の検査指示は2,293件であった。平成21年度内に検査を完了した1,693件のうち、迅速化に係る目標期間である10.5か月以内に検査を完了したものは1,681件(検査完了件数に対する割合：99.3%)であった。 基準の設定が不要な農薬で目標を達成できなかった12件は、総使用回数の変更に伴い、同一の有効成分を含有する別途申請中の農薬についても同時に登録するため検査終了時期を合わせたこと等によるものであった。 表4 平成21年度における目標期間の達成状況(再掲) <table><tr><th>基準</th><th>指示件数^{注1)}</th><th>検査完了件数</th><th>目標達成件数</th><th>目標達成率^{注2)}</th></tr><tr><td>必要</td><td>418</td><td>112</td><td>109</td><td>97.3%</td></tr><tr><td>不要</td><td>2,293</td><td>1,693</td><td>1,681</td><td>99.3%</td></tr></table> 注1) 平成21年度+継続分。 注2) 対検査完了件数比。 その他、1,339件の農薬について再登録に係る検査を行った。 以上の他、次の(7)から(カ)までの措置を講じた。 (7) 「検査進行管理表」は毎月2回作成し、その結果を踏まえ、3か月ごと(5・8・11・2月)に検査進行状況の定期的点検及び検査の遅延要因把握を行うとともに、検査遅延防止のため、毎月1回、各検査担当課において検査進行状況を確認するなどにより検査の迅速化に努めた。なお、検査に遅延は見られなかった。 a 効率的な進捗状況の管理を図るため、平成20年度の検討結果を踏まえ、農薬登録検査に係る業務システムの更新については、登録検査を担当する職員が情報を閲覧できるよう、機能の向上について検討を進めた。 b 検査が完了した農薬についての検査期間を、検査指示から食品安全委員会送付までの検査期間及び全検査期間が把握できるよ			基準	指示件数 ^{注1)}	検査完了件数	目標達成件数	目標達成率 ^{注2)}	必要	418	112	109	97.3%	不要	2,293	1,693	1,681	99.3%
基準	指示件数 ^{注1)}	検査完了件数	目標達成件数	目標達成率 ^{注2)}													
必要	418	112	109	97.3%													
不要	2,293	1,693	1,681	99.3%													

内容等に関する技術的指導を適切に実施する。

(7) 農薬の登録検査において要求される試験項目数が増加し、各試験の内容も高度化・複雑化する中で、農薬の登録検査を円滑に行うため、申請者からの要望による技術的指導について、迅速に対応する。

(イ) 特に、農薬の新規有効成分の登録申請に関する技術的指導について迅速に対応する。

(ウ) 農薬の安全な使用を確保するためのラベル表示の重要性が増す中で、相談者からのラベル表示についての相談に適切に対応する。

エ 新規業務等への適切な対応

中期目標に挙げられている新たに見込まれる事項等については、社会情勢を踏まえ、農林水産大臣からの指示に基づき、適切実施するものとする。

【年度計画】

① 農薬の検査等業務

ア 農薬検査の迅速化

農薬の登録申請に係る検査の実施については、GLP制度に基づいて実施することを求めている試験項目の検査について、当該試験の信頼性に係る検査項目等の定型化を図る等、効率的かつ効果的に実施することにより、旧農薬検の前中期目標において目標とした検査期間を、この中期目標期間中に更に5%程度短縮することとし、具体的には、次に掲げる目標期間内に検査を完了させる

(注) ため、次の(7)から(カ)までの措置を講ずる。

a 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については、1年4か月以内

b a以外の農薬の検査については10.5か月以内

(注) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬のADI等が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

(7) 検査業務の進行管理の充実

登録検査に係る農薬について、検査進行管理表を作成し、これに基づき概ね3か月に1回の頻度で検査進行管理会議を開催し、検査の遅延の要因を分析し、適切な措置を講ずる。また、検査遅延防止のため、毎月1回、各検査担当課において検査進行状況を確認し、遅延がある場合は適切な措置を講ずる。さらに、

a 検査進行状況の把握及び管理の効率化を図るため、農薬登録検査に係る業務システムの更新に当たり、登録検査の進捗状況の情報閲覧アクセス権者を拡充する。

b 検査進行状況の把握及び遅延の要因分析に資するため、検査期間を検査指示から食品安全委員会送付までの検査期間及び全検査期間別に把握、整理を行う。

(イ) 微生物農薬の登録検査の迅速化

微生物農薬の登録検査を迅速化するため、微生物農薬検討会を、登録申請状況に応じて柔軟に開催する。

(ウ) 農薬使用者の安全性の確保に係る登録検査の迅速化

農薬使用者の安全性の確保に係る登録検査を迅速化するため、農薬使用時安全性検討会を、登録申請状況に応じて柔軟に開催する。

(エ) 事務処理の迅速化

通常の検査業務について、決裁等事務処理の迅速化を図るため、決裁関係規程の一層適切な運用を役職員へ周知する等改善策を講ずる。

(オ) 職員に対する研修の実施

前事業年度に見直した体系的な研修カリキュラムに基づいて研修を実施するとともに、必要に応じカリキュラムの見直しを行う。

(カ) 検査マニュアルの見直し

試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため、必要に応じ、検査マニュアルの見直しを行う。

イ 登録農薬データの適正な管理

登録申請時に提出された試験成績等の情報の保護を徹底するため、情報機器・媒体も対象として、次に掲げる取組を行う。

(7) 平成18年度に措置した、データ等の保管場所への不正進入を防止するための措置を適正に運用するとともに必要に応じて見直しを行う。

(イ) 平成18年度に策定した、当該データ等に関する保護マニュアルを適正に運用するとともに必要な見直しを行う。

(ウ) CIOの統括の下で、LAN上のデータベースの適正管理等を引き続き進める。

ウ 適切な技術的指導の実施

農薬の検査の円滑化及び効率化に資するため、次に掲げる申請内容等に関する技術的指導・助言を適切に実施する。

う、四半期ごとに整理し、把握を行い、遅延発生の未然防止に努めた。

(イ) 微生物農薬検討会を3回開催し、5件の農薬について検討を行った。開催時期については登録申請状況に応じて、柔軟かつ迅速に対応した。

(ウ) 農薬使用時安全性検討会を3回開催し、24件の農薬について検討を行った。開催時期については登録申請状況に応じて、柔軟かつ迅速に対応した。

(エ) 平成18年度に定めた検査に係る決裁の関係規程の運用について、平成21年度においても文書で役職員に更なる周知、徹底を図った。

(オ) 登録検査に要求される毒性及び残留性等に関する高度の専門知識の涵養を行うため、平成19年度に見直したカリキュラムに基づき14回(53名)の研修を実施した。また、内部研修で習得が難しい技術、知識等については8件の外部研修を活用し、12名の職員を参加させた。

(カ) 平成21年度においては、検査マニュアルについて見直しを行った結果、改正を要する事項はなかった。

【検査業務の進行管理の充実(中期計画第1の2(1)の②ア(イ))に関する事業報告の記述】

「検査進行管理表」は毎月2回作成し、その結果を踏まえ、3か月ごと(5・8・11・2月)に検査進行状況の定期的点検及び検査の遅延要因把握を行うとともに、検査遅延防止のため、毎月1回、各検査担当課において検査進行状況を確認するなどにより検査の迅速化に努めた。なお、検査に遅延は見られなかった。さらに、

a 効率的な進捗状況の管理を図るため、平成20年度の検討結果を踏まえ、農薬登録検査に係る業務システムの更新については、登録検査を担当する職員が情報を閲覧できるよう、機能の向上について検討を進めた。

b 検査が完了した農薬についての検査期間を、検査指示から食品安全委員会送付までの検査期間及び全検査期間が把握できるよう、四半期ごとに整理し、把握を行い、遅延発生の未然防止に努めた。

【職員に対する研修のカリキュラムの策定及び研修の実施(中期計画第1の2(1)の②ア(エ))に関する事業報告の記述】

登録検査に要求される毒性及び残留性等に関する高度の専門知識の涵養を行うため、平成20年度に見直したカリキュラムに基づき14回(53名)の研修を実施した。また、内部研修で習得が難しい技術、知識等については8件の外部研修を活用し、12名の職員を参加させた。

【特記事項】

「中期計画第1の2(1)の②ア(イ)検査業務の進行管理の充実及び(エ)職員に対する研修のカリキュラムの策定及び研修の実施(19, 20ページ)」に関する取組については、当指標において評価する。

◇農薬検査の迅速化を図るために必要な取組を行った。

s : 計画どおり実施し、特に優れた成果が得られた

a : 計画どおり実施した

b : 概ね計画どおり実施した

c : 計画どおり実施できなかった

d : 計画どおり実施できず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

【事業報告】

イ 情報機器・媒体も対象として、次に掲げる取組を行うことにより、登録申請時に提出された

- (7) 農薬の登録検査において要求される試験項目数が増加し、各試験の内容も高度化・複雑化する中で、農薬の登録検査を円滑に行うため、申請者からの要望による技術的指導・助言について、迅速に対応する。
- (4) 特に、農薬の新規有効成分の登録申請に関する技術的指導について迅速に対応する。
- (ウ) 農薬の安全な使用を確保するためのラベル表示の重要性が増す中で、相談者からのラベル表示についての相談に適切に対応する。
- エ 新規業務等への適切な対応
 中期目標に挙げられている新たに見込まれる事項等については、社会情勢を踏まえ、農林水産大臣からの指示に基づき、適切に実施するものとし、次の業務に対応する。
- (7) 平成18年5月から導入された残留農薬基準のポジティブリスト化に伴い生ずる事項の技術的検討
- (4) 生産量の少ない作物への農薬登録の促進
- (ウ) 水質汚濁に係る登録保留基準の強化に伴い生ずる事項の技術的検討
- (イ) 農薬登録制度に関する懇談会に伴い生ずる事項の技術的検討
- (オ) 無登録農薬であると疑われる資材の分析等の実施

試験成績等の情報の保護を徹底した結果、不正アクセス等は発生しなかった。

- (7) 平成18年度に設置した不正侵入防止装置を適正に運用した。
- (イ) CIOの統括の下、情報セキュリティに関する規程に基づき、LAN上の農薬登録データベースの適正管理等に努めた。
- (ウ) CIOの統括の下、LAN上のデータベースを適正に管理した。

◇登録申請の際に提出される試験成績等の情報の保護を徹底し、登録農薬データを適正に管理するための取組を行った。

s : 計画どおり行い、特に優れた成果が得られた

a : 計画どおり行った

b : 概ね計画どおり行った

c : 計画どおり行わなかった

d : 計画どおり行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

a

【事業報告】
 ウ 次に掲げる申請内容等に関する技術的指導・助言を適切に実施することにより、農薬の検査の円滑化及び効率化に努めた。

- (7) 注意事項の変更、処方変更、原体製造場の変更、試験成績の受入、容器・包装の変更等の申請者からの要望による技術的相談について次のとおり対応した。平成20年度繰越件数を含む平成21年度の受付件数709件のうち対応が終了した相談は668件(94.2%)であり、その平均処理期間は、72日(2.4か月)であった。

表6 平成21年度における申請者からの要望による技術的相談の処理状況

相談内容	受付件数(注)	終了件数	未了件数	平均処理期間
注意事項の変更	508	502	6	61
処方変更	85	71	14	100
原体製造場の変更	44	34	10	107
試験成績の受入	47	41	6	96
容器・包装の変更	2	2	0	23
その他	23	18	5	141
合計	709	668	41	72

注) 受付件数は、平成20年度繰越件数+平成21年度受付件数-取り下げ件数を指す。

- (イ) 新規に申請される農薬の有効成分について申請者の要望に応じて技術的相談を10回(計15剤)実施し、平成21年度内に回答した15剤の平均処理期間は、60日(2.0か月)であった。
- (ウ) 平成21年度においては、ラベル表示についての相談事例はなかった。

◇農薬の申請内容等に関する技術的指導及び相談を適切に行った。

s : 計画どおり行い、特に優れた成果が得られた

a : 計画どおり行った

b : 概ね計画どおり行った

c : 計画どおり行わなかった

d : 計画どおり行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

a

【事業報告】
 エ 中期目標に挙げられている新たに見込まれる事項等については、社会情勢を踏まえ、農林水産省からの要請に基づき、次の業務に対応した。

- (7) 残留農薬基準のポジティブリスト化に伴い生ずる事項の技術的検討として、稲の子実(もみ米及び玄米の両方)を飼料とする飼料用米の生産拡大に向けた各種の支援策が平成20年

	度から講じられていることを受け、平成21年度においては農林水産省からの依頼により、以下について試験設計等に関する技術的支援及び試験結果の検討において助言を行った。 a 稲を対象作物とする登録農薬に関する作物残留性試験成績等の情報提供 b 畜産物基準値に係るチェックシートの作成 c 農林水産省が行う委託等調査事業（知見の不足する農薬について、もみ米への農薬残留調査、家畜への移行試験、農薬の急性参照用量に関する作物残留性試験及び作物グループ化）に係る技術的支援 また、水田に使用できる農薬のうち、魚介類に関する残留農薬基準値の設定が必要な農薬について、平成21年度は、5農薬において農薬抄録検査及び送付検査結果を作成し、農林水産省に報告した。 (イ) 生産量の少ない農作物への農薬登録の促進のため、登録に必要な作物残留試験及び薬効・薬害試験について、試験設計の審査及び助言等を行った（審査10件、助言11件）。 (ウ) 水質汚濁に係る登録保留基準の強化に伴い生ずる事項の技術的検討については、農林水産省からの要請がなかった。 (エ) 農薬登録制度に関する懇談会の検討に向け、家畜残留試験及び家畜代謝試験テストガイドラインについて、US-EPAとOECDでの要求項目等の差異を検討するための比較表を作成、また「調理加工試験」に関しては、OECDで策定された調理加工に関する2つのガイドライン（TGNo. 507及び508）の概要版を作成し農林水産省に提出した。 作物残留性試験等に係る制度改正に伴い生ずる以下の事項について農林水産省からの技術的検討要請に適切に対応した。 a 作物残留性試験における精度管理（運用）の策定 課長通知に記載されている精度管理事項について、平成22年度に予定されている通知改正に向け、分析機関の有識者の意見を聴取しつつ、詳細事項を作成した。 b 通知改正作業の支援 懇談会で方向付けられた作物残留性試験の試験例数の変更等に係る通知改正作業の支援の要請を受け、これに対応した。 また、作物残留性試験における分析部位について、Codex、OECD-TGとの比較表を作成し農林水産省に提出するとともに、データ要求内容について助言を行った。 (オ) 無登録農薬であると疑われる資材の分析等については、平成21年度は農林水産省からの要請はなかった。 その他、農林水産省からの要請により、農薬取締法第14条第3項の規定に基づく農薬中のダイオキシン類の検査方法の改正に必要な調査（申請者から提出されている「農薬中のダイオキシン類の検査に関する資料」の定量下限値の調査）等の技術的支援を行った。 ◇年度計画に基づき、新規業務等への対応を適切に行った。 a s：計画どおり行い、特に優れた成果が得られた a：計画どおり行った b：概ね計画どおり行った c：計画どおり行わなかった d：計画どおり行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった
【中期計画】 ② ①の業務に附帯する業務 ア 農薬GLP適合確認業務の迅速化 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬GLP制度の適用対象試験の範囲が拡大し、農薬GLP適合確認業務の	【事業報告】 ② ①の業務に附帯する業務 ア 平成21年度における試験施設への査察は、農林水産省からの要請に基づき、申請のあった19試験施設について実施した。

内容の高度化・複雑化及び適合確認件数の増加が見込まれることから、GLPの審査・査察に係る体制整備を行うことにより業務の迅速化を図り、査察の実施後6週間以内に農林水産省消費・安全局長に査察結果を報告することができるよう、次に掲げる措置を講ずる。 (7) GLP査察のためのマニュアルを見直し、必要に応じて改訂する。 (イ) GLP査察を行う職員は、各種試験の実施方法に関する高度の専門的な知識、経験が要求されることから、定期的な研修、実地査察への参加等を行うことにより、職員の資質の向上を図る。 (ウ) 査察の実施後、原則として3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果を基に、評価会議を適時開催し、迅速な評価を行う。 イ 国際調和の推進 新たなOECDのテストガイドライン等の策定、外国・地域との間における農薬GLP制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めの増加が予想されることから、これらに対して技術的に貢献するため、国との連携・協力の下、次に掲げる取組を実施する。 (7) OECD環境政策委員会農薬作業部会、同GLP作業部会等の会議に必要に応じ参加し、農薬登録制度に係る国際調和に貢献する。 (イ) コーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) 残留農薬部会 (Codex Committee on Pesticide Residues) 等の会議に必要に応じ参加し、国際的な農薬残留に係る基準の設定に貢献する。 (ウ) 上記会議に積極的に貢献するため、会期以外の期間においても、会議における論点につき、日常的な検討を行うとともに、必要に応じて各国の検査機関との間で情報交換を行う。 (エ) 上記会議に関しては、関係団体等との協力が不可欠であることから、可能な範囲で、これらの者との連携を強化する。 (オ) 日・EU等の農薬GLPに係る相互承認協定の履行に貢献するため、日本における農薬GLP適合確認施設のリストを作成する。 ウ 調査研究の重点化 検査検定を主たる業務として実施する法人にふさわしいものとして、中期目標第3の2(2)の②のウの(7)及び(イ)に即した調査研究課題を設定するとともに、農薬に関する業務に係る調査研究経費中に占める当該調査研究課題に係る調査研究経費の割合を80%以上とし、次に掲げる措置を講ずる。 (7) 調査研究の実施期間中において、経費及び人的資源につき、適切な進行管理を行う。 (イ) 調査研究の結果については、外部の有識者による評価を行うとともに、調査研究の結果を迅速に公表する。 (ウ) 外部の有識者による評価が著しく低い調査研究については、実施期間中であっても、打ち切りを含めて抜本的に見直す。 エ 情報の適正な収集・分析等 コーデックス食品規格委員会又はOECDの加盟国において作成されている評価概要書 (モノグラフ) 等を積極的に入手し、分析するとともに、体系的に分類・整理・保管し、今後の効率的かつ効果的な農薬の検査の検討に資する。 オ アンケート調査の実施 業務の質及びサービスの一層の向上を図るため、センターが行う農薬の検査等の業務について、次に掲げるとおりアンケート調査を実施する。 (7) 農薬登録申請者及び国内管理人に対するアンケート調査 (イ) 農薬登録情報利用者に対するアンケート調査 【年度計画】 ② ①の業務に附帯する業務 ア 農薬GLP適合確認業務の迅速化 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬GLP制度の適用対象試験の範囲が拡大し、農薬GLP適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び適合確認件数の増加が見込まれることから、査察実施後6週間以内にGLP適合確認の査察結果を農林水産省消費・安全局長に報告することができるよう、次に掲げる措置を講ずる。 (7) GLP査察実施後、部内に設置する評価会議において、旧農薬検の前中期目標期間中に改訂された現行マニュアルの適切性について意見聴取を行い、必要に応じて、改訂版を作成する。 (イ) 査察員の資質の向上に努めるため、定期的な内部研修を行うとともに、外部機関が主催するGLPに関する研究会等に職員を積極的に参加させる。 また、新たに査察員となる職員については、経験豊富な職員と実地査察に参加させる等により、職員の資質向上を図る。 (ウ) 査察実施後、速やかに査察結果を取りまとめ、その結果をもとに3週間以内に農薬GLP中核職員等からなる評価会議を開催し、迅速かつ的確な評価を行う。	査察を実施した試験施設についての試験の分野別の内訳は次のとおりであった (一部重複を含む)。 〔試験分野別の査察実施状況〕 <table border="1"> <tr> <td>・毒性試験</td><td>9施設</td></tr> <tr> <td>・物理的・化学的性状試験</td><td>7施設</td></tr> <tr> <td>・水産動植物影響試験</td><td>5施設</td></tr> <tr> <td>・生体内等運命試験</td><td>3施設</td></tr> <tr> <td>・作物残留性試験</td><td>4施設</td></tr> </table> また、(7)から(ウ)までの措置を講ずることにより、査察を行った全試験施設について目標期間である6週間以内 (最大4.7週、平均3.6週) に農林水産省消費・安全局長へ査察結果を報告した。 【特記事項】 ◆達成度合 (6週間以内に報告した査察件数) : 100% (19件/19件) ◇農薬GLP適合確認業務について、GLP査察のためのマニュアルを見直し及び職員の資質の向上を図ることにより、査察の実施後6週間以内に農林水産省消費・安全局長に査察結果を報告した。 s : 達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 達成度合は90%以上であった b : 達成度合は50%以上90%未満であった c : 達成度合は50%未満であった d : 達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 (7) GLP査察実施後、部内に設置する評価会議において、現行マニュアルの適切性について意見聴取を行い、改訂版の作成を行った。 (イ) GLPに関する内部研修に14名、外部機関が主催するGLPに関する研究会に延べ6名の職員を参加させた。また、平成21年度19回の査察のうち4回について、査察の経験が少ない者を4名同行させ実地研修を行うことにより、職員の能力向上を図った。 ◇GLP査察を迅速に実施するため、査察マニュアルの適切性に関する意見聴取、査察員に対する研修等の取組を行った。 s : 計画どおり行い、特に優れた成果が得られた a : 計画どおり行った b : 概ね計画どおり行った c : 計画どおり行わなかった d : 計画どおり行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 (ウ) 平成21年度に査察を実施した19試験施設のすべてについて、目標期間である査察実施後3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果を基に、農薬検査部内に設置する評価会議を15回開催した。 査察実施から会議開催までの平均期間は1.5週間、最大で2.9週間であった。 【特記事項】 ◆達成度合 (3週間以内に開催した評価会議の回数) : 100% (15回/15回) ◇GLP査察の実施後3週間以内に評価会議を開催した。 s : 達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 達成度合は90%以上であった b : 達成度合は50%以上90%未満であった c : 達成度合は50%未満であった d : 達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 イ 新たなOECDのテストガイドラインの策定等の国際調和業務、外国・地域との間における農薬	・毒性試験	9施設	・物理的・化学的性状試験	7施設	・水産動植物影響試験	5施設	・生体内等運命試験	3施設	・作物残留性試験	4施設
・毒性試験	9施設										
・物理的・化学的性状試験	7施設										
・水産動植物影響試験	5施設										
・生体内等運命試験	3施設										
・作物残留性試験	4施設										

イ 国際調和の推進

新たなOECDのテストガイドラインの策定等の国際調和業務、外国・地域との間における農薬GLP制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めに対して技術的に貢献するため、国との連携・協力の下、次に掲げる取組を実施する。

- (7) OECD環境政策委員会農薬作業部会、同GLP作業部会等の会議に、必要に応じて職員を派遣するほか、国際的な議論に貢献するため、専門家会議に職員を登録する。
- (イ) コーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) 残留農薬部会 (Codex Committee on Pesticide Residues) 等の会議に、必要に応じて職員を派遣する。
- (ウ) 上記会議での検討事項に関して、日常的な検討を行うための体制整備を行う。この中で、引き続き、OECDのドシエ・モノグラフ及び電子テンプレートの利用に関する国際的動向につき、情報収集を行う。
また、必要に応じて、各国関係機関との情報交換を行う。
- (エ) 上記会議に関して、関係団体等と意見交換会を開催する。
- (オ) 日・EU等の農薬GLPに係る相互承認協定の履行に貢献するため、日本における農薬GLP適合確認施設のリストを作成し国へ報告する。

ウ 調査研究の重点化

- (7) 調査研究課題の選定等 次のa及びbに掲げる調査研究課題に取り組むこととする。
 - a 農薬登録に係るOECDテストガイドライン等の国際的枠組の策定に当たり、これが我が国へ導入された場合の可否の検証：
 - ・水産動植物への影響評価に係るテストガイドラインの開発・検証
 - ・作物残留試験及び後作物残留試験に係るテストガイドラインの改善・整備
 - b 残留農薬基準の対象品目の拡大等に対応した新たな検査手法の開発：
 - ・農薬製剤の簡易判別手法の開発
- (イ) 調査研究実施中における措置
 - a 調査研究の実施期間中において、経費及び人的資源につき、適切な進行管理を行うため、調査研究推進委員会（農薬）において定期的に検討を行う。
 - b 原則として、すべての調査研究結果については、事業年度内に外部の有識者による事後（中間）評価を行うとともに、調査研究の結果を迅速に公表する。
 - c 外部の有識者による評価が著しく低い調査研究については、実施期間中であっても、打ち切りを含めて抜本的に見直す。併せて、次の事業年度の調査研究計画（案）についても、上記外部有識者による事前評価を行う。

エ 情報の適正な収集・分析等

- (7) 農薬の検査を適切に行うため、コーデックス食品規格委員会又はOECDの加盟国において作成されている評価概要書（モノグラフ）、国内外の農薬に関する文献情報等を積極的に入手し分析するとともに、体系的に分類・整理・保管を行う。
- (イ) 農薬の安全性等に関する情報提供の推進
 - a 消費者、生産者、事業者等からの問い合わせに適切に対応する。
 - b 消費者、生産者、事業者等からホームページに寄せられた意見を検討するとともに、必要に応じ、情報提供業務の改善を図る。

オ アンケート調査の実施

センターの業務の質及びサービスの一層の向上を図るため、農薬登録申請者及び国内管理人に対してアンケート調査を実施する。

GLP制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めに対して技術的に貢献するため、国との連携・協力の下、次に掲げる取組を実施した。

- (7) OECDのテストガイドラインの策定等の国際調和業務に対して技術的に貢献するため、GLP作業部会に職員1名を専門家として登録しGLP作業部会1回に職員1名を派遣した。
- (イ) 平成21年度はコーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) 残留農薬部会 (Codex Committee on Pesticide Residues) の会議への出席はなかった。
- (ウ) 農林水産省からの依頼に基づき、FAO/WHO合同残留農薬専門家会議 (JMPR) から提示送付された「JMPRで評価される農薬」に関するGAP情報について、我が国の登録内容に基づき取りまとめ、報告した。
ドイツ及び英国に職員2名を派遣し、作物残留に関するGLPについてGLP担当責任者等と意見交換及び情報収集を行った。
また11月に東京で開催されたOECD農薬作業部会農薬登録・農薬リスク削減ステアリング会合に職員を9名派遣し、OECDテストガイドラインの策定状況等情報収集を行った。
- (エ) 上記会議に関する関係団体等との意見交換については、平成21年度は該当がなかった。
- (オ) 日・EU相互承認協定（GLP分野）に基づき、平成20年度に査察した農薬GLP試験施設のリストを農林水産省に報告した。

◇OECDのテストガイドラインの策定、コーデックス食品規格委員会における残留農薬に関する国際規格の設定及び農薬GLP制度の相互承認協定等に対して技術的に貢献するために必要な取組を行った。

- s：必要な取組を行い、特に優れた成果が得られた
a：必要な取組を行った
b：必要な取組を行わなかった事例があった
c：取組を行わなかった
d：取組を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

【事業報告】

ウ 調査研究の重点化

- (7) 全調査研究費27.6百万円すべてをa及びbに配分した。

- a 農薬登録に係るOECDテストガイドライン等の国際的枠組の策定に当たり、これが我が国へ導入された場合の可否の検証

- ・水産動植物への影響評価に係るテストガイドラインの開発・検証

（課題名：ウキクサ生長期阻害試験の我が国への導入の可否の検討）

水産植物への影響試験法として作成されたOECDテストガイドライン221号（ウキクサ生長期阻害試験）について、その導入の可否について検証するため、ウキクサの種類の判別方法を確認するとともに、温度、照度、培養密度等が生長に与える影響を検討し、試験に適した培養条件を決定した。また、平成21年度決定した培養条件において、OECDで推奨されている基準物質を用いて、6種類のウキクサについて生長期阻害試験を実施し、試験実施上の問題点、再現性等について調査を行った。
（平成22年度継続。日本雑草学会第49回大会（平成22年4月9日-11日）において発表。農薬調査研究報告（平成22年度発行予定）に掲載予定）

- ・作物残留試験に係るテストガイドラインの改善・整備

（課題名：作物残留性の外挿に係る検討）
我が国の実情に適した作物残留性の

	外挿法等を検討するため、引き続き作物のグルーブ化に関する欧米の状況を調査するとともに、類似作物の作物残留性試験等の調査を行った。(平成22年度継続。農薬調査研究報告(平成22年度発行予定)に掲載予定) (課題名: 土壌を経由した後作物への農薬残留に関する調査研究) 土壌中の農薬濃度と後作物における残留濃度の関係等について検討するため、後作物への残留性に関する知見を収集するとともに、育苗箱に使用した農薬の灌水による溶出を踏まえた後作物への作物残留性試験及び畑地で使用される数種類の農薬について、土壌中の濃度と作物残留性の関係を解明するため試験等の調査を行った。(平成22年度継続。農薬調査研究報告(平成22年度発行予定)に掲載予定) b 残留農薬基準の対象品目の拡大等に対応した新たな検査手法の開発 ・農薬製剤の簡易判別手法の開発 (課題名: FT-IRを用いた製剤分析方法の確立) 53種類の製剤及び補助成分68点について、全反射測定法(ATR法)によりFT-IRで測定を行い、製剤の判別法について調査を行った。(平成22年度継続。農薬調査研究報告(平成22年度発行予定)に掲載予定) 【特記事項】 「研究費の重点配分」については、「中期計画第1の2(1)の②イ付帯業務(20ページ)」において評価するため、当指標においては評価しない。 ◇年度計画に基づき、調査研究を実施した。 s: 計画どおり実施し、特に優れた成果が得られた a: 計画どおり実施した b: 概ね計画どおり実施した c: 計画どおり実施できなかった d: 計画どおり実施できず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	
	【事業報告】 (イ) 調査研究実施中における措置 a 調査研究推進委員会(農薬)を4回開催し、平成21年度計画についての外部評価委員指摘事項に対する対応、調査研究の進捗状況と推進上の問題点、平成21年度調査研究成果及び平成22年度調査研究計画案などについて検討を行い必要に応じ修正等を行った。 b 平成22年3月に平成21年度の調査研究成果について外部評価委員による中間評価及び事後評価を実施した。その結果、AからDの4段階評価(評価基準 A:目標を上回った、B:目標を達成した、C:目標を下回った、D:目標を大きく下回った)で、4課題すべてがA又はBの評価であった。なお、調査研究結果は、迅速に公表することとしている。 c 上記外部評価委員による評価において、実施期間中の調査研究に対する中間評価及び平成22年度の調査研究計画(案)に対する事前評価を実施した。その結果、中間評価において、調査研究を打ち切るような評価が著しく低いものはなかった。また、計画(案)についても評価が著しく低いものはなく、計画(案)どおり了承された。 ◇調査研究の進行管理、外部の有識者による事前・事後評価及び調査研究結果の公表を適切に行った。 s: 適切に行い、特に優れた成果が得られた a: 適切に行った	a

- b：概ね適切に行った
c：行わなかった
d：行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

【事業報告】

エ 情報収集については、平成21年度は農薬の検査に関連する分野として、「毒性」、「環境（化学系、生物系）」、「品質」、「効果及び薬害」、「残留」及び「その他」の6分野に分類し、次のとおり文献又は学術誌を収集、整理、抄録作成を行った。

表7 文献又は学術誌の収集、整理、抄録

分 野	文献等の種類	抄録作成
毒 性	4種類	1タイトル
環 境	18種類	4タイトル
品 質	4種類	9タイトル
効果及び薬害	6種類	10タイトル
残 留	5種類	23タイトル
そ の 他	0種類	0タイトル
合 計	37種類	47タイトル

また、平成21年にEUで評価された12化合物の農薬の毒性及び残留性の評価概要を収集した。

a ホームページの「ご意見・お問い合わせ」の「農薬の登録情報等に関するお問い合わせ」のコーナーにおいて消費者、生産者、事業者等からの問い合わせ108件（平成21年度計106件、平成20年度繰り越し2件含む）あり、すべてについて適切に回答した。
問い合わせがあったから回答までの期間は2週間以内と定め、期間内に回答した問い合わせは106件（98.2%）であった。

b 各四半期ごとに寄せられた質問、意見のとりまとめを行い、ホームページの「ご意見・お問い合わせ」の「農薬の登録情報等に関するお問い合わせ」のコーナーの「よくある質問」を追加・更新した。
また、次の資料等をホームページの「農薬検査関係」のコーナーに掲載した。

・ 食品安全委員会において評価された36農薬の資料概要

この他、次のとおり農薬登録に関する情報提供の推進を図った。

提供内容：登録番号、用途（殺虫、殺菌、除草等）、農薬の種類、農薬の名称、作物名、適用病害虫雑草名、使用目的、使用時期、使用液量、本剤の使用回数、使用方法、適用場所等全17項目

ダウンロード等の実績（平成21年4月～平成22年3月）

アクセス数：計75,053件、月平均6,255件
（内訳 基本情報：月平均3,554件
詳細情報：月平均2,701件）

ダウンロードデータの二次利用（注）：1件

注：私的使用又は引用等著作権法上認められた行為以外の引用、転載、複製、改変等（再配信を含む）及び商業目的での利用

【特記事項】

(4)の取組内容については、「中期計画第2の1(2)の①A情報提供の一元化(33ページ、34ページ)」において評価するため、当指標においては評価しない。

◇コーデックス食品規格委員会又はOECD加盟国で作成されているモノグラフ及び農薬に関する文献を整理・活用した。

s：整理・活用し、特に優れた成果が得られた
a：整理・活用した
c：整理・活用しなかった

a

	d：整理・活用せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 オ 行政サービスの改善について、農業登録申請者及び国内管理人（総計165者）に対し、郵送によるアンケート調査を行った。 アンケートの総回収数は78件（回収率47.3%）であった。照会事項に対応する職員によって説明ぶりが異なるという趣旨の要望（指摘）については、各課間での密な連絡調整や課内での見解統一について改めて職員に指導を行うなど、改善を図った。また、アンケート結果及び改善措置について、申請者及び国内管理人に送付した。 なお、農業登録情報利用者に対するアンケート調査については、情報提供業務におけるアンケート調査の中で適正に行っている。 ◇農業の検査等の業務について、業務の質及びサービスの一層の向上を図るためのアンケート調査を実施した。 s：実施し、特に優れた成果が得られた a：実施した c：実施しなかった d：実施せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった
【中期計画】 ③ 農業取締法に基づく立入検査及び集取業務 農業取締法第13条の2及び第15条の3の規定に基づく農業等の集取及び立入検査を行うに当たっては、それらの実施後、その結果を農林水産大臣に1か月以内に報告するため、次に掲げる取組を実施する。ただし、集取農業の検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告するものとする。 ア マニュアルの改善 立入検査マニュアル及び集取マニュアルについて、必要に応じて見直しを行い、集取した農業等の検査の迅速化を図る。 イ 研修の実施等 集取及び立入検査について未経験の職員又は経験数が少ない職員については、的確かつ効率的な検査が行えるよう、知識及び技術の習得に必要な研修を実施する。 ウ 事務処理の迅速化 通常の立入検査について、決裁等の事務処理の迅速化を図る。 【年度計画】 ③ 農業取締法に基づく立入検査及び集取業務 農業取締法第13条の2及び第15条の3の規定に基づく農業等の集取及び立入検査を行うに当たっては、それらの実施後、検査の結果を農林水産大臣に1か月以内に報告するため、次に掲げる取組を実施する。 ただし、集取農業の検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告するものとする。 ア マニュアルの改善 (7) 立入検査マニュアルについて必要に応じて見直しを行う。 (4) 集取マニュアルについて必要に応じて見直しを行う。 イ 研修の実施等 集取及び立入検査について未経験の職員又は経験数が少ない職員については、的確かつ効率的な検査が行えるよう、知識及び技術の習得のため、体系的な研修計画の中で研修するとともに、立入検査に同行させる。 ウ 事務処理の迅速化 決裁等事務処理の迅速化を図るため、決裁関係規程の一層適切な運用を役職員へ周知する等改善策を講ずる。	【事業報告】 ③ 農業取締法に基づく立入検査及び集取業務 農林水産大臣から指示のあった、29都道府県下の76製造場に対して立入検査を実施するとともに、検査のため23点の農業を集取した。 ○ 製造場に対する立入検査等 農林水産大臣から指示のあった新規化合物農業を製造している製造場及び近年検査を実施していない製造場を対象に、農業の製造及び品質管理状況、法定事項の遵守事項等の検査を実施するとともに、農林水産省の依頼により事故災害防止に対する調査を行った。 農林水産大臣からの3件（76製造場）の立入検査実施指示に対し、立入検査実施後、大臣への結果報告に要した期間は次のアからウの措置を講じることにより、すべての検査で目標期間である1か月以内（最大10日、平均7.6日）に報告した。 ○ 集取農業等の検査結果 立入検査において集取した農業について、有効成分の種類及び含有量、物理的・化学的性状、容器又は包装及びその表示事項等について検査を行った。 【特記事項】 ◆達成度合（1か月以内に報告した立入検査件数） ：100%（76製造場／76製造場） ◇農業取締法に基づく立入検査等の結果を立入検査等の終了後1か月以内に報告した。 s：1か月以内に報告した件数は100%であり、特に優れた成果が得られた a：1か月以内に報告した件数は90%以上であった b：1か月以内に報告した件数は50%以上90%未満であった c：1か月以内に報告した件数は50%未満であった d：1か月以内に報告した件数は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 ア 立入検査マニュアル等の見直しを行った結果、様式等について一部改訂を行った。 イ 立入検査について未経験の職員4名に対し研修を実施した。 ウ 平成18年度に定めた立入検査に係る決裁等事務処理の運用を、平成21年度においても文書で役職員に更なる周知、徹底を図った。

	◇農薬取締法に基づく立入検査等適切かつ迅速に実施するための取組を行った。 s：計画どおり行い、特に優れた成果が得られた a：計画どおり行った b：概ね計画どおり行った c：計画どおり行わなかった d：計画どおり行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
--	--	---

評価項目	達成状況	評価
第2-2 (3) 飼料及び飼料添加物関係業務	○飼料及び飼料添加物関係業務 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 19×2点=38点 合計 38点 (38/38=100%) 小項目のうち1項目がb評価であったが、各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 飼料の試験成分点数の実績は年度計画を上回るものであるが、各小項目の達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 ① 飼料及び飼料添加物の検査等業務 ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査における情報の収集・提供に当たっては、必要に応じて1(2)の情報提供業務と連携しつつ、次に掲げる取組を実施するものとする。 (7) 飼料又は飼料添加物の基準・規格等に関する最新の科学的知見を文献やインターネット等により収集し、諸外国における規制の状況・情報を入手し、関係する他法令による規制の専門的・技術的な内容等の調査を実施し、当該調査結果を事業年度ごとに取りまとめる。 また、農林水産省からの要請により、農林水産省が検討を行っている飼料又は飼料添加物の基準・規格、検討資料等の妥当性について検討を行う。 (イ) 飼料添加物の指定に係る動物試験等の信頼性を確保するため、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査を行う。 また、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準、OECD安全性試験実施基準等、諸外国における規制の状況、関係する他法令による規制の専門的・技術的な内容等の調査を行い、当該調査結果を取りまとめる。 (ウ) 飼料及び飼料添加物の分析法の公定法化に資するため、分析法の開発又は改良を行う成分を年度計画に定めて中期目標期間中に30件以上の分析法の開発又は改良を実施するとともに、その結果を事業年度ごとに取りまとめて公表する。なお、分析法の開発・改良に当たっては、必要に応じて他の検査等業務で得られたノウハウや知見の活用を図るものとする。 また、中期目標期間中に分析法全般の解説書を作成する。 (イ) 飼料等に関する基準・規格等の改善に資するため、ISO/TC34/SC10の国内審議団体として、規格基準等の策定に参画するとともに、必要に応じてその他の国際会議等に参画する。 イ モニタリング検査 飼料の安全性を向上させるため、事業年度ごとにモニタリング検査計画を策定し、次に掲げるモニタリング検査を行う。その際、プロジェクトチームを活用して、検査等業務と連携してモニタリング検査計画の策定を行うとともに、必要に応じてモニタリング検査結果について4のリスク管理に資するための有害物質の分析業務との共有を図るものとする。 (7) 飼料中の飼料添加物、飼料又は飼料添加物中の有害物質、残留農薬、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝子組換え体のモニタリング検査については、輸入飼料中の有害物質の混入等、飼料の安全性に関する課題を勘案し、検査の必要性に応じて重点化し、モニタリング検査項目及び成分点数を年度計画に定めて実施する。 モニタリング検査結果は、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表するとともに、このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめて公表する。 このほか、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害化学物質・品目についての検査を実施する際には、「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」(平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知。以下「評価・公表ガイドライン」という。)に従って迅速かつ的確に行い、その結果を農林水産省に報告する。 (イ) 抗菌性飼料添加物を含有する飼料の適正な使用に資するため、畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を動物医薬品検査所及び都道府県と連携して実施し、その結果を事業年度ごとに取りまとめて公表する。 【事業報告】 ① 飼料及び飼料添加物の検査等業務 ア 次に掲げる調査を実施することにより、飼料の安全性の向上に努めた。 (7) 現在、飼料添加物の基準・規格に指定されている一般試験法のうち、次に掲げる4試験法について、基準・規格等に関する最新の科学的知見をもとに試験法の汎用性、環境への影響等を踏まえ専門的・技術的な内容等の調査を行い、その結果を取りまとめ、農業資材審議会に提案するため、農林水産省に報告した。 ・ ジエチルジチオカルバミン酸銀法によるヒ素試験法 ・ メナジオン亜硫酸水素ナトリウムのヨウ素酸カリウム・デンプン紙による二酸化イオウの発生の確認試験 ・ 生菌剤の確認試験の乳酸生成能力試験へのHPLC法の追加に係る妥当性確認 ・ 抗生物質の力価試験法に関する海外実態調査 また、基準・規格、検討資料等の妥当性についての検討に関する農林水産省からの要請はなかった。 (イ) 飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査は申請がなかったため実施しなかった。 なお、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準についてOECD-GLPと飼料添加物GLPの相違点等の調査を行い、その結果を取りまとめ、農林水産省に報告した。 (ウ) 飼料及び飼料添加物の分析法の公定法化に資するため、検査技術の向上を目的として、年度計画に定めた5課題を含め、次の7課題(8成分)の分析法の開発又は改良を行い、調査結果を「飼料研究報告」として取りまとめた。 また、分析法全般の解説書を作成した。 - a 飼料中のイソフェンホスオキシソンの分析法 (1成分) - b 飼料中のエテホンの分析法 (1成分) - c 飼料中のスピノサドの分析法 (1成分) - d 飼料中のクリスタルバイオレット及びメチレンブルーの同時分析法 (2成分) - e 配合飼料中のアピラマイシンの分析法の改良 (1成分) - f 飼料中のジウロンの分析法 (1成分) - g 飼料中のサルモネラの検出法の改良 (1成分) さらに、愛がん動物用飼料の分析法の公定法化に資するため、2課題(2成分)の分析法の改良を行った。 また、平成21年9月1日付けで「愛がん動物用飼料等の検査法」を制定し、ホームページに掲載した。		

ウ 飼料の使用に起因する家畜被害の発生時の対応 飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害の発生又は有害な飼料の流通が確認された場合に被害の拡大等を確実に防止する観点から、農林水産省、都道府県等と連携しつつ、機動的かつ柔軟な組織体制をとるなど、迅速かつ効率的に有害な飼料の流通実態の把握、原因の究明等を行うため必要な検査等を行う。 また、家畜被害の発生時の対応を迅速かつ適切に行えるよう、緊急時対応マニュアルの整備を行う。	
エ 標準品等の指定 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の規定に基づく抗生物質の常用標準品（抗菌性物質の力価を定めるための標準として、センターが指定する特定製造番号の抗菌性物質をいう。）の指定に当たっては、抗生物質の試験に支障を生ずることのないよう留意するとともに、少なくとも2年に1回以上指定を行うものとする。 なお、常用標準品の配布については、事務処理の迅速化により、申請を受理した日から7業務日以内に行う。	
オ 調査研究 飼料の安全性及び品質を向上させるため、飼料の安全性及び品質の改善に関する調査研究のうち専門的・技術的事項に重点化し、農林水産省の要請を優先して調査研究を実施し、調査研究の結果を取りまとめる。	
カ 牛海綿状脳症の発生の防止のための対応 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生の防止を万全なものとするため、牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究明のための国内及び海外の飼料工場等に対する飼料の流通経路等の調査を必要に応じて行う。	
【年度計画】 ① 飼料及び飼料添加物の検査等業務 ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査 (7) 現在指定されている飼料添加物について、基準・規格等に関する最新の科学的知見を文献やインターネット等により収集し、外国における規制の状況・情報を入手し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を実施し、必要に応じて試験方法の開発改良を行い、その結果を取りまとめる。 また、農林水産省からの要請により、農林水産省が検討を行っている飼料又は飼料添加物の基準・規格、検討資料等の妥当性について検討を行う。 (イ) 飼料添加物の指定に係る動物試験等の信頼性を確保するため、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査を行う。 また、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準、OECD安全性試験実施基準等、外国における規制の状況、関係する他法令による規制の専門的・技術的な内容等の調査を行い、当該調査結果を取りまとめる。 (ウ) 飼料及び飼料添加物の分析法の公定法化に資するため、次に掲げる分析法の開発又は改良を実施するとともに、その結果を取りまとめて公表する。 また、分析法全般の解説書を作成する。 a イソフェンホスオキシソンの分析法 b エテホンの分析法 c スピノサドの分析法 d クリスタルパイオレット等の同時分析法 e アピラマイシンの改良法 (イ) 飼料等に関する基準・規格等の改善に資するため、次に掲げる業務を実施する。 a 国際基準との比較検討 b 国際基準設定のための共同試験への参加 c 必要に応じてISO会議に参加するとともに、国際規格案等への意見の提出	a 愛がん動物用飼料（ウェット製品）中の水分の測定（1成分） b 愛がん動物用飼料中のメタミドホスの分析法（1成分） (イ) 飼料等に関する基準・規格等の改善に資するため、次に掲げる業務を行った。 a ゼアラレノンの分析法が平成19年度末に国際基準（ISO）法となったことから、我が国の公定法（飼料分析基準）との比較検討を行うために予備調査を実施した。 b 国際基準設定のための共同試験については、該当する試験が実施されなかった。 c ISO会議については、開催されなかった。また、国際規格案等への意見照会はなかった。 ◇飼料又は飼料添加物に係る基準・規格等の設定に関する調査を計画的に行った。 s：計画どおり行い、特に優れた成果が得られた a：計画どおり行った b：概ね計画どおり行った c：計画どおり行わなかった d：計画どおり行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 イ モニタリング検査について計画を策定して次に掲げるとおり実施し、飼料の安全性の向上に努めた。 (7) 飼料等中の飼料添加物、飼料又は飼料添加物中の有害物質、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝子組換え体のモニタリング検査については、次に掲げるとおり実施し、いずれも年度計画に定めた目標を達成した。 a 飼料及び飼料添加物中の飼料添加物の基準・規格適合検査として 292点 b 飼料中の農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査として 71,549点 c 飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査として 347点 d 飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定として 1,356点 【特記事項】 ◆達成度合（試験成分点数）：130%（73,544点／56,450点） ◇年度計画に基づき、飼料の安全性の向上に資するためのモニタリング検査を実施した。 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は90%以上であった b：計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c：計画値の達成度合は50%未満であった d：計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 モニタリング検査結果については、事業年度ごとにまとめ、ホームページに公表した。このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとにまとめ公表した。
イ モニタリング検査 飼料の安全性を向上させるため、モニタリング検査計画を策定し、次に掲げるモニタリング検査を行う。 (7) 飼料中の飼料添加物、飼料又は飼料添加物中の有害物質、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝子組換え体のモニタリング検査については、次に掲げるモニタリング検査項目及び成分点数を目標として実施する。 a 飼料及び飼料添加物中の飼料添加物の基準・規格適合検査として、200点 b 飼料中の農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査として、55,000点 c 飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査として、250点	a ◇モニタリング検査結果を事業年度ごと又は四半期ごとにとりまとめてホームページに公表した。 s：公表し、特に優れた成果が得られた a：公表した c：公表しなかった d：公表せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 このうち農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」に含まれる

d 飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定として、1,000点 モニタリング検査結果は、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表するとともに、このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめて公表する。 このほか、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害化学物質・品目についての検査を実施する際には、農林水産省が定めている「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」（平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知）に従って迅速かつ的確に行い、その結果を農林水産省に報告する。 (イ) 抗菌性飼料添加物を含有する飼料の適正な使用に資するため、畜産農家等における薬剤耐性菌モニタリング調査を農林水産省動物医薬品検査所及び都道府県と連携して実施し、担当部分の調査結果を取りまとめて農林水産省を通じて公表する。 ウ 飼料の使用に起因する家畜被害の発生時の対応 飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害の発生又は有害な飼料の流通が確認された場合には、被害の拡大等を確実に防止する観点から、農林水産省及び都道府県等と連携しつつ、機動的かつ柔軟な組織体制をとるなど、迅速かつ適切に有害な飼料の流通実態の把握、原因の究明等を行うため必要な検査等を行う。 また、整備した緊急時対応マニュアルを必要に応じて、見直す。 エ 標準品等の指定 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の規定に基づく抗生物質の常用標準品（抗菌性物質の力価を定めるための標準として、センターが指定する特定製造番号の抗菌性物質をいう。）の指定に当たっては、必要に応じて常用標準品の指定を行うとともに、常用標準品の配布については、事務処理の迅速化により申請を受理した日から7業務日以内に行う。 オ 調査研究 農林水産省等からの次に掲げる委託事業等について調査研究を行うとともに、緊急時等の農林水産省からの要請を優先して調査研究を実施し、調査研究の結果を取りまとめる。 (7) 粗飼料中のカビ毒汚染メカニズムの解明及び汚染低減化技術の開発 (イ) 動物由来たん白質及びDNA検出法改良 カ 牛海綿状脳症の発生の防止のための対応 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生の防止を万全なものとするため、牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究明のための国内及び海外の飼料工場等に対する飼料の流通経路等の調査を必要に応じて行う。	有害化学物質／品目についての検査を実施する際は、農林水産省が定めている「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」（平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知）に従って迅速かつ的確に行い、その結果を農林水産省に報告した。 【特記事項】 「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害化学物質／品目についての検査については、「中期計画第2の4(1)リスク管理に資するための有害物質の分析業務(89ページ)」において評価する。 ----- 【事業報告】 (イ) 動物医薬品検査所及び都道府県と連携して畜産農家等における抗菌性飼料添加物及び動物用医薬品に対する耐性菌発現モニタリング調査を実施し、得られた結果と動物医薬品検査所が実施した調査の結果を共同で取りまとめ、農林水産省及び各地方自治体へ報告した。 なお、調査結果は家畜衛生週報（農林水産省消費・安全局畜産安全管理課、動物衛生課発行）に掲載された。 ◇抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を実施し、その結果を取りまとめた。 s：調査し、その結果を取りまとめ、特に優れた成果が得られた a：調査し、その結果を取りまとめた b：調査結果を取りまとめなかった c：調査しなかった d：調査せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった ----- 【事業報告】 ウ 飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害発生又は有害な飼料の流通が確認された場合における被害の拡大等を確実に防止する観点から、農林水産省及び都道府県等と連携しつつ、スタッフ制を活用して機動的かつ柔軟な組織体制をとり、次に掲げる事項について迅速かつ適切に対応した。 ・カナダ産の飼料用アマに未承認遺伝子組換えアマの混入が疑われたことから、農林水産大臣の指示により緊急立入検査を6件実施した。 ・牧場で乳牛がへい死した事案についてその原因を究明するため、農林水産省の要請に基づき、かび毒、農薬及び重金属の分析を緊急に実施した。 ・エンドファイト毒素による中毒が疑われる事例の原因究明のため、給与した飼料の分析（2件、2点）を実施した。 また、飼料に起因する家畜被害等の発生に際し、緊急時対応マニュアルに基づき原因の究明等を行うために必要な検査等を迅速かつ効率的に実施した。なお、マニュアルの見直しを行った結果、改正を要する事項はなかった。 ◇飼料の使用に起因する家畜被害等が発生した場合、整備したマニュアルに基づき有害な飼料の流通実態の把握、原因の究明等を行うため必要な検査等を迅速かつ効率的に実施した。 s：実施し、特に優れた成果が得られた a：迅速かつ効率的に実施した b：概ね迅速かつ効率的に実施した c：実施しなかった d：実施せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった ----- 【事業報告】 エ 18種類の抗生物質について常用標準品の指定を行い、18種類の常用標準品415本については、申請を受理した日から7業務日以内に配布した。 【特記事項】 ◆達成度合（常用標準品の配布）
---	--

: 100% (415本/415本)

◇抗生物質の常用標準品の指定を必要に応じて行った。
s: 指定を行い、特に優れた成果が得られた
a: 指定を行った
b: 必要な指定を行わなかった事例があった
c: 必要な指定を行わなかった
d: 必要な指定を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

a

◇常用標準品の配布について、申請を受理した日から7業務日以内に行った。
s: 達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた
a: 達成度合は90%以上であった
b: 達成度合は50%以上90%未満であった
c: 達成度合は50%未満であった
d: 達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

a

【事業報告】

オ 次に掲げる調査を実施し、結果を取りまとめることにより、飼料の安全性及び品質の向上に努めた。

(7) 粗飼料のカビ毒汚染メカニズムの解明及び汚染低減化技術の開発

【成果: 農林水産省委託プロジェクト研究「粗飼料のカビ毒汚染メカニズムの解明及び汚染低減化技術の開発」の一環として、圃場における耕起法の違いによる残渣量の程度とデオキシニバレノール及びゼアラレノンの汚染濃度の測定によるカビ毒の汚染リスクの調査の実施及び動物衛生研究所への結果の報告】(平成22年度継続。プロジェクト研究の報告会等で発表予定)

(1) 動物由来たん白質及びDNA検出法改良

a 動物由来たん白質の検出法(エライザ法)の開発[共同研究]

【成果: 飼料分析基準化に資するため、森永生科学研究所との共同研究を実施し、動物由来たん白質検出のためのELISAキットの検討を実施した。】(平成22年度継続)

b 動物由来材料のPCR法を用いた検出法の開発

【成果: PCRによる動物由来DNAの検出において、擬陽性及び陽性を示すPCR増幅産物の確認のためのRELP法の開発】(平成22年度継続。平成22年9月に開催予定の第124回AOAC Annual Meetingにおいて発表予定)

麦類等のカビ毒汚染実態調査

【成果: 厚生労働省の「食品の安心・安全確保推進研究事業(カビ毒を含む食品の安全性に関する研究)」に参画して、国立医薬品食品衛生研究所と協力し、コーンフレーク20点、雑穀米20点、米10点のフモニシンの分析及び厚生労働省への結果の報告】(平成22年度継続。平成22年9月に開催予定の第100回日本食品衛生学会学術講演会において発表予定)

また、農林水産省からの要請により、未承認遺伝子組換えアマについて、国立医薬品食品衛生研究所と連携し、1%定量分析法(暫定法)を開発し、迅速かつ的確に分析を実施した。

◇飼料の安全性及び品質に関する分析法等を開発又は実用化し、若しくは結果が次年度の調査研究に活用できる成果が得られた。

s: 達成し、特に優れた成果が得られた
a: 達成した
b: 概ね達成した
c: 達成されなかった
d: 達成されず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

a

	【事業報告】 力 牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究明のための国内及び海外の飼料工場等に対する飼料の流通経路等の調査については、農林水産省からの要請がなかったため、実施しなかった。 【特記事項】 実績がないため、評価しない。 ◇牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究明のための国内及び海外の飼料工場等に対する飼料の流通経路等の調査を必要に応じて行った。 s : 必要な調査を行い、特に優れた成果が得られた a : 必要な調査を行った c : 必要な調査を行わなかった事例があった d : 必要な調査を行わなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	—
【中期計画】 ② 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務について、適正に実施するとともに、事務処理の効率化により、申請を受理した日から20業務日以内に処理する。 【年度計画】 ② 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務について、適正に実施するとともに、事務処理の効率化により申請を受理した日から20業務日以内に処理する。	【事業報告】 ② 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示に関する業務215件を適正に実施した。さらに、インターネットVPNを活用した事務処理等の効率化により、申請のあった日から20業務日以内にすべて処理した。 【特記事項】 ◆達成度合（検定等業務の実施件数） ：100% (215件／215件) ◇飼料添加物の検定及び表示の業務について、適正に実施し、申請を受理した日から20業務日以内に処理した。 s : 達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた a : 達成度合は90%以上であった b : 達成度合は50%以上90%未満であった c : 達成度合は50%未満であった d : 達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
【中期計画】 ③ 飼料について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導の業務 登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、検定実績のある登録検定機関に対して毎事業年度1回調査を実施するとともに、必要に応じて検定精度の管理等について技術的指導を行う。 また、登録検定機関を対象として共通試料による共同試験を毎事業年度1回実施し、検定業務に係る技術水準を確認するとともに必要に応じて検査技術について技術的指導を行う。 【年度計画】 ③ 飼料について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導の業務 登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、検定実績のある登録検定機関に対して年1回調査を実施するとともに、必要に応じて検定精度の管理等について技術的な指導を行う。 また、登録検定機関を対象として共通試料による共同試験を年1回実施し、検定業務に係る技術水準を確認するとともに、必要に応じて検査技術について技術的指導を行う。	【事業報告】 ③ 検定実績のある登録検定機関（6機関（12事業所））に対して分析技術の維持状況の調査をし、1事業所について技術的指導を行うことにより、登録検定機関による検定業務の適切な実施を推進した。 【特記事項】 ◆達成度合（調査を行った登録検定機関数） ：100% (6機関／6機関) ◇検定実績のある全登録検定機関に対して技術上の調査を1回実施するとともに、必要に応じて技術的指導を行った。 s : 計画値の達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた a : 計画値の達成度合は90%以上であった b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c : 計画値の達成度合は50%未満であった d : 計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
	【事業報告】 共通試料を用いた登録検定機関の技術水準の確認試験を6機関（9事業所）に対して実施し、そのうち2事業所に対し技術的指導を行うことにより、検定業務に係る技術水準の維持・向上を図った。 ◇登録検定機関を対象として共通試料による共同試験を1回実施するとともに、必要に応じて技術的指導を行った。 s : 実施し、特に優れた成果が得られた a : 実施した c : 実施しなかった d : 実施せず、その要因は法人の著しく不適切な	a

	対応にあった	
【中期計画】 ④ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等業務 ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査 特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を50業務日と定め、事務処理の効率化を図り、当該標準処理期間内に検査を終了するよう努める。 イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査 規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を40業務日と定め、事務処理の効率化を図ることにより、当該標準処理期間内に検査を終了するよう努める。 ウ 飼料及び飼料添加物の製造・品質管理の高度化に関する調査 (7) 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染及び反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入等による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する調査を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。 また、製造管理等の状況をデータベース化し、技術的指導の高度化に活用する。 (イ) 収去品の検査の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、センターの専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。 (ウ) 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する調査を実施し、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。 (イ) 飼料を海外に輸出する業者等からの要請に基づき、当該飼料の製造事業場の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する調査を実施し、輸出先国の製造基準等への適否を確認する。 【年度計画】 ④ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等業務 ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査 特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を50業務日と定め、事務処理の効率化を図り、当該標準処理期間内に検査を終了するよう努める。 イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査 規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を40業務日と定め、事務処理の効率化を図り、当該標準処理期間内に検査を終了するよう努める。 ウ 飼料及び飼料添加物の製造・品質管理の高度化に関する調査 (7) 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染、反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入及び抗菌性物質に関する基準・規格等を逸脱した飼料及び飼料添加物による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する調査を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。 また、製造管理等の状況をデータベース化し、技術的指導の高度化に活用する。 (イ) 収去品の検査の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、センターの専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。 (ウ) 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する調査を実施し、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。 (イ) 飼料を海外に輸出する業者等からの要請に基づき、当該飼料の製造事業場の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する調査を実施し、輸出先国の製造基準等への適否を確認する。	【事業報告】 ④ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等業務 ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請はなかった。 イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請はなかった。 【特記事項】 実績がないため、評価しない。 ◇特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）又は規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等の申請に係る検査について、事務処理の効率化を図ることにより、それぞれの標準処理期間内に検査を終了した。 s：達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた a：達成度合は90%以上であった b：達成度合は50%以上90%未満であった c：達成度合は50%未満であった d：達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 ウ 飼料及び飼料添加物の製造・品質管理の高度化に関する調査 (7) 飼料及び飼料添加物の製造・品質管理の方法等に関する調査として、次に掲げる業務を実施した。 a 牛等用飼料に肉骨粉等が混入することを防止するため、飼料等を製造する事業場441箇所に対して検査を実施し、肉骨粉等の交差汚染防止に関する製造・品質管理の高度化に係る技術的指導を行った。 また、製造管理等の実施状況を確認するチェックリストを作成してデータベース化し、検査及び技術的指導の高度化に活用した。 b 抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインに基づき、配合飼料16事業場について確認検査を実施し、製造事業場確認証を発給した。また、過去に製造事業場確認証を発給した47事業場に対して中間確認検査を実施した。 (イ) 収去品の検査の結果、基準・規格等に抵触する事例が5件認められたことから、製造・品質管理の方法等の改善に資するため、センターの専門的知見による技術的指導及び情報の提供を行った。 (ウ) 動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の設備、製造・品質管理の方法等に関する調査として、次に掲げる業務を実施した。 a 農林水産大臣の確認を要する動物由来たん白質及び動物性油脂を製造するすべての事業場（261箇所）について、製造・品質管理状況を確認し、そのうち新たに大臣確認を受けた製造事業場15箇所をホームページに公表した。 b 魚粉等の輸入業者及び輸入先の製造事業場の管理状況を280件確認した。 c ペットフード等の製造事業場からの申請に応じ製造基準適合確認検査を11件実施し、製造基準に適合すると認められた事業場をホームページに公表した。 (イ) 飼料を海外に輸出する業者からの要請に基づき、動物検疫所の輸出証明書の発行要件となる肉骨粉等の使用に関する製造基準適合確認検査を21件実施した。 食品残さ利用飼料製造業者の要請に基づき、「エコフィード」の認証要件となる「食品残	—

	さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」の遵守状況確認調査を4件実施した。 ◇飼料及び飼料添加物の製造・品質管理の高度化に関する調査を実施した。 s：計画どおり行い、特に優れた成果が得られた a：計画どおり行った b：概ね計画どおり行った c：計画どおり行わなかった d：計画どおり行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
【中期計画】 ⑤ ①から④までの業務に附帯する業務 飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、都道府県、畜産農家等からの飼料及び飼料添加物の依頼分析については、①から③まで及び⑥並びに5の業務に支障のない範囲内で実施する。 また、次に掲げる依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。 (7) 化学分析（(ウ)を除く。） 30業務日 (イ) 生物分析 30業務日 (ウ) ダイオキシン類分析 60業務日 標準処理期間内に適切に処理するため、分析技術の高度化、事務手続の合理化を図る。 【年度計画】 ⑤ ①から④までの業務に附帯する業務 飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、都道府県、畜産農家等からの飼料及び飼料添加物の依頼分析については、業務に支障のない範囲内で実施する。 また、次に掲げる依頼分析の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。 (7) 化学分析（(ウ)を除く。） 30業務日 (イ) 生物分析 30業務日 (ウ) ダイオキシン類分析 60業務日 標準処理期間内に上記の依頼分析を適切に処理するため、分析技術の高度化、事務手続の合理化を図る。	【事業報告】 ⑤ 飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から飼料等の依頼分析については、7件（分析成分点数：57点、鑑定：22原料）実施した。 また、実施に当たっては、分析法の開発等分析技術の高度化及び決裁等の事務の簡素化による事務手続の合理化を図ることにより、依頼分析の内容に応じた標準処理期間内に適切に処理した。 【特記事項】 ◆達成度合（依頼分析）：100%（7件／7件） ◇都道府県、畜産農家等からの飼料及び飼料添加物の依頼分析について、分析技術の高度化、事務手続の合理化を図ることにより、標準処理期間内に適切に処理した。 s：達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた a：達成度合は90%以上であった b：達成度合は50%以上90%未満であった c：達成度合は50%未満であった d：達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
【中期計画】 ⑥ 飼料安全法に基づく立入検査等業務 ア 飼料安全法に基づく立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査及び質問の結果の報告については、立入検査を実施した日から30業務日以内に農林水産大臣に報告する。 また、農林水産大臣への報告までに要する期間については、中期目標期間の最終事業年度までに事務処理の効率化により5業務日短縮する。 イ 収去品の試験結果の報告については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験に要する標準処理期間を収去した日から20業務日と定め、当該標準処理期間内に試験を終了するように努めるとともに、試験が終了した日から20業務日以内に農林水産大臣に報告する。 また、農林水産大臣への報告までに要する期間については、中期目標期間の最終事業年度までに事務処理の効率化により5業務日短縮する。 ウ 収去品等の試験結果の信頼性を確保する観点から、前期中期目標期間中に整備した試験責任者、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づき、試験を円滑に実施する。 【年度計画】 ⑥ 飼料安全法に基づく立入検査等業務 ア 飼料安全法に基づく立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査及び質問の結果の報告については、立入検査等を実施した日から30業務日以内に農林水産大臣に報告する。 また、農林水産大臣への報告までに要する期間の短縮に資するため、LAN等を活用して本部及び各地方組織間の報告を電子媒体で送付することにより簡素化する。 イ 収去品の試験結果の報告については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験に要する標準処理期間を収去した日から20業務日以内と定め、当該標準処理期間内に試験を終了するように努めるとともに、試験が終了した日から20業務日以内に農林水産大臣に報告する。 また、農林水産大臣への報告までに要する期間の短縮に資するため、LAN等を活用して本部及び各地方組織間の報告を電子媒体で送付することにより簡素化する。 ウ 収去品等の試験結果の信頼性を客観的に確保する観点から、前期中期目標期間中に整備した試験責任者、信頼性保証部門等	【事業報告】 ⑥ 飼料安全法に基づく立入検査等業務 ア 飼料安全法に基づく立入検査及び質問の結果の報告については、業務の効率化により立入検査実施後の事務処理等の迅速化を図り、立入検査の日から22業務日以内にすべて農林水産大臣に報告した。 また、立入検査等の結果の農林水産大臣への報告までに要する期間については、インターネットVPNを活用した本部及び各地域センター間における報告事務の簡素化等を図り、8業務日短縮した。 ◇飼料安全法に基づく立入検査等の結果について、現行の報告期間内に農林水産大臣へ報告するとともに、報告期間を短縮するための取組を行った。 s：計画どおり行い、特に優れた成果が得られた a：計画どおり行った b：概ね計画どおり行った c：計画どおり行わなかった d：計画どおり行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 イ 収去品の試験については、標準処理期間（20業務日）内に936件すべて終了した。 【特記事項】 ◆達成度合（標準処理期間内の収去品検査件数）：100%（936件／936件） ◇飼料安全法に基づく収去品の分析・鑑定試験を20業務日以内に終了させた。 s：達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた a：達成度合は90%以上であった b：達成度合は50%以上90%未満であった c：達成度合は50%未満であった d：達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a

から構成する信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づき、試験を円滑に実施する。 また、試験の精度を適正に保つため、外部機関における精度管理を行い、信頼性保証部門による試験の点検、確認を行う。	【事業報告】 収去品の試験結果は、14業務日以内にすべて農林水産大臣に報告した。 また、収去品の試験結果の農林水産大臣への報告については、インターネットVPNを活用した本部及び各地域センター間における報告事務の簡素化等を図り、6業務日短縮した。 【特記事項】 ◆達成度合（標準処理期間内の収去品の検査結果の報告件数）：100%（936件／936件） ◇飼料安全法に基づく収去品の試験結果について、現行の報告期間内に農林水産大臣へ報告するとともに、報告期間を短縮するための取組を行った。 s：計画どおり行い、特に優れた成果が得られた a：計画どおり行った b：概ね計画どおり行った c：計画どおり行わなかった d：計画どおり行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
【中期計画】 ⑦ ペットフード安全法に基づく立入検査等業務 ア ペットフード安全法に基づく立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施する。 イ 集取品等の試験結果の信頼性を確保する観点から、中期目標期間中に試験責任者、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制及び試験操作手順書を整備し、試験を円滑に実施する。 【年度計画】 ⑦ ペットフード安全法に基づく立入検査等業務 ア ペットフード安全法に基づく立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。 イ 集取品等の試験結果の信頼性を客観的に確保する観点から、業務を実施するまでに試験責任者、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制を整備し、併せて試験実施に必要な試験操作手順書を作成する。	【事業報告】 ウ 収去品等の試験結果の信頼性を確保する観点から、信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づき試験を円滑に実施するとともに、各センターに対して試験結果報告書に係る査察を毎月実施(84件)した。 また、試験の精度を適正に保つため、本部又は各地域センターに対し、次に掲げる外部精度管理を実施した。 ・ FERA（英国）主催 4回（アフラトキシン類、リン系農薬、遺伝子組換えトウモロコシ） ・ (財) 食品薬品安全センター主催 1回（デオキシニバレノール及びニバレノール） ・ 食品総合研究所主催 1回（精米中のカドミウム） ◇信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づき、収去品等の試験を円滑に実施した。 s：円滑に実施し、特に優れた成果が得られた a：円滑に実施した b：概ね円滑に実施した c：円滑に実施しなかった d：円滑に実施せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 ⑦ ペットフード安全法に基づく立入検査等業務 ア ペットフード安全法に基づく立入検査16件について、適切に実施するとともに速やかに農林水産大臣へ報告した。また、集取した飼料8件の試験結果について、速やかに農林水産大臣に報告した。 【ペットフード安全法に基づく立入検査等の実施（中期計画第1の2(1)の③イ(7)）に関する事業報告の記述】 ペットフード安全法に基づく立入検査等については、農林水産大臣からの指示に従い、16箇所に対して、効率的かつ効果的に実施した。 【ペットフード安全法に基づく立入検査等の結果及び集取対象品の試験結果の報告（中期計画第1の2(1)の③イ(4)）に関する事業報告の記述】 ペットフード安全法に基づく立入検査等の結果及び集取対象品の試験結果については、速やかに農林水産大臣に報告した。 【特記事項】 「中期計画第1の2(1)の③イ(7)ペットフード安全法に基づく立入検査等の実施（21ページ）及び(4)ペットフード安全法に基づく立入検査等の結果及び集取対象品の試験結果の報告（22ページ）」に関する取組については、当指標において評価する。 ◇ペットフード安全法に基づく立入検査について、適正に実施するとともに、その結果を速やかに報告した。	a

	s : 計画どおり行い、特に優れた成果が得られた a : 計画どおり行った b : 概ね計画どおり行った c : 計画どおり行わなかった d : 計画どおり行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 イ 集取品等の試験結果の信頼性を客観的に確保する観点から、愛がん動物用飼料検査に係る試験に関し、信頼性保証体制を整備するとともに、試験実施に必要な試験操作手順書については、新たに作成した「愛がん動物用飼料試験業務の信頼性の確保に関する規程」の中で定めた。 ◇信頼性保証体制を整備するとともに、試験実施に必要な試験操作手順書を作成した。 s : 計画どおり行い、特に優れた成果が得られた a : 計画どおり行った c : 計画どおり行わなかった d : 計画どおり行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった
--	---

評価項目	達成状況	評価
第2-2 (4) 土壤改良資材関係業務	○土壤改良資材関係業務 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 $2 \times 2 \text{点} = 4 \text{点}$ 合計 4点 ($4/4 = 100\%$) 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 ① 土壤改良資材の検査等業務 ア 土壤改良資材の表示の内容に係る品質の検査 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、当該品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施する。 イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託 土壤改良資材の品質の保全に資するため、都道府県、農業者等からの依頼を受けて、土壤改良資材等の試験を極力実施することとし、次に掲げる標準処理期間内に適切に処理する。 (7) 一般試験 30業務日 (4) VA菌根菌資材試験 60業務日 【年度計画】 ① 土壤改良資材の検査等業務 ア 土壤改良資材の表示の内容に係る品質の検査 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、当該品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施する。 イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託 土壤改良資材の品質の保全に資するため、都道府県、農業者等からの依頼試験については、業務に支障のない範囲で実施することとし、次に掲げる標準処理期間内に適切に処理する。 (7) 一般試験 30業務日 (4) VA菌根菌資材試験 60業務日	【事業報告】 ① 土壤改良資材の検査等業務 ア 土壤改良資材の品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を31件実施し、品質に関する表示の適正化を図った。 ◇土壤改良資材の品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施した。 s : 実施し、特に優れた成果が得られた a : 実施した c : 実施しなかった d : 実施せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 イ 土壤改良資材の試験の依頼はなかった。 【特記事項】 依頼がなかったため、評価しない。 ◇都道府県、農業者等からの依頼による土壤改良資材等の依頼試験について、標準処理期間内に適切に処理した。 s : 達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた a : 達成度合は90%以上であった b : 達成度合は50%以上90%未満であった c : 達成度合は50%未満であった d : 達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
【中期計画】 ② 地力増進法に基づく立入検査業務 地力増進法に基づく立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査の結果の報告については、中期目標期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、VA菌根菌資材を除き、30業務日に短縮する。 【年度計画】 ② 地力増進法に基づく立入検査業務 地力増進法に基づく立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査の結果の報告については、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、VA菌根菌資材を除き、現行の目標期間(40業務日)に対して、稟議手続きの	【事業報告】 ② 地力増進法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に31件実施した。 また、結果の報告については、電子媒体を用いた各地域センターからの報告事務の簡素化を行い、平成17年度を基準として10業務日短縮し、すべての検査結果を30業務日以内に農林水産大臣へ報告した。 ◇地力増進法に基づく立入検査結果を農林水産大臣へ報告までの期間を短縮するための取組を行った。 s : 計画どおり行い、特に優れた成果が得られた a : 計画どおり行った b : 概ね計画どおり行った c : 計画どおり行わなかった d : 計画どおり行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a

合理化等事務処理の効率化を図る ことにより30業務日に短縮する。	
-------------------------------------	--

評価項目	達成状況	評価												
第2-3 (1) 食品表示監視業務	○食品表示監視業務 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 10×2点=20点 合計 20点 (20/20=100%) 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 食品表示の真正性の検査件数、重点的な調査の回数等の実績は年度計画を上回るものであるが、各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A												
【中期計画】 ① 食品表示の監視業務については、DNA解析技術、微量成分の検査分析技術等の科学的手法を用いた食品表示の真正性の検査を、以下により、毎事業年度6,000件以上行う。 ア 前事業年度の検査で不適合の多かった品目については、検査件数を増加させる。 イ 消費者の関心の高い品目を対象に、毎事業年度4回以上の重点的な検査を行う。 ウ 遺伝子組換えに係る表示が行われている食品の検査を毎事業年度500件以上行うとともに、表示に疑義が生じた場合には、分別生産流通管理に係る調査を行う。 エ 食品の産地表示に関する検査を毎事業年度600件以上行う。 オ 検査結果については、結果を取りまとめ毎事業年度公表する。 その結果、偽装の疑いが生じた場合には、農林水産省からの指示に基づき、製造業者、販売業者、輸入業者等に対し立入検査又は任意調査（以下3の(1)において「立入検査等」という。）を実施し、立入検査等の終了後原則3業務日以内に報告する。 なお、立入検査等を行うに当たっては、立入検査等を行う職員に資格要件を設け、検査能力等の資質、検査経験等を勘案した立入検査等職員の適切な人選を行い、立入検査等に関する基準文書に基づき厳正に実施する。	【事業報告】 ① 食品表示の監視業務については、科学的手法を用いた食品表示の真正性の検査を加工食品について4,860件、生鮮食品について1,182件、合計6,042件実施した。 その結果、加工食品については、不適正な表示が284件認められた。このうち軽微な不適正表示が認められた175件について、製造業者等に対して文書による是正指導を行うとともに、表示内容に重大な疑義の可能性があるもの等（109件）について、農林水産省に報告した。 また、生鮮食品については、表示に疑義のあるもの64件の検査結果を農林水産省に報告した。 なお、平成20年度に実施した食品表示監視業務において不適正な表示が認められたもののうちの2件についても指導を行った。 上記のほか、JAS規格の定期見直しに係る調査分析等において軽微な不適正表示が認められた59件について、製造業者等に対して文書による是正指導を行った。 【特記事項】 加工食品の検査を行った結果に基づき指導を行った175件のうち、150件については、平成21年度中に改善報告が提出され、適正に改善されたことを確認した。また、残る25件については、早期に改善の確認ができるよう、引き続き製造業者等を指導している。 改善報告は原則として指導後1ヶ月以内を期限として提出させ、早期の改善確認に努めている。 ◆達成度合（食品の真正性の検査件数）：100.7%（6,042件／6,000件） ◇食品表示の真正性の検査を6,000件以上実施した。 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は100%以上であった b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度合は70%未満であった d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a												
【年度計画】 ① 食品表示の監視業務については、DNA解析技術、微量成分の検査分析技術等の科学的手法を用いた食品表示の真正性の検査6,000件以上を適切に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。 ア 平成20年度の検査で不適合の多かった「塩干魚介類」、「塩蔵魚介類」及び「塩蔵わかめ」の検査件数を増加する。 イ 消費者の関心の高い品目を対象とした重点的な検査を行うに当たっては、調査事項、実施期間を調整し、各センターで一斉に行う等の効率的な対応に努めることにより4回以上行う。 また、検査の計画及び実施に当たっては、農林水産省関係部局と連携して行う。 ウ 遺伝子組換えに係る表示が行わ	【事業報告】 ア 平成20年度の検査において不適合率の高かった品目について、次のとおり検査件数を平成20年度より増加させた。 <table><tr><th>品 目</th><th>平成20年度 検査件数</th><th>平成21年度 検査件数</th></tr><tr><td>・塩干魚介類</td><td>248 (4.1)</td><td>262 (4.3)</td></tr><tr><td>・塩蔵魚介類</td><td>153 (2.5)</td><td>158 (2.6)</td></tr><tr><td>・塩蔵わかめ</td><td>110 (1.8)</td><td>127 (2.1)</td></tr></table> 注：（ ）内の数値は、各年度の検査件数に占める割合（％）である。 ◇前年度の検査において不適合の多かった品目の検査件数を前年度に比べて増加させた。 s：増加させ、特に優れた成果が得られた a：増加させた c：増加させなかった d：増加させず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	品 目	平成20年度 検査件数	平成21年度 検査件数	・塩干魚介類	248 (4.1)	262 (4.3)	・塩蔵魚介類	153 (2.5)	158 (2.6)	・塩蔵わかめ	110 (1.8)	127 (2.1)	a
品 目	平成20年度 検査件数	平成21年度 検査件数												
・塩干魚介類	248 (4.1)	262 (4.3)												
・塩蔵魚介類	153 (2.5)	158 (2.6)												
・塩蔵わかめ	110 (1.8)	127 (2.1)												
	【事業報告】 イ 消費者の関心の高い品目について、次のとおり各センターで一斉に重点的な検査を4回行った。 〔農林水産省関係部局と連携して行った調査〕 ・そば加工品の表示に関する特別調査 197件 ・特別栽培農産物・エコファーマー農産物の表示特別調査 100件 〔センターが独自で行った調査〕 ・果実飲料の表示に関する重点調査 294件 ・マグロの表示に関する重点調査 300件													

れている食品の検査については、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して対象製品を選定し、500件以上の検査を適切に行う。

なお、分別生産流通管理の実施に疑義があった場合には、製造業者、流通業者等に対する分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、可能な範囲において、原料農産物入手し、遺伝子組換え体の混入率について検査分析を行う。

エ 食品の産地表示に関する検査については、産地ごとの食品の流通状況等を勘案し、検査を行うセンター、実施時期等を調整して600件以上を適切に行う。

オ 事業者間取引に関する監視については、農林水産省と連携を図り実施する。

カ 検査結果については、早急に結果を取りまとめ、農林水産省関係部局と連携し、報道発表等により公表する。

キ 食品表示の真正性の検査の結果、偽装の疑いが生じ、製造業者、販売業者、輸入業者等に対する立入検査又は任意調査（以下「立入検査等」という。）を農林水産省からの指示により実施する場合には、適切に実施するとともに、立入検査等の終了後原則3業務日以内に報告するために、次に掲げる措置を講ずる。

○ 立入検査等を行うに当たっては、立入検査等に関する基準文書に基づき厳正に実施する。

また、基準文書は必要に応じて見直しを行い、内容の充実を図る。

○ 立入検査等の終了後の報告が3業務日を超えた場合には、その都度その原因を究明し、以後の立入検査等の業務改善に活用する。

ク 農林水産省又は都道府県が行う食品表示の真正性の検査又は調査において、協力要請又は技術支援等の要請があった場合には、可能な限り応じる。

【特記事項】

◆達成度合（重点的な調査の実施回数）：100%（4回／4回）

◇消費者の関心の高い品目を対象とした重点的な検査を4回以上実施した。

s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた

a：計画値の達成度合は100%以上であった

b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった

c：計画値の達成度合は70%未満であった

d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

【事業報告】

ウ 遺伝子組換えに係る表示が行われている食品の検査については、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して569件実施した。（加工食品529件、生鮮品40件）

【特記事項】

◆達成度合（遺伝子組換え食品の検査件数）：114%（569件／500件）

◇遺伝子組換えに係る表示が行われている食品の検査を500件以上実施した。

s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた

a：計画値の達成度合は100%以上であった

b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった

c：計画値の達成度合は70%未満であった

d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

【事業報告】

検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるもの等160件のうち、分別生産流通管理の実施状況等の調査を139件行った。また、可能な範囲において、原料農産物入手し、遺伝子組換え体の混入率について検査分析を行った。以上の調査の結果、不適切な管理が認められた案件はなかった。

なお、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるもの等の件数と、分別生産流通管理の実施状況等の調査件数の相違は、製造業者が廃業し調査ができなかったもの（2件）、分別生産管理の実施状況を確認するための現地調査の際に入手した製品の検査結果であるため改めて調査を実施しなかったもの（7件）、調査の実施が平成22年度になったもの（12件）があったことによる。

◇検査の結果に基づき、必要に応じて製造業者等に対し分別生産流通管理に係る調査を行った。

s：必要な調査を行い、特に優れた成果が得られた

a：必要な調査を行った

c：必要な調査を行わなかった事例があった

d：必要な調査を行わなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

【事業報告】

エ 食品の産地表示に関する検査については、産地ごとの食品の流通状況等を勘案し、検査を行うセンター、実施時期等を調整して1,190件実施した。（加工食品464件、生鮮品726件）

その結果、加工食品については、不適正な表示が33件認められた。このうち軽微な不適正表示が認められた18件について、製造業者等に対して文書による是正指導を行い、表示内容に重大な疑義の可能性があるもの等（15件）について、農林水産省に報告した。

また、生鮮食品については表示に疑義があるもの57件の検査結果を農林水産省に報告した。

表8 食品の産地表示に関する検査件数

品 目	件 数
加工食品	464
乾しいたけ	104
梅漬物	29
アジ・サバ加工品	187
うなぎ加工品	26
塩蔵わかめ	77
コンブ	40
米飯加工品のうなぎ	1
生鮮食品	726
黒大豆	17
ネギ	82
シヨウガ	38
ニンニク	42
タマネギ	66
ゴボウ	59
カボチャ	48
マグロ	300
アサリ	34
シジミ	40
合 計	1,190

	【特記事項】 ◆達成度合（産地表示に係る検査件数）：198.3%（1,190件／600件） ◇食品の産地表示に関する検査を600件以上実施した。 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は100%以上であった b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度合は70%未満であった d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
	【事業報告】 オ 農林水産省等と連携を図り、立入検査等において入手した製品の原材料等の検査を50件実施することにより、事業者間取引における表示の監視を実施した。 ◇事業者間取引に関する監視について、農林水産省と連携を図り実施した。 s：実施し、特に優れた成果が得られた a：実施した c：実施しなかった d：実施せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
	【事業報告】 カ 平成20年度の食品表示の真正性に係る検査結果について、農林水産省関係部局と連携し、プレスリリースを行うとともに、ホームページ上で公表した。 ◇検査結果を取りまとめ、公表した。 s：公表し、特に優れた成果が得られた a：公表した c：公表しなかった d：公表せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
	【事業報告】 キ 農林水産大臣からの指示等に基づき、食品表示監視業務に係る立入検査等を適切に実施するとともに、立入検査等の終了後3業務日以内に農林水産省へ報告するため、次に掲げる取組を行った。 ○ 立入検査等に関する基準文書に基づき、任意調査を60件（136事業所）、実施し、すべての案件について3業務日以内に報告した。 また、立入検査等のほか、農林水産省が改善の指示又は指導を行った事業者に対する改善状況の確認調査を6件（6事業所）実施し、都道府県からの要請により、27件（37事業所）の立入検査等に協力した。 ○ なお、基準文書を見直し、所要の改正を行った。 ○ 立入検査等の終了後の報告は、すべての案件について3業務日以内に報告した。 【特記事項】 ◆達成度合（3日以内に報告した立入検査等件数）：100%（60件／60件） ◇立入検査等の結果を立入検査等の終了後3業務日以内（ただし、特段の理由がある案件を除く。）に報告した。 s：3業務日以内に報告した件数は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：3業務日以内に報告した件数は90%以上であった b：3業務日以内に報告した件数は50%以上90%未満であった c：3業務日以内に報告した件数は50%未満であった d：3業務日以内に報告した件数は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
	【事業報告】 ク 農林水産省又は都道府県が行う食品表示の真正性の検査又は調査、警察からの協力要請又は技術支援等の要請があった322件について適切に対応した。	
【中期計画】 ② 食品表示110番等を通じて収集した不正表示に関する情報は、速やかに農林水産省関係部局等に通報するとともに、必要に応じて事実関係の確認のための調査、分析等を行う。 【年度計画】 ② 食品表示110番等を通じて収集した不正表示に関する情報の農林水産省関係部局等への通報及び必要に応じた事実関係の確認のための調査、分析等については、事務処理手順書に基づき迅速かつ的確に行う。 また、事務処理手順書は必要に応じて見直す。	【事業報告】 ② 食品表示110番等を通じて収集した不正表示に関する情報について、事務処理手順書に基づき、次のとおり迅速かつ的確に対応した。 ○ センターが受け付けた、または農林水産省等から回付された8件の情報に基づき、事実関係の確認のための買上検査を34件行い、表示の確認及び分析を行った。買上検査の結果については、農林水産省等の回付元に報告した。 ○ 農林水産省からの依頼により、食品表示110番等の情報提供に基づく立入検査等を23件（60事業所）実施し、都道府県の実施する4件（5事業所）の立入検査等に協力した。 なお、食品表示110番に係る事務処理手順書を見直し、所要の改正を行った。 ◇食品表示110番により収集した情報に基づき、必要に応じて事実関係の確認のための調査等を行った。 s：必要な調査等を行い、特に優れた成果が得られた a：必要な調査等を行った c：必要な調査等を行わなかった	a

d : 必要な調査等を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった
--

評価項目	達成状況	評価																				
第2-3 (2) 登録認定機関、認定事業者等に対する指導・監督業務	○登録認定機関、認定事業者等に対する指導・監督業務 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 12×2点=24点 合計 24点 (24/24=100%) 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 ISO/IEC17011に基づく調査のための有資格者の養成、格付品検査件数及び立会調査件数の実績は年度計画を上回るものであるが、各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A																				
【中期計画】 ① 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第67号)による改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)により、センターの業務に追加された登録認定機関の登録及びその更新の申請時における調査(以下「技術上の調査」という。)については、「ISO/IEC17011適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」(以下「ISO/IEC17011」という。)に基づき実施し、農林水産省からの調査指示から報告までの目標期間(30業務日)内に結果を報告する。 また、登録後において登録認定機関が引き続き登録基準に適合しているか否かを確認するための定期的な調査(以下「定期的調査」という。)については、原則として登録認定機関(分析業務の外部委託を行っている場合は、委託先の分析機関も含む。)ごとに毎事業年度1回以上実施し、必要に応じて是正のための指導及び追加調査を行う。 なお、技術上の調査及び定期的調査を中立的かつ厳正に実施するため、調査を行う職員に資格要件を設ける。	【事業報告】 ① 次の措置を講ずることにより、JAS法に基づきセンターが行う技術上の調査及び定期的調査を適切に実施した。 ○ ISO/IEC17011に基づく業務執行体制を維持するとともに、「登録認定機関及び登録外国認定機関の技術上の調査規程」、「登録認定機関等の調査等業務品質マニュアル」、「登録認定機関等の調査等業務に係る要員の資格基準」及び「技術委員会設置・運営要領」等の基準文書の見直しを行った。 【事業報告】 ○ 技術上の調査を次のとおり実施し、進行管理を的確に行うことにより、調査を行った355件すべてについて27業務日以内に農林水産省へ調査結果を報告した。 <table><caption>表9 技術上の調査件数</caption><tr><th></th><th>新規</th><th>更新</th><th>変更</th><th>合計</th></tr><tr><td>登録認定機関</td><td>4</td><td>39</td><td>257</td><td>300</td></tr><tr><td>登録外国認定機関</td><td>3</td><td>2</td><td>50</td><td>55</td></tr><tr><td>合 計</td><td>7</td><td>41</td><td>307</td><td>355</td></tr></table> ○ 技術上の調査結果については、当該調査を行った者を除く職員で構成する技術委員会において調査結果を審査することにより、調査の公平性、信頼性を確保した。 【特記事項】 ◆達成度合(目標期間内に報告した技術上の調査件数): 100%(355件/355件) ◇ISO/IEC17011に基づき技術上の調査を実施し、年度計画に定めた目標期間内に農林水産省へ結果を報告した。 s: 目標期間内に報告した件数は100%であり、特に優れた成果が得られた a: 目標期間内に報告した件数は90%以上であった b: 目標期間内に報告した件数は50%以上90%未満であった c: 目標期間内に報告した件数は50%未満であった d: 目標期間内に報告した件数は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった (注: 日数は実労働日数)		新規	更新	変更	合計	登録認定機関	4	39	257	300	登録外国認定機関	3	2	50	55	合 計	7	41	307	355	a
	新規	更新	変更	合計																		
登録認定機関	4	39	257	300																		
登録外国認定機関	3	2	50	55																		
合 計	7	41	307	355																		
【年度計画】 ① 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)に基づきセンターが行う技術上の調査並びに登録後において登録認定機関が引き続き登録基準に適合しているか否かを確認するための定期的な調査(以下「定期的調査」という。)を適切に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。 ○ 適切に技術上の調査及び定期的調査を遂行するため、「ISO/IEC17011適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」(以下「ISO/IEC17011」という。)に基づく業務執行体制を維持し、基準文書を必要に応じて見直す。 ○ 技術上の調査を行うに当たっては、農林水産省からの調査指示から報告までの目標期間(30業務日)内に結果を報告するため、調査の進行管理を的確に行う。 ○ 技術上の調査の公平性、信頼	【事業報告】 ○ 定期的調査に係る事業所調査については、登録認定機関ごとにその認定事業者数等を勘案した調査計画を作成し、進捗状況の把握に努め、計画的に実施した。 【事業報告】 ○ 定期的調査は、立会調査及び格付品検査と連動して次のとおり対象機関である127機関(149事業所)に対して各1回実施した。(うち、登録外国認定機関24機関(24事業所)) <table><tr><td>・ 飲食料品</td><td>14機関 (21事業所)</td></tr><tr><td>・ 林産物</td><td>12機関 (19事業所)</td></tr><tr><td>・ 生糸・畳表</td><td>4機関 (4事業所)</td></tr><tr><td>・ 生産情報公表牛肉等</td><td>16機関 (17事業所)</td></tr><tr><td>・ 有機農産物等</td><td>81機関 (88事業所)</td></tr><tr><td>計</td><td>127機関 (149事業所)</td></tr></table> ○ 格付品検査の結果、JAS規格に不適合の疑義が生じた案件4件については、適合性確認のため現地調査を実施した。 【特記事項】 製品検査を行っている登録認定機関等30機関に対しては、当該機関の製品検査施設において製品検査が適正に行われているかを確認するための調査(製品検査施設調査)を実施した。	・ 飲食料品	14機関 (21事業所)	・ 林産物	12機関 (19事業所)	・ 生糸・畳表	4機関 (4事業所)	・ 生産情報公表牛肉等	16機関 (17事業所)	・ 有機農産物等	81機関 (88事業所)	計	127機関 (149事業所)									
・ 飲食料品	14機関 (21事業所)																					
・ 林産物	12機関 (19事業所)																					
・ 生糸・畳表	4機関 (4事業所)																					
・ 生産情報公表牛肉等	16機関 (17事業所)																					
・ 有機農産物等	81機関 (88事業所)																					
計	127機関 (149事業所)																					

性を確保するため、職員で構成する技術委員会（当該調査を行った者を除く。）において調査結果をレビューする。 ○ 定期的調査は、登録認定機関ごとにその認定事業者数等を勘案した調査計画を作成し、計画的に行うとともに進捗状況を常に把握する。 ○ 定期的調査は、登録認定機関の認定を行う事業所における調査（以下「事業所調査」という。）をすべての対象機関について、原則として1回以上行う。 また、事業所調査は、③に定める立会調査及び格付品検査と連動して行う。 ○ 事業所調査、立会調査及び格付品検査の結果、必要がある場合は当該事業所、認定事業者等及び格付品についての追加の調査又は検査を実施する。 ○ 事業所調査において適正でない事項を認めた場合には、当該登録認定機関に対して是正のための指導を行う。 なお、調査結果及び是正指導に伴う改善状況については、速やかに農林水産省関係部局へ報告する。 ○ 技術上の調査及び定期的調査を中立的かつ厳正に実施するため、調査を行う職員の資格要件であるISO9000審査員研修コース修了者又はISO/IEC17011等に関する内部研修修了者2名以上によるチームを編成して調査を行う。 なお、調査を行う職員の資格要件は、必要に応じて見直す。	◆達成度合（定期的調査を実施した機関数）：100%（127機関／127機関） ◇定期的調査を全対象機関について1回以上行った。 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は100%以上であった b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度合は70%未満であった d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 ○ 事業所調査の結果、認められた問題点については、現地で指摘を行うとともに、不適合が認められた81機関に対しては、文書により是正指導を行った。なお、調査結果及び是正指導に伴う改善状況については、速やかに農林水産省関係部局へ報告した。 ◇調査の結果に基づき、必要に応じて是正のための指導を行った。 s：指導を行い、特に優れた成果が得られた a：指導を行った c：必要な指導を行わなかった事例があった d：必要な指導を行わなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 ○ 技術上の調査及び定期的調査については、調査を行う職員の資格要件であるISO9000審査員研修コース修了者又はISO/IEC17011等に関する調査員内部研修修了者2名以上によるチームを編成し、中立的かつ厳正に実施した。また、調査を行う職員の資格要件の見直しを行い、改正した。 ◇調査を行う職員の資格要件を設け、必要に応じて見直した。 s：資格要件を設け、又は必要な見直しを行い、特に優れた成果が得られた a：資格要件を設け、又は必要な見直しを行った c：資格要件を設けず、又は必要な見直しを行わなかった d：資格要件を設けず、又は必要な見直しを行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
【中期計画】 ② 技術上の調査及び定期的調査におけるデータの質の向上を図るため、以下の措置を講ずる。 ア 職員技術研修計画に基づき、調査を行う職員に（財）日本適合性認定協会の認定するISO9000審査員研修コースを受講させ、ISO/IEC17011に基づく調査のための有資格者を毎事業年度に4名程度養成する。 イ 調査を行う職員の資格要件を満たす職員を養成するため、職員技術研修計画に基づきISO/IEC17011等に関する研修を開催し、担当職員に対し3年に1回以上の受講を義務付ける。	【事業報告】 ② 次に掲げる措置を講ずることにより、技術上の調査及び定期的調査の質の向上を図った。 【事業報告】 ア （財）日本適合性認定協会が認定するISO9000審査員研修コースを4名に受講させ、ISO/IEC17011に基づく調査のための有資格者を養成した。（総数52名） 【特記事項】 ◆達成度合（養成した有資格者数）：100%（4名／4名） ◇年度計画に基づいてISO/IEC17011に基づく調査のための有資格者を養成した。 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は90%以上であった b：計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c：計画値の達成度合は50%未満であった d：計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
【年度計画】 ② 技術上の調査及び定期的調査におけるデータの質の向上を図るため、次に掲げる措置を講ずる。 ア （財）日本適合性認定協会の認定するISO9000審査員研修コースを受講させ、ISO/IEC17011に基づく調査のための有資格者を、4名以上養成する。 イ 技術上の調査及び定期的調査を行う職員としての資格要件を満たす職員を確保するとともに、調査技術の維持・向上を図るため、ISO/IEC17011等に関する内部研修を実施する。	【事業報告】 イ 職員技術研修中期計画に基づき、ISO/IEC17011等に関する調査員内部研修を、新たに対象者となった者及び前回の受講から2年を過ぎた者等を対象に計3回（40名）実施し、技術上の調査及び定期的調査を行う職員としての資格要件を満たす職員を確保するとともに、調査技術の維持・向上を図った。 【特記事項】 登録認定機関等の技術上の調査及び定期的調査を行う職員に対しては、「登録認定機関等の調査等業務に係る要員の資格基準」の規定に基づき、過去3年以内の調査員内部研修の受講を義務づけている。 ◇職員技術研修計画に基づきISO/IEC17011等に関する研修を実施し、調査担当職員に定期的な受講を義務付け、必要な教育を行った。 s：研修を実施し、必要な教育を行い、特に優れた成果が得られた a：研修を実施し、必要な教育を行った c：研修を実施せず、必要な教育を行わなかった d：研修を実施せず、必要な教育を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
【中期計画】	【事業報告】	

③ 登録認定機関に対する定期的調査においては、登録認定機関により認定された認定事業者が行う格付に対する登録認定機関の指導が適切に行われているか否か確認するため、以下の検査等を行う。 ア JAS製品の検査を毎事業年度700件以上行うこととし、検査を行うに当たっては、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して登録認定機関ごとの検査件数を配分することを基本としつつ、前年度の定期的調査又は追加調査で不適合があった登録認定機関については、検査を重点的に実施する。 イ 認定事業者に対する調査を登録認定機関の規模に応じて毎事業年度350件以上行うこととし、調査を行うに当たっては、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して登録認定機関ごとの調査件数を配分することを基本としつつ、前事業年度の定期的調査又は追加調査で不適合があった登録認定機関については、調査を重点的に実施する。 【年度計画】 ③ 登録認定機関に対する定期的調査に資するため、登録認定機関の認定事業者が行う格付に対する指導を適切に実施しているか否かを確認するためのJAS製品の検査（以下「格付品検査」という。）及び登録認定機関が適正に認定に関する業務を行っているか否かを確認するための認定等の業務実施現場に立ち会って行う実施状況調査（以下「立会調査」という。）を行う。 また、定期的調査に資するために行う検査等は、以下により実施するとともに、検査等の結果、適正でない事項を認めた場合には、必要な是正措置及び是正状況の確認を行う。 ア 格付品検査は、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して各登録認定機関ごとの検査件数を配分することを基本としつつ、700件以上の検査を実施する。 なお、前事業年度の定期的調査又は追加調査で不適合があった登録認定機関については、通常の格付品検査件数の1.2倍程度の検査を実施する。 イ 立会調査は、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して各登録認定機関ごとの調査件数を配分することを基本としつつ、350件以上の調査を実施する。 なお、前事業年度の定期的調査又は追加調査で不適合があった登録認定機関については、通常の立会調査件数の1.2倍程度の調査を実施する。	③ 登録認定機関に対する定期的調査に資するため、登録認定機関が適切に認定事業者を指導しているか否かを確認するための検査等を、次のとおり実施した。 【事業報告】 ア 格付品検査を各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して757件実施し、不適合があった46件については、関係する登録認定機関に対して文書により是正指導を行った。 なお、平成20年度の定期的調査で不適合が認められた登録認定機関については、原則として不適合が認められなかった場合の1.2倍程度の格付品検査を実施した。 <table border="0"> <tr><td>・ 飲食料品</td><td>197件</td></tr> <tr><td>・ 林産物</td><td>110件</td></tr> <tr><td>・ 生糸・畳表</td><td>5件</td></tr> <tr><td>・ 生産情報公表牛肉等</td><td>2件</td></tr> <tr><td>・ 有機農産物等</td><td>443件</td></tr> <tr><td>計</td><td>757件</td></tr> </table> さらに、定期的調査に係る検査とは別に次の格付品の検査を実施した。 ○ 有機農産物の認定生産行程管理者に係る調査の一環として、有機農産物の残留農薬分析を11件（不適合はなし）実施した。 【特記事項】 ◆達成度合（格付品検査件数）：108%（757件／700件） ◇JAS製品の検査を700件以上実施した。 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は100%以上であった b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度合は70%未満であった d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 イ 立会調査を各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して467件実施し、不適合があった60件については、関係する登録認定機関に対して文書により是正指導を行った。 なお、平成20年度の定期的調査で不適合が認められた登録認定機関については、原則として不適合が認められなかった場合の件数の1.2倍程度の立会調査を実施した。 <table border="0"> <tr><td>・ 飲食料品</td><td>100件</td></tr> <tr><td>・ 林産物</td><td>74件</td></tr> <tr><td>・ 生糸・畳表</td><td>5件</td></tr> <tr><td>・ 生産情報公表牛肉等</td><td>11件</td></tr> <tr><td>・ 有機農産物等</td><td>277件</td></tr> <tr><td>計</td><td>467件</td></tr> </table> 【特記事項】 指導を行った60件のうち、51件については事業所調査時又は文書により、適正に是正されたことを確認した。9件については、平成22年度に是正報告が提出される見込みである。 ◆達成度合（立会調査件数）：133%（467件／350件） ◇認定事業者に対する調査を350件以上実施した。 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は100%以上であった b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度合は70%未満であった d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	・ 飲食料品	197件	・ 林産物	110件	・ 生糸・畳表	5件	・ 生産情報公表牛肉等	2件	・ 有機農産物等	443件	計	757件	・ 飲食料品	100件	・ 林産物	74件	・ 生糸・畳表	5件	・ 生産情報公表牛肉等	11件	・ 有機農産物等	277件	計	467件
・ 飲食料品	197件																								
・ 林産物	110件																								
・ 生糸・畳表	5件																								
・ 生産情報公表牛肉等	2件																								
・ 有機農産物等	443件																								
計	757件																								
・ 飲食料品	100件																								
・ 林産物	74件																								
・ 生糸・畳表	5件																								
・ 生産情報公表牛肉等	11件																								
・ 有機農産物等	277件																								
計	467件																								
【中期計画】 ④ 登録認定機関及び認定事業者に対する指導・監督業務の結果、違法なJASマークの表示の疑いが生じた場合には、農林水産省からの指示に基づき、登録認定機関、認定事業者に対し立入検査又は任意調査（以下④及び⑤において「立入検査等」という。）を実施し、立入検査等の終了後原則3業務日以内に報告する。	【事業報告】 ④ 農林水産大臣からの指示等に基づき、認定事業者に対する指導・監督業務に係る立入検査を適切に実施するとともに、立入検査等の終了後3業務日以内に報告するため、次に掲げる取組を行った。 ○ 立入検査等に関する基準文書に基づき、任意調査を21件（36事業所）実施し、すべての案件について、3業務日以内に報告した。 また、立入検査等のほか、農林水産省が改善の指示又は指導を行った事業者に対する改善状況の確認調査を8件（11事業所）実施した。 なお、基準文書について見直し、所要の改正を行った。 ○ 立入検査等の終了後の報告は、すべての案件について3業務日以内に報告																								

また、立入検査等を行うに当たっては、立入検査等を行う職員に資格要件を設け、検査能力等の資質、検査経験等を勘案した立入検査等職員の適切な人選を行い、立入検査等に関する基準文書に基づき厳正に実施する。 【年度計画】 ④ 登録認定機関及び認定事業者に対する指導・監督業務の結果、違法なJASマークの表示の疑いが生じ、登録認定機関及び認定事業者に対する立入検査等を実施する場合には、適切に実施するとともに、立入検査等の終了後原則3業務日以内に報告するため、(1)の①のキと同様の措置を講ずる。	した。 【特記事項】 ◆達成度合（3日以内に報告した立入検査等件数）：100%（21件／21件） ◇立入検査等の結果を立入検査等の終了後3業務日以内（ただし、特段の理由がある案件を除く。）に報告した。 s：3業務日以内に報告した件数は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：3業務日以内に報告した件数は90%以上であった b：3業務日以内に報告した件数は50%以上90%未満であった c：3業務日以内に報告した件数は50%未満であった d：3業務日以内に報告した件数は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
【中期計画】 ⑥ 食品表示110番等を通じて収集した違法なJASマーク表示に関する情報は、速やかに農林水産省関係部局等に通報するとともに、必要に応じて事実関係の確認のための調査、分析等を行う。 【年度計画】 ⑤ 食品表示110番等を通じて収集した違法なJASマーク表示に関する情報については、(1)の②と同様の措置を講ずる。	【事業報告】 ⑤ 食品表示110番等を通じて収集した違法なJASマーク表示に関する情報について、事務処理手順書に基づき、次のとおり迅速かつ的確に対応した。 ○ 農林水産省から回付された情報に基づく事実関係の確認のための格付品の検査を1件実施し、検査の結果については農林水産省に報告した。 ○ 農林水産省からの依頼により、食品表示110番等の情報提供に基づく任意調査を12件（20事業所）実施した。 なお、食品表示110番に係る事務処理手順書を見直し、所要の改正を行った。 ◇食品表示110番により収集した情報に基づき、必要に応じて事実関係の確認のための調査等を行った。 s：必要な調査等を行い、特に優れた成果が得られた a：必要な調査等を行った c：必要な調査等を行わなかった d：必要な調査等を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった	a
【中期計画】 ⑦ JAS法に基づく有機食品の検査認証制度が米国国家有機計画の技術的基準（以下「NOP基準」という。）に適合することが米国により認証されたことから、国内においてその運用に必要とされる農林水産省からの機関の調査等の要請に対応するため、センターの有するISO/IEC17011に関する知見を活用した業務執行体制を整備し、要請があった場合は、適切に調査を実施する。 【年度計画】 ⑥ 我が国において米国国家有機計画の技術的基準（以下「NOP基準」という。）による認定機関の登録等の業務がJAS法に基づく検査認証制度と同様に的確に運用されるよう、農林水産省と連携して調査等の業務に必要な基準文書を整備するとともに、担当職員に対するNOP基準に関する教育訓練を行う等、センターの有するISO/IEC17011に関する知見を活用した業務執行体制の整備を図る。 また、農林水産省からの機関の調査等の要請があった場合は、適切に調査を実施するとともに、その結果を速やかに報告する。	【事業報告】 ⑥ 米国国家有機計画の技術的基準（以下「NOP基準」という。）による認定機関の登録等業務が的確に実施されるよう、以下の取組を行った。 ○ NOP基準に基づく認証機関の調査を開始するにあたり、「米国農務省全米有機プログラム基準に基づく認証機関の調査に関する規程」、「NOP基準に基づく認証機関認定のための審査の手順」等の作成、調査員及び調査員補への教育訓練の実施等、体制の整備を図った。 ◇調査等の業務に必要な基準文書及びセンターの有する知見を活用した業務執行体制の整備を図った。 s：整備し、特に優れた成果が得られた a：整備した c：整備しなかった d：整備せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
【年度計画】 ⑥ 我が国において米国国家有機計画の技術的基準（以下「NOP基準」という。）による認定機関の登録等の業務がJAS法に基づく検査認証制度と同様に的確に運用されるよう、農林水産省と連携して調査等の業務に必要な基準文書を整備するとともに、担当職員に対するNOP基準に関する教育訓練を行う等、センターの有するISO/IEC17011に関する知見を活用した業務執行体制の整備を図る。 また、農林水産省からの機関の調査等の要請があった場合は、適切に調査を実施するとともに、その結果を速やかに報告する。	【事業報告】 ○ 農林水産省がNOP認定業務規則を制定して平成21年11月2日から認定申請の受付を開始したことに伴い、審査依頼のあった2件のうち1件についての審査結果を農林水産省及び依頼者者へ報告した。 ◇農林水産省から要請された調査等を適切に実施するとともに、その結果を速やかに報告した。 s：計画どおり行い、特に優れた成果が得られた a：計画どおり行った b：概ね計画どおり行った c：計画どおり行わなかった d：計画どおり行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a

評価項目	達成状況	評価
第2-3 (3) JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務	○JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 4×2点=8点 合計 8点(8/8=100%) 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 ① JAS規格の見直しに当たっては、以下の調査、検査等を行い、それらの結果を反映させた見直し内容の素案を取りまとめる。 ア 消費者、製造業者、実需者等のJAS規格利用状況及び見直しに関する要望を把握するためのアンケート調査 イ JAS規格の対象品又は関連する製品の品質実態に関する調査のための市販品検査(1規格当たりおおむね20件以上) ウ JAS規格と国際規格の整合性を確認するための、国際規格及び市販品の品質実態に関する調査 エ 消費者、製造業者、実需者等から見直しに対する意見を聴取するためのワーキンググループの開催 オ JAS規格の分析法の改善並びに分析値の信頼性の確保のための分析法及び格付サンプリング法の妥当性確認	【事業報告】 ① 農林水産省から要請のあったJAS規格について、次に掲げる定期見直しに係る調査及び検査等を実施し、飲食料品17品目(59規格)、林産物3品目(11規格)について意見書を作成し、農林水産省へ報告した。 【事業報告】 ア 消費者等に対するアンケート又はヒアリングによる利用実態調査を、次のとおり実施した。 ・消費者団体 10品目(38規格) ・実需者 3品目(7規格) ・製造業者等 15品目(62規格) ・流通業者等 14品目(47規格) イ 市販品検査を、次の品目について、計1,093件実施した。また、検査を実施した56規格のうち、41規格については、1規格当たり20件以上の検査を実施した。15規格については市場流通量が少ない等の理由から、1規格あたり20件以上の検査を実施できなかった。 ・飲食料品 8品目(50規格、962件) ・林産物 2品目(6規格、131件) ウ 国際規格の内容についての調査及び国際規格に対応する市販品の品質実態に関する調査を次の品目について実施した。 ・飲食料品 8品目(29規格、464件) エ 消費者団体に対する説明会を6回、消費者団体及び業界団体等をメンバーとしたワーキンググループを12回開催した。 オ 分析法について情報収集を行うとともに、妥当性確認試験及び従来手法と新たな手法の同等性確認試験を次のとおり実施した。 ・文献調査 飲食料品 8品目(18項目) 林産物 1品目(11項目) ・ヒアリング 飲食料品 8品目(11回) 林産物 1品目(13回) ・妥当性確認のための共同分析試験 飲食料品 3品目(6項目) ・測定方法の性能確認 林産物 1品目(1項目) ・従来手法と新たな手法の同等性確認 飲食料品 2品目(4項目) また、学識経験者、業界関係者等で構成する分析手法妥当性確認検討委員会を3回開催し、分析方法の妥当性確認試験の設計及びその試験結果について検討を行った。 なお、平成21年度の委託事業では「格付サンプリング手法の妥当性確認」は行うこととされていなかった。	
【年度計画】 ① JAS規格の見直しに当たっては、次に掲げる調査検査等を行い、それらの結果を反映させた見直し内容の素案を取りまとめる。 ア 消費者、製造業者、実需者等のJAS規格利用状況及び見直しに関する要望を把握するため、アンケート等による調査を実施する。 イ JAS規格の対象品又は関連する製品の品質実態を適切に把握するための市販品検査(1規格当たり概ね20件以上)を実施する。 また、センターにおける農林物資の検査及びその他の調査等により、当該品目に係る必要な情報が得られる場合には、調査件数の調整を図る。 ウ JAS規格と国際規格の整合性を確認するための、国際規格及び市販品の品質実態に関する調査を実施する。 エ 消費者、製造業者、実需者等からJAS規格見直しに対する意見を聴取するため、必要に応じて消費者説明会や関係者を対象としたワーキンググループによる検討会を開催する。 オ JAS規格の分析法の改善並びに分析値の信頼性の確保のための分析法及び格付サンプリング法の妥当性確認を行う。	【特記事項】 ◆達成度合(市販品検査を20件以上実施した規格数):100%(41規格/41規格) ◇JAS規格の見直しに当たっては、見直し内容の素案を取りまとめるために必要な調査等を実施した。 a: 必要な調査等を実施し、特に優れた成果が得られた s: 必要な調査、検査等を実施した b: 必要な調査、検査等を実施しなかった事例があった c: 必要な調査、検査等を実施しなかった d: 必要な調査、検査等を実施せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a

	◇規格見直しに係る市販品検査を1規格当たり20件以上（特段の理由がある場合を除く。）行った。 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は90%以上であった b：計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c：計画値の達成度合は50%未満であった d：計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
【中期計画】 ② 品質表示基準の見直しに当たっては、以下の調査、検査等を行い、それらの結果を反映した見直し内容の素案を作成する。 ア 消費者、製造業者等の品質表示基準の見直しの要望を把握するためのアンケート調査 イ 品質表示基準の対象品又は類似する製品の品質実態を適切に把握するための市販品検査（1基準当たりおおむね20件以上） ウ 品質表示基準と国際規格との整合性を確認するための、国際規格及び市販品の品質実態に関する調査 エ 消費者、製造業者等から見直しに対する意見を聴取するためのワーキンググループの開催 【年度計画】 ② 品質表示基準の見直しに当たっては、次に掲げる調査、検査等を行い、それらの結果を反映させた見直し内容の素案を取りまとめる。 ア 消費者、製造業者等の品質表示基準認知の状況及び見直しに関する要望を把握するため、アンケート等による調査を実施する。 イ 品質表示基準の対象品又は類似する製品の品質実態を適切に把握するための市販品検査（1基準ごとに概ね20件以上）を実施する。また、物資の検査及びその他の調査等により、当該品目に係る必要な情報が得られる場合には、調査件数の調整を図る。 ウ 品質表示基準と国際規格の整合性を確認するための、国際規格及び市販品の品質実態に関する調査を実施する。 エ 消費者、製造業者等から品質表示基準見直しに対する意見を聴取するため、必要に応じて消費者説明会や関係者を対象としたワーキンググループによる検討会を開催する。	【事業報告】 ② 農林水産省から要請のあった品質表示基準について、次に掲げる見直しに係る調査及び検査等を実施し、9基準について意見書を作成し、農林水産省へ報告した。 【事業報告】 ア 消費者における認知の状況及び製造業者における見直しに関する要望について把握するため、ヒアリングを7基準について行った。 イ 市販品検査を、7基準について計1,026件実施した。また、検査を実施した7基準すべてについて、1基準当たり20件以上の検査を実施した。 ウ 国際規格の内容についての調査及び国際規格に対応する市販品の品質実態に関する調査を3基準（444件）について実施した。 エ 消費者団体に対する説明会を4回、消費者団体及び業界団体等をメンバーとしたワーキンググループを4回開催した。 【特記事項】 ◆達成度合（市販品検査を20件以上実施した基準数）：100%（7基準／7基準） ◇品質表示基準の見直しに当たっては、見直し内容の素案を取りまとめるために必要な調査、検査等を実施した。 s：必要な調査等を実施し、特に優れた成果が得られた a：必要な調査、検査等を実施した b：必要な調査、検査等を実施しなかった事例があった c：必要な調査、検査等を実施しなかった d：必要な調査、検査等を実施せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった ◇品質表示基準見直しに係る市販品検査を1基準当たり20件以上（特段の理由がある場合を除く。）行った。 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は90%以上であった b：計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c：計画値の達成度合は50%未満であった d：計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
【中期計画】 ③ 農林水産省関係部局の要請に基づき、JAS規格の制定等のために必要な調査等を行う。 【年度計画】 ③ 農林水産省関係部局の要請に基づき、JAS規格制定等のために必要な調査等を行う。	【事業報告】 ③ JAS規格の制定に係る調査について、農林水産省からの要請はなかった。 【特記事項】 実績がないため、評価しない。 ◇JAS規格の制定等のために必要な調査を行った。 s：調査した品目数は、要請された品目数の100%であり、特に優れた成果が得られた a：調査した品目数は、要請された品目数の90%以上であった b：調査した品目数は、要請された品目数の50%以上90%未満であった c：調査した品目数は、要請された品目数の50%未満であった d：調査した品目数は、要請された品目数の50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	—
【中期計画】 ④ ①から③に係るパブリックコメントの募集及びその結果に係る説明会を行う。 【年度計画】	【事業報告】 ④ 農林水産省が行ったJAS規格及び品質表示基準の見直しに関するパブリックコメントの募集及び募集結果に係る説明会について希望者を募ったところ、参加希望者がいない又は少人数であったため、説明会を開催せず、参加希望者には個別対応により見直し内容の説明を行った。	

④ ①から③までに係るパブリックコメントの募集及びその結果について説明会を行う。	【特記事項】 実績がないため、評価しない。 ◇パブリックコメントの募集及びその結果に係る説明会を行った。 s：行い、特に優れた成果が得られた a：行った c：行わなかった d：行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	—
【中期計画】 【年度計画】 ⑤ ①から④までに係る調査等の結果については、必要に応じて広報誌、インターネット等により公表する。	【事業報告】 ⑤ ①から④までに係る調査等の結果について、センターが公表すべき案件はなかった。	

評価項目	達成状況	評価
第2-3 (4) 国際規格に係る業務	○国際規格に係る業務 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 2×2点=4点 合計 4点(4/4=100%) 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 ISO(国際標準化機構)のTC34、TC89/SC3及びTC218の国内審議団体として国際標準作成に関する活動を行うため、必要に応じて外部有識者等からなる委員会を設置し、情報の収集、国内の意見集約等を行う。 また、農林水産省から各種の国際会議への出席要請が行われる場合に備え、各種情報の収集・整理、国際規格に関する知見の蓄積等に努める。 【年度計画】 国際規格に我が国の意見を反映させるため、次に掲げる措置を講ずる。 ① ISO(国際標準化機構)のTC34、TC34/SC12及びSC16、TC89/SC3並びにTC218の国内審議団体として国際標準作成に関する活動を行うため、以下の措置を講ずる。 また、TC34に新たなSCが設置され、その国内審議団体として承認された場合は、同様に以下の措置を講ずる。 ○ 必要に応じて外部有識者等からなる委員会を設置し、情報の収集、国内の意見集約等を行う。 ○ 必要に応じて、国際会議に職員等を派遣する。 ② 農林水産省から各種の国際会議への対応要請に備え、次に掲げる措置を講ずる。 ○ 国際規格及び各国規格に関する情報を収集、整理する。 ○ 必要に応じ、国際的に流通している食品等の品質及び表示の調査分析を行う。	【事業報告】 次に掲げる措置を講ずることにより、国際規格に我が国の意見を反映させるよう努めた。 【事業報告】 ① ISO(国際標準化機構)のTC34(食品専門委員会)、TC34/SC12(官能検査分科委員会)、TC34/SC16(分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会)、TC89/SC3(木質パネル専門委員会/合板分科委員会)並びにTC218(木材専門委員会)の国内審議団体事務局として次の国際標準作成に関する活動を行った。 また、平成21年度は食品安全マネジメントシステムに係る規格を一元的に維持・管理するために、ISO/TC/WG8、WG9、JWG11の3つのWGの機能を移行し、TC34にSC17(食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会)が設置されたことから、国内審議団体の登録手続きを行い、承認された。登録後は、上記の各委員会と同様の活動を行った。 ○ 国内委員会等の開催及び国際会議への役職員の派遣を行うとともに、各委員会で検討されている案件についての情報の収集を行い、委員へ提供した。 〔TC34〕 ・WG13(ローヤルゼリー作業部会) 国内検討会 1回開催 国際会議 1回派遣(1名) 〔TC34/SC16〕 国内検討会 2回開催 国際会議 1回開催 〔TC34/SC17〕 国内検討会 1回開催 国際会議 1回派遣(2名) 〔TC89/SC3及びISO/TC218〕 国内委員会 2回開催 国際会議 3回派遣(2名) なお、国際会議への3回の派遣のうち、1回は専門家のみ派遣である。 ○ ISO/TC34/WG13の基礎資料を得るためローヤルゼリーを15件分析した。 ◇外部有識者等からなる委員会を設置し、情報の収集、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行った。 s: 行い、特に優れた成果が得られた a: 行った c: 行わなかった d: 行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
	【事業報告】 ② 農林水産省からの国際会議への対応要請に備え、次に掲げる取組を行った。 ○ 国際的に流通している食品等の海外における製造技術、国際規格、各国規格等に関する情報を収集、整理した。 また、コーデックス食品規格委員会(Codex)関連の国内会議に8回出席し、Codex委員会総会及び各部会等で検討されている食品規格の分析法及び検討状況等の情報を収集、整理した。 ○ Codexに提案されている国際規格案(非発酵大豆製品)について、当該規格案の分析法を検討するため、提案されているAOAC法と国内の分析方法との比較試験を行った。 ◇農林水産省からの国際会議への対応要請に備え、国際規格及び各国規格に関する情報の収集、整理等の活動を行った。 s: 行い、特に優れた成果が得られた a: 行った c: 行わなかった d: 行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a

評価項目	達成状況	評価
第2-3 (5) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務	○農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 4×2点=8点 合計 8点(8/8=100%) 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 調査研究課題数の実績は年度計画を上回るものであるが、各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 ① 農林物資の検査技術に関する調査及び研究については、現在必要とされている次のような偽装表示の監視・取締りのための検査技術の開発に重点化する。 また、必要に応じて大学、試験研究機関、分析機関等との共同試験等を実施することにより調査及び研究の質の向上を図るとともに、他機関で開発された判別技術の中で検査に活用できると考えられるものについては積極的に技術導入を図り、検査に活用する。 ア 生鮮食品については、青果物や魚類等のうち外観から容易に判別がつかないものについて品種及び原産地の判別技術の開発 イ 加工食品については、消費者の関心が高い品目を中心に原材料表示の真正性、原材料の原産地等の判別技術の開発 ウ 遺伝子組換え食品については、新たに遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた食品等、判別技術が確立されていないものを中心に遺伝子組換え原材料の定性及び定量分析技術の開発 また、課題の選定・評価に当たっては、外部有識者からの客観的な意見を踏まえて行い、毎事業年度20課題以上実施する。 【年度計画】 ① 農林物資の検査技術に関する調査及び研究については、現在必要とされている偽装表示の取締りのための検査技術の開発に重点化を図るとともに、質の向上並びに課題の選定、実施方法及び成果についての適正な点検・評価を行うため、次に掲げる措置を講ずる。 また、調査研究の質の向上を図るため、必要に応じて大学、試験研究機関、分析機関等との共同試験等を実施することにより調査及び研究の質の向上を図るとともに、他機関で開発された判別技術の中で検査に活用できると考えられるものについては積極的に技術導入を図る。 ○ 食品等の検査技術に関する技術開発の動向等を把握するため、調査研究に係る試験研究機関の連絡会、各種学会等へ積極的に参加するほか、行政部局のニーズを把握するために農林水産省の各種会議に参加し、情報収集を行う。 ○ 農林物資の検査技術に関する	【事業報告】 ① 農林物資の検査技術に関する調査及び研究については、次に掲げる措置を講ずることにより、現在必要とされている偽装表示の取締りのための検査技術の開発に重点化を図るとともに、研究水準の向上並びに課題の選定、実施方法及び成果についての適正な点検・評価を行った。 11課題について、試験研究機関等と共同で調査研究を実施するとともに、次の3課題について、他機関で開発された判別技術の導入を行うことにより、調査研究の水準の向上を図った。 ・畜産物の食品表示のための科学的分析法の妥当性確認 ・DNA分析を使用した牛肉の雌雄判別法の検討 ・うなぎ加工品の原料魚種判別法の開発 ○ 調査研究の実施に当たっては、次の取組を行うことにより、食品等の検査技術に関する技術開発の動向等の把握に努めた。 ・食品等の検査技術に関するニーズ、技術開発の動向等を把握するため、学会誌、試験研究機関の研究報告書等から必要な情報を入手した。 ・食品総合研究所及び中央水産研究所等の主催する試験研究推進会議等に計15回参画し、また、各種学会に7回参加し、学会発表を行うとともに情報収集を行った。 【特記事項】 「大学、試験研究機関等との共同試験等」は、「中期計画第2の1(4)検査・分析能力の継続的向上(42ページ)」において評価する。 【事業報告】 ○ 年度途中で追加した3課題を含め、調査研究を次のとおり25課題実施した。このうち中期目標に定められた3分野に関する課題は24課題(うち生鮮食品11課題、加工食品8課題、遺伝子組換え食品5課題)であり、全課題に占める割合を96.0%とした。 【特記事項】 ◆達成度合(実施した調査研究課題数):125%(25課題/20課題) ◇調査研究課題を20課題以上実施した。 s:計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a:計画値の達成度合は100%以上であった b:計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c:計画値の達成度合は70%未満であった d:計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 ア 生鮮食品については、次のとおり11課題実施した。 (7) 無機分析によるサトイモの原産国判別法の開発【共同研究】 【成果】サトイモの原産国判別マニュアル案を作成し、5試験室による共同試験を実施して精度・真度の確認及び未知試料の産地の推定試験を行った。その結果、精度の指標となる空間再現相対標準偏差とその予測値との比(HorRat値)、真度の指標となる添加回収率ともそれぞれ許容範囲内に収まっており、分析法及び判別法の妥当性が確認された。また、未知試料について無機成分分析値を用いた産地判別を行ったところ、正解率は100%であった。】(平成21年度終了。日本食品科学工学会に論文投稿予定) (4) 無機分析によるレンコンの原産国判別法の開発 【成果】レンコンについて、元素分析による原産国判別が可能かどうか検討した。レンコンは節により、また同一節内でも部位により含有する元素の量が大きく異なることや、水煮に加工すると不規則な濃度変化が見られることから、判別が困難であることがわかった。】(平成21年度終了) (5) 無機分析による生シイタケの原産国判別法の開発	a

調査研究課題は20課題以上とし、そのうち中期目標に示された次に掲げる3分野等の偽装表示の監視・取締りのための検査技術の開発に関する課題が全課題に占める割合を80%以上とする。

なお、年度途中で緊急に実施すべき課題が発生した場合には、課題件数に留意しつつ、必要に応じて実施する課題の調整を行う。

- ・生鮮食品については、青果物や魚類等のうち外観から容易に判別がつかないサトイモの原産地、マダコ等の種等の判別技術
- ・加工食品については、消費者の関心が高い魚肉練り製品等の原材料表示の真正性、ウナギ加工品等の原料原産地等の判別技術
- ・遺伝子組換え食品については、判別技術が確立されていないGMトウモロコシの定性分析技術の確立

- 必要性の高い調査研究課題の選定、実施方法及び成果について適正な点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させるため、外部の有識者を含めた調査研究総合評価委員会を開催する。

また、適切な進行管理を行うとともに、調査研究推進委員会（食品等）における内部評価を踏まえた計画変更の指示等を効率的に行う。

【成果：生シイタケの元素組成から、栽培方法、原産国を判別する技術を開発するため、乾燥粉碎法を検討し、21元素を測定する分析法の精度、真度を確認した。また、試料収集を開始し、各栽培試料5件ずつを測定し、主成分分析を行った結果、各栽培品ごとに群を形成する傾向が認められ、各栽培品を分類できる可能性が示唆された。】（平成22年度継続）

- (イ) X線を利用した照射食品検知法の妥当性確認〔共同研究〕

【成果：X線を用いた熱ルミネッセンスによる照射食品検知法の妥当性確認のため試験室間共同試験を6試験室で行い、妥当性を確認した。照射判定の正解率は、試験総数が1材料当たり24回（6ラボ×4反復）と少ないが、陰性試料、陽性試料とも100%であった。また、日本食品衛生学会において口頭発表を行った。】（平成22年度継続）

- (オ) 分析法開発及び品質管理における評価手法の検討＜微量元素分析による生鮮野菜の産地判別法の精度の評価＞

【成果：元素分析技術開発の統一化・効率化や信頼性の更なる向上のため、外部機関により定められた基準、また、当センターでこれまで開発された産地判別に関する分析技術を参考に、当該技術の開発に係る精度管理基準（検量線直線性、検出・定量限界、精度、真度、操作ブランク値）を策定した。】（平成21年度終了。内部資料として「技術開発初期における分析法の信頼性確認及び内部質管理に関するガイドライン」を取りまとめた。）

- (カ) 畜産物の食品表示のための科学的分析法の妥当性確認〔共同研究〕

【成果：国産牛と豪州産牛の判別法については、神戸大学が開発した判別法の試験条件を変更した判別法の試験指示書を作成し、15試験室による試験室間共同試験を行ったところ、妥当性が確認された。また国産牛と米国産牛の判別法については、同じく試験条件を変更してこれらの有効性を検討し、試験条件の設定が終了した。】（平成22年度継続）

- (キ) DNA分析を使用した牛肉の雌雄判別法の検討〔共同研究〕

【成果：平成20年度に開発した判別法の試験指示書を作成し、4試験室による事前運用試験を行ったところ、開発した判別法に問題がないことを確認し、マニュアルを制定した。】（平成21年度終了。食品関係等調査研究報告（平成22年度発行予定）に掲載予定）

- (ク) 無機分析による貝類の原産国判別法の開発〔共同研究〕

【成果：国産と外国産（韓国、中国、北朝鮮）のアサリの元素分析を行い、約95%の確率で正しく判別できるモデルを作成し、3試験室による事前運用試験を行ったところ、判別法に問題がないことを確認し、判別マニュアルを制定した。また、日本水産学会において口頭発表を行った。シジミは、各産地合計119サンプルについて分析を行った。】（平成22年度継続）

- (ケ) 魚介類の名称ガイドライン記載種を中心としたDNA解析及び種判別法の検討＜国産マダコとアフリカ産マダコの判別法の検討＞〔共同研究〕

【成果：国産マダコとアフリカ産マダコの判別法の試験指示書を作成し、3試験室で各10試料のブラインド試料を用いて事前運用試験を行った。その結果、すべての試験室で判別が可能であったため、開発した判別法に問題がないことを確認し、判別マニュアル（暫定版）を制定した。】（平成21年度終了。委託プロジェクト研究の一環として実施したため、関係機関と調整の上、判別マニュアルを公表予定）

- (コ) 塩基配列決定法による魚種推定の検討〔共同研究〕

【成果：ミトコンドリアDNAチトクロムb遺伝子の部分配列を決定する分析法について、魚類112種で分析が可能であることを確認し、その分析法を作業手順書（案）として取りまとめた。】（平成22年度継続）

- (サ) 全自動電気泳動装置を用いた分析の導入検討

【成果：サケ科魚類及びマグロ属魚類合計54試料を用い、従来の電気泳動と比較を行ったところ、従来法に比べて分離能が高く、短い塩基長の断片の検出が可能であることが明らかになったため、当該機器が使用できるように全自動電気泳動装置用の判定基準を作成した。】（平成21年度終了。食品関係等調査研究報告（平成22年度発行予定）に掲載予定）

イ 加工食品については、次のとおり8課題実施した。

- (ア) 無機分析によるいりさや落花生の原産国判別法の開発〔共同研究〕

【成果：いりさや落花生の元素組成から、原産国を判別する技術を開発するため、国産落花生63件及び中国産落花生26件を収集し、うち国産落花生17件及び中国産落花生13件について25元素の元素分析を行った結果、Ba, Fe, Mn, Sr, Ni, Rb, Mo及びCsの9元素でMg濃度比に有意な差が見られ、産地判別の可能性が示唆された。】（平成22年度継続）

- (イ) 超高感度エネルギー分散型蛍光X線分析装置を用いた乾しいたけの産地判別のマニュアル化の検討

【成果：乾しいたけの原産地の違いを正分類率95%で判別する判別関数を構築し、ファンダメンタルパラメータ法を用いた超高感度エネルギー分散型蛍光X線分析装置の乾しいたけの判別マニュアルの作成が可能となった。】（平成22年度継続）

- (ロ) 安定同位体比による果実飲料中の異性化液糖の検出（対象品目の拡張）

【成果：グレープフルーツ、うんしゅうみかん及びももについて、複数の産地の果実を収集し、この搾汁中の糖分の炭素安定同位体比をGEN ENV 12140の方法に準じて測定した。測定結果について統計解析を行い、判別のための基準を設定した。果実飲料の検査対象品目を拡張することが可能となった。】（平成21年度終了。現行の安定同位対比測定マニュアルを改正予定）

(イ) 近赤外分光法によるそば粉と小麦粉の混合割合の推定法の検討〔共同研究〕

【成果：市販品「干しソバ」のそば粉と小麦粉の混合割合を、細棒状サンプル状態で近赤外スペクトルを測定する手法を用いて推定する方法を検討した。副産物を含む及び含まない「干しソバ」の検量線モデルを解析した結果、予測標準誤差(SEP)が7.2であり、検量線の適合度を示す検量線評価用試料の対象成分値の標準偏差のSEPに対する比率(RPD値)が3.3であることから、スクリーニングとして利用ができることがわかった。】（平成22年度継続）

(オ) 無機分析によるニホンウナギ加工品の原料原産地判別法の妥当性確認

【成果：平成20年度に判別モデルを構築したことから3試験室による事前運用試験を実施したところ、分析法に問題がないことを確認し、判別マニュアルを制定した。また、日本水産学会誌に論文発表を行った。】（平成22年度継続）

(カ) 無機分析による湯通し塩蔵わかめの原料原産地判別法の再検討

【成果：平成20年度に構築した判別モデルを新たに入手した試料を用いて検証したところ、新たなサンプルにも適用できることを確認した。また、事前運用試験において分析法に問題がないことを確認し、マニュアルを作成し併せて日本水産学会において口頭発表を行った。】（平成21年度終了。日本水産学会に論文投稿予定）

(キ) うなぎ加工品の原料魚種判別法の開発〔共同研究〕

【成果：うなぎ加工品の原料魚種判別法の試験指示書を作成し、3試験室で各8点のブラインド試料を用い、事前運用試験を行ったところ、すべての試験室で判別可能であったため、開発した判別法に問題がないことを確認し、判別マニュアル（暫定版）を制定した。さらに、共同研究機関との協議・修正を行い、判別マニュアルを制定し、ホームページにおいて公開した。】（平成21年度終了。食品関係等調査研究報告（平成22年度発行予定）に技術情報として判別マニュアルを掲載予定）

(ク) 加工食品の原料魚種判別～練り製品の原料魚種～〔共同研究〕

【成果：イトヨリダイ特異的プライマー、魚類DNA検出プライマーを設計し、イトヨリダイ属3種を含む48魚種について確認を行った。イトヨリダイは20種程度存在しているが3種のみ入手できているだけであり、市販品の分析結果からその他のイトヨリダイが使われた場合、特異的プライマーを用いても検出できるか不明なため、本分析法が直ちに市販品調査に適用できないことが判明した。】（平成21年度終了。日本水産学会に論文投稿予定）

ウ 遺伝子組換え食品については、次のとおり5課題実施した。

(ア) 農作物からの遺伝子組換え体の定性分析技術の確立＜GMトウモロコシの定性分析法＞

【成果：GMトウモロコシ定性分析法について、15試験室による試験室間共同試験を実施し、定性方法の各種精度指標を算出したところ、検知下限はMON 810, P35S, Bt11で0.2%、GA21で0.1%であることが明らかとなり、本分析法の妥当性が確認された。】（平成21年度終了。JAS分析試験ハンドブック「遺伝子組換え食品検査・分析マニュアル」の改訂を検討）

(イ) 農作物からの遺伝子組換え体の定量分析技術の確立＜GMトウモロコシMIR 604系統の定量分析法＞

【成果：GMトウモロコシMIR604系統の定量分析法について試験室間共同試験を実施するため、試験室間共同試験用の実験手順書を作成した。また、試験室間共同試験用ブラインド試料作製のため、純度検定（コンタミチェック、F1判定）に合格したnon-GM種子、及び MIR604種子粉砕物を必要量確保した。】（平成22年度継続）

(ウ) 農作物からの遺伝子組換え体の定性技術＜表示対象トウモロコシ加工食品からのDNA抽出法の検討＞

【成果：2種の抽出法で市販の表示対象トウモロコシ加工食品25商品からDNAを抽出し、トウモロコシ内在性遺伝子SSI1bについてPCRを実施し、電気泳動でSSI1bの増幅に差があるか比較した。その結果、2種の抽出法の間で、PCRの結果にほとんど差は見られなかった。】（平成21年度終了。JAS分析試験ハンドブック「遺伝子組換え食品検査・分析マニュアル」の改定を検討）

(エ) 農産物からの遺伝子組換え体の検出技術の開発＜新規承認遺伝子組換え農産物の検出技術＞

【成果：試験室間共同試験を実施するにはあらかじめ定量下限を見積もる必要があるためMIR604の定量下限確認試験を行った。その結果、0.2%試料では20コピー（検量線の下限）を下回る試料があったが、0.3%試料では全試料で20コピーを上回り、試験室間共同試験用試料の最低濃度は0.3%程度が適当であることが明らかとなった。】（平成21年度終了。試験室間共同試験を実施し、妥当性確認されれば、JAS分析試験ハンドブック「遺伝子

	組換え食品検査・分析マニュアル」の改定を検討) (オ) パパイヤ加工品中のDNAの検出 (農林水産省からの依頼) 【成果：パパイヤ加工品からDNAを抽出し、PCRを実施してパパイヤ内在性遺伝子Papainの検出可能性を検討するため、パパイヤ加工品20点及び消費者庁経由でハワイ産パパイヤピューレを入手して調査した。その結果、一部パパイヤ加工品では、内在性遺伝子の増幅が認められたが、ほとんどのものはDNAの抽出自体が困難で内在性遺伝子の検知も難しいと考えられた。これらの結果を取りまとめて農林水産省に報告書を提出した。】(平成21年度終了。分析結果は、平成22年5月24日に開催された消費者委員会食品表示部会(第2回)において消費者庁から報告された。) エ 重点3分野以外の調査研究を、次のとおり1課題実施した。 (7) 黒糖と加工黒糖の判別可能性の確認(農林水産省からの依頼) 【成果：黒糖及び加工黒糖の還元糖、灰分、有機酸、抗酸化活性、しょ糖及び元素組成を測定し、これらの結果を用いて統計処理を行い線形判別分析法に基づく判別関数を構築した。これらの結果を取りまとめて農林水産省に報告書を提出した。】(平成21年度終了。農林水産省の承諾を得た上で、食品関係等調査研究報告(平成22年度発行予定)に掲載予定) ◇農林物資の検査技術に関する調査研究について、偽装表示の監視・取締りのための判別技術等を開発又は実用化し、若しくは結果が次年度の調査研究に活用できる成果が得られた。 s : 達成し、特に優れた成果が得られた a : 達成した b : 概ね達成した c : 達成されなかった d : 達成されず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
	【事業報告】 外部の有識者を含む食品関係調査研究総合評価委員会を平成22年3月に開催し、平成21年度調査研究成果の評価を行うとともに、平成22年度の調査研究課題として、「安定同位体比分析による牛肉の産地判別法の検討」、「イソマルトース分析による果実飲料への異性化液糖の検出法の検討」等21課題を選定した。 また、本部において食品関係調査研究推進委員会を2回開催し、平成21年度における調査研究の課題追加について検討する等、調査研究の進行管理及び課題追加の指示等を行った。 ◇外部の有識者を含めた委員会を設置し、検討の結果を踏まえて、必要性の高い課題を選定した。 s : 選定し、特に優れた成果が得られた a : 選定した c : 選定しなかった d : 選定せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
【中期計画】 ② 調査研究の成果については、毎事業年度1回以上の公開発表会を開催するとともに、調査研究報告書、インターネット等により広く一般に公開する。 また、調査研究の成果については、検査・分析のためのマニュアルに反映し、検査・分析業務等に迅速に活用する。 【年度計画】 ② 調査研究の成果を積極的に公表するため、次に掲げる措置を講ずる。 ○ 調査研究報告書を作成し、関係機関へ配布するとともに、インターネット等により広く一般に公表する。 また、公開発表会を開催する。 ○ 調査研究の成果を検査分析等業務に迅速に活用するため、検査・分析マニュアルの作成等を行う。	【事業報告】 次に掲げる措置を講ずることにより、調査研究の成果を積極的に公表した。 ○ 平成20年度の調査研究の成果について「食品関係等調査研究報告第33号」を作成し、公表するとともに、調査研究結果の概要をホームページに掲載した。 また、食品、肥飼料及び農薬の各分野の研究成果について公開調査研究発表会を平成21年11月に開催し、「無機分析によるカボチャの原産国判別法の開発」、「無機分析によるうなぎ加工品の原料原産地判別法の開発」等7課題について発表した。(外部からの参加者29名) ○ 調査研究の成果を検査分析等業務に迅速に活用するため、7種類の検査・分析マニュアルを作成し、このうち「うなぎ加工品の原料魚種判別マニュアル(ジャポニカ種及びアンギラ種)」についてはホームページに掲載した。 ◇調査研究成果を公開発表会の開催、調査研究報告書の作成及びホームページへの掲載により公表するとともに、検査・分析のためのマニュアルに反映した。 s : 公表・反映し、特に優れた成果が得られた a : 公表・反映した b : 公表しなかった、又は反映しなかった c : 公表・反映しなかった d : 公表・反映せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a

評価項目	達成状況	評価
第2-3 (6) 依頼検査	○依頼検査 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 実績がないため、評価しない。	—
【中期計画】 製造業者等から依頼された農林物資の検査を適切に行うため、依頼検査に関する基準文書を作成するとともに、依頼者の機密保持を図るため検査結果の厳正な管理を行う。 【年度計画】 製造業者等から依頼された農林物資の検査を適切に行うため、依頼検査に関する基準文書について、必要に応じて見直しを行う。 また、依頼者の機密保持を図るため検査結果の厳正な管理を行う。	【事業報告】 依頼検査に関する基準文書の見直しを行った。なお、製造業者等からの依頼に基づく検査はなかった。 【特記事項】 依頼がなかったため、評価しない。 ◇依頼された農林物資の検査について、基準文書に基づく適切な検査及び検査結果の厳正な管理を行った。 s：行い、特に優れた成果が得られた a：行った c：行わなかった d：行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	—

評価項目	達成状況	評価
第2-3 (7) 緊急時の要請に関する業務	○緊急時の要請に関する業務 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 1×2点=2点 合計 2点 (2/2=100%) 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づく緊急時の調査等については、農林水産大臣からの要請に従い、機動的かつ柔軟な組織体制をとるなど、最優先で迅速かつ的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。 必要な分析方法、データを効率よく検索できるよう、調査研究結果や研究論文等の情報を収集し、体系的に整理する。 【年度計画】 農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう農林水産大臣から要請があったときに、迅速かつ的確に対応することができるよう、次に掲げる措置を講ずる。 ○ 調査研究結果及び緊急時に活用する可能性の高い研究論文等を整理し、必要に応じた分析方法、データを効率的に検索できる情報管理体制を維持するとともに、緊急要請に迅速に対応できるよう要請が想定される事案についてそれぞれの専門家を登録し、必要に応じて見直す。 ○ 農林水産大臣から要請があった場合には、プロジェクトチームを設置する等により、他の業務に優先して要請された調査、分析又は検査の迅速かつ正確な実施に努めるとともに、調査結果を速やかに報告する。	【事業報告】 次に掲げる措置を講ずることにより、農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法第12条の規定に基づき、調査、分析又は検査を緊急に実施するよう要請のあったときに、迅速かつ的確に対応する体制を整備した。 【事業報告】 ○ 要請が想定される事案ごとに研究論文及び分析方法等を整理し、また、外部からの提供情報を含め、日々入手した情報の蓄積と整理を引き続き行い、情報管理体制の充実に努めた。 また、想定される要因及びその内容別分類ごとに専門的知見を有する職員及び機器を登録した名簿を見直し、更新した。 ◇調査研究結果及び緊急時に活用する可能性の高い研究論文等を体系的に整理し、随時更新・再整理した。 s：整理し、又は再整理し、特に優れた成果が得られた a：整理し、又は再整理した c：整理せず、又は再整理しなかった d：整理せず、又は再整理せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
	【事業報告】 ○ 平成21年度については、独立行政法人農林水産消費安全技術センター法第12条の規定に基づく農林水産大臣からの緊急時の調査、分析又は検査の要請はなかった。 【特記事項】 実績がないため、評価しない。 緊急時の要請に対して迅速かつ的確に対応するため、想定される緊急調査分析項目ごとに必要な分析機器を整理・見直し、また、専門的知見を有する職員を平成21年度末現在で延べ75名登録している。 ◇農林水産大臣からの要請された調査等を迅速かつ的確に実施し、調査結果を速やかに報告した。 s：迅速かつ的確に実施し、調査結果を速やかに報告し、特に優れた成果が得られた a：迅速かつ的確に実施し、調査結果を速やかに報告した c：迅速かつ的確に実施しなかった、又は調査結果の報告が遅滞した d：迅速かつ的確に実施せず、又は調査結果の報告が遅滞し、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	—

評価項目	達成状況	評価
第2-4 リスク管理に資するための有害物質の分析業務	○リスク管理に資するための有害物質の分析業務 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 4 × 2点 = 8点 合計 8点 (8/8 = 100%) 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 (1) 農林水産省が行うリスク管理に資するための有害物質の分析については、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害化学物質・品目についての実態調査を優先的に実施する。 【年度計画】 (1) 農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理について、その的確な実施に資するため、有害化学物質の分析に当たっては、次に掲げる措置を講ずる。 ○ 農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害化学物質・品目についての実態調査を優先的に実施する。 ○ 新たに顕在化したリスクに機動的に対応し得るよう、必要に応じて対象有害化学物質及び実施検体数の調整を図るものとする。	【事業報告】 (1) 農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理のための有害化学物質の分析に当たっては、次に掲げる措置を講ずることにより、的確な実施に努めた。 【事業報告】 ○ 農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」に含まれる有害化学物質・品目についての実態調査を優先的に実施した。 〔農産物〕 ・残留農薬 1,422検体 ・かび毒（注1） 440検体 注1：デオキシニバレノール（DON）、ニバレノール及びゼアラレノン 〔飼料〕 ・かび毒（注2） 1,178検体 ・有害金属（注3） 641検体 ・残留農薬 580検体 ・ダイオキシン類 30検体 注2：オクラトキシンA、アフラトキシン類、ゼアラレノン及びDON 注3：カドミウム、総ヒ素、水銀及び鉛 ○ 新たに顕在化したリスクで、センターが対応すべき事案はなかった。 【サーベイランス・モニタリング計画に含まれる有害化学物質／品目についての検査（中期計画第2の2(3)の①イ）に関する事業報告の記述】 このうち農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」に含まれる有害化学物質／品目についての検査を実施する際は、農林水産省が定めている「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」（平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知）に従って迅速かつ的確に行い、その結果を農林水産省に報告した。 【有害物質の分析結果の報告（中期計画第2の4(3)）に関する事業報告の記述】 有害物質の分析の実施に当たっては、農林水産省が定めている評価・公表ガイドラインの要件に従って迅速かつ的確に実施し、その結果を農林水産大臣に報告した。 【特記事項】 農林水産省関係部局との調整の上で策定した農産物の計画検体数は1,883検体であったが、生育状況等の関係から地方農政事務所によるサンプリングができなかった農産物が21件あったため、計画検体数に満たなかった。 「中期計画第2の2(3)の①イ「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害化学物質／品目についての検査（61ページ）」については、当指標において評価する。 「中期計画第2の4(3)有害物質の分析結果の報告（90ページ）」については、当指標において評価する。 ◆達成度合（農産物）：100%（1,862件／1,862件） ◆達成度合（飼料）：123%（2,429件／1,970件） ◇「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害物質の分析について、農林水産省関係部局との調整の上で策定した計画検体数の実態調査を実施し、その結果を農林水産省に報告した。（ただし、農林水産省関係部局からサンプルが送付されなかった場合を除く。） s：調査・報告した検体数は、計画検体数の100%であり、特に優れた成果が得られた a：調査・報告した検体数は、計画検体数の90%以上であった b：調査・報告した検体数は、計画検体数の50%以上90%未満であった c：調査・報告した検体数は、計画検体数の50%未満であった d：調査・報告した検体数は、計画検体数の50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
【中期計画】	【事業報告】	

(2) その際、検査等業務に従事する職員から成るプロジェクトチームを毎事業年度設置し、それぞれの情報や知見の活用、テーマの検討等を行うことにより、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等業務と連携・調整を図るとともに、当該業務を通じて蓄積された知見等を活用し、生産現場等におけるリスク低減対策の支援等に資するよう、これらの資材の特性や使用実態等を踏まえつつ、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」の下で分析対象を選定する。 具体的には、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等業務の有する生産資材の特性や使用実態等の情報を活用しつつ、 ① 農薬が残留するおそれの高い作物 ② 汚泥肥料の施用等により有害重金属を含むおそれのある作物 ③ カビ毒の発生する可能性の高い地域の作物 ④ 上記に掲げるもののほか、生産現場等におけるリスク低減対策の観点から必要な課題等、4件以上の課題について、中期目標期間中にテーマを設定して実施する。 【年度計画】 (2) 次の①～④に掲げる課題など比較的风险が高いおそれのある農産物等について、1テーマ以上を設定して次により有害物質の分析を行う。 ○ 検査等業務に従事する職員からなるプロジェクトチームを設置し、検査等業務を行う各部門が有するデータを活用して分析対象や分析方法等の選定を行う。 ○ 肥料、農薬、飼料、及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等業務と連携・調整を図るとともに、当該業務を通じて蓄積された知見等を活用し、生産現場等におけるリスク低減対策の支援等に資するよう、これらの資材の特性や使用実態等を踏まえつつ、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に基づき実施するものとする。 ① 農薬が残留するおそれの高い作物 ② 汚泥肥料の施用等により有害重金属を含むおそれのある作物 ③ カビ毒の含有のリスクが高い作物 ④ 上記に掲げるもののほか、生産現場等におけるリスク低減対策の観点から必要な課題	(2) 農薬が残留するおそれの高い作物について、次のとおり有害物質の分析を行うことにより、生産現場等におけるリスク低減策の支援等に寄与した。 ○ 平成19、20年度のプロジェクトチームで実施した前作の作物に使用した農薬の残留農薬分析について、作物残留に係るリスク低減に資するためにさらにデータを蓄積することが必要なことから、引き続き食品検査業務及び農薬検査業務に従事する職員からなる「前作に使用された農薬の作物残留分析等プロジェクトチーム」を設置し、検査等業務を行う各部門が有するデータを活用して、分析対象や分析方法等を選定した。 ○ 生産現場におけるリスク低減対策の支援に資するよう、上記プロジェクトチームにおいて前作の農作物に使用した農薬の残留状況について調査を行うため、農林水産省が策定した「平成21年度食品の安全性に関する有害物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づく国産野菜の残留農薬分析の実施に当たっては、通常の検査に加え、農薬検査部門が有する土壤半減期の長い農薬等に関する知見を活用して選定した分析対象農薬を、食品検査部門において効率的かつ効果的に85検体分析した。また、果実の部位別の残留状況についても調査を行い、40検体の分析を実施した。 ◇生産現場等におけるリスク低減対策の支援等に資するよう、必要な課題を設定して有害物質の分析を行った。 s：計画どおり行い、特に優れた成果が得られた a：計画どおり行った b：概ね計画どおり行った c：計画どおり行わなかった d：計画どおり行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった
【中期計画】 (3) 有害物質の分析の実施に当たっては、評価・公表ガイドラインに従って迅速かつ的確に行い、その結果を農林水産省に報告する。 【年度計画】 (3) 有害物質の分析の実施に当たっては、農林水産省が定めている評価・公表ガイドラインの要件に従って迅速かつ的確に実施し、その結果を農林水産省に報告する。	【事業報告】 (3) 有害物質の分析の実施に当たっては、農林水産省が定めている評価・公表ガイドラインの要件に従って迅速かつ的確に実施し、その結果を農林水産大臣に報告した。 【その他の特記事項】 当該事項は、「中期計画第2の4(1) リスク管理に資するための有害物質の分析業務(89ページ)」において評価する。

a

【中期計画】 (4) 分析結果の信頼性を客観的に保証するため、精度管理、分析法の妥当性の確認等を的確に実施する。 また、当該業務に従事する要員の資格要件を定め、必要な教育及び訓練を行う。 【年度計画】 (4) 分析結果の信頼性を客観的に保証するため、ISO/IEC17025及びGLPの考え方に基づく精度管理、国際的プロトコルの考え方に基づく分析法の妥当性の確認等を的確に実施する。 また、当該業務に従事する要員の資格要件を定め、分析機器の操作等の分析技術に関する教育及び訓練を行う。	【事業報告】 (4) 分析結果の信頼性を客観的に保証するため、次に掲げる取組を行った。 ○ 内部精度管理として、分析の都度、添加回収試験等を行うことにより分析の精確さを管理するとともに、外部精度管理として、分析担当者に対して担当試験に係る外部技能試験に1回以上参加させた。 また、これまで個別試験法で分析していた一部の農薬について、厚生労働省が通知している一斉試験法で分析することが可能かどうか、共同試験により検証を行い、その妥当性について確認した。 ○ 「リスク管理分析担当者資格認定マニュアル」において当該業務に従事する要員の資格要件を定めるとともに、分析技術及び分析試験業務の品質管理・品質保証に関する教育訓練を実施した。 ◇精度管理、分析法の妥当性確認等を的確に実施した。 s : 的確に実施し、特に優れた成果が得られた a : 的確に実施した b : 一部不的確に実施した c : 実施しなかった d : 実施せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった ◇リスク管理のための有害物質の分析業務に従事する要員の資格要件に基づき、必要な教育訓練を行った。 s : 行い、特に優れた成果が得られた a : 行った c : 行わなかった d : 行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった	a a
--	---	-------------------

評価項目	達成状況	評価
第2-5 カルタヘナ担保法関係業務	○カルタヘナ担保法関係業務 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 実績がないため、評価しない。	—
【中期計画】 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。 【年度計画】 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ担保法」という。）第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。 また、立入り、質問、検査及び収去を実施した場合には、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。 ○ 立入検査等を行うための規程等を必要に応じて見直す。 ○ 農林水産大臣からカルタヘナ担保法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の依頼があった場合は適切に実施する。	【事業報告】 次に掲げる措置を講ずることにより、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ担保法」という。）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する体制を整備した。 なお、農林水産大臣から立入り、質問、検査及び収去の指示はなかった。 ○ 立入検査等を行うための規程類について見直し、所要の改正を行った。 ○ 農林水産大臣からカルタヘナ担保法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の依頼はなかった。 【特記事項】 実績がないため、評価しない。 ◇立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告した。 s：的確に実施し、速やかに報告し、特に優れた成果が得られた a：的確に実施し、速やかに報告した b：報告事項の不備、又は報告の遅滞があった c：報告事項の不備、及び報告の遅滞があった d：報告事項の不備、及び報告の遅滞があり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	—

評価項目	達成状況	評価
第2-6 国際協力業務	○国際協力業務 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 $1 \times 2 \text{点} = 2 \text{点}$ 合計 $2 \text{点} (2/2 = 100\%)$ 小項目の評価結果から評価はA評価であった。 小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 可能な範囲において、センターの技術力を活用した専門家の海外派遣及び海外からの研修生の受入れを行う。 【年度計画】 農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、可能な範囲において、開発途上国等からの技術支援要請に対応するため、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。 また、必要に応じて独立行政法人国際協力機構の主催する研修等に職員を派遣する。	【事業報告】 国際協力機構（JICA）等からの国際技術協力等の要請を踏まえ、次の取組を行った。 ○ JICA及び国際獣疫事務局（OIE）等から技術協力専門家の派遣要請があり、役職員を8回（8名）派遣した。 ○ JICA等からの要請により海外からの研修員を受入れ、JAS制度、日本の農薬登録制度及び飼料安全制度、食品及び飼料等の分析技術等に関する研修を8回（延べ17か国、53名）実施した。 また、平成21年5月にこれまでの家畜飼料・飼料添加物の検査実績と高い分析能力が認められ、OIEから「飼料の安全と分析分野」で世界で唯一のコラボレーティング・センターに指定された。 ◇可能な範囲において、海外からの研修生の受入れ、専門家の海外派遣等の活動を行った。 s：行い、特に優れた成果が得られた a：行った c：行わなかった d：行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a

評価項目	達成状況	評価
第3 経費（業務経費及び一般管理費 人件費）節減に係る取組	○経費（業務経費及び一般管理費）削減に係る取組 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 $1 \times 2 \text{点} = 2 \text{点}$ 合計 $2 \text{点} (2/2 = 100\%)$ 小項目の評価結果から評価はA評価であった。 小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 【年度計画】 本事業年度の予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画は、別表1、2及び3に定めるとおりとする。	【事業報告】 ○平成21年度においても予算の執行を適切に行い、平成20年度に引き続き、業務経費、一般管理費の削減に取り組んだ。 なお、平成21年度における運営費交付金の執行率は85.2%であった。この理由は、予算額と比べて退職手当の支給額が減少したこと等により人件費に残額を生じたこと並びに経費の削減及び大阪・岡山事務所の原状回復工事、小樽事務所の移転に伴う運送業務の入札において落札価格が当初の見込額を大幅に下回ったこと等による。未執行額に相当する運営費交付金債務については、平成22年度に繰り越すこととしている。 ◇経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組みは十分であった。 s：十分であり、特に優れた成果が得られた a：十分であった b：やや不十分であった c：不十分であった d：不十分であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった （なお、本指標の評価に当たっては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。）	a

評価項目	達成状況	評価
第3 法人運営における資金の配分状況	○法人運営における資金の配分状況 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 $1 \times 2 \text{点} = 2 \text{点}$ 合計 $2 \text{点} (2/2 = 100\%)$ 小項目の評価結果から評価はA評価であった。 小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 【年度計画】 本事業年度の予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画は、別表1、2及び3に定めるとおりとする。	【事業報告】 ○ 年度当初及び年度途中において必要に応じた予算配分を行うことにより、適切かつ効果的な資金配分を行った。 ◇法人運営における資金の配分状況は、十分であった。 s：十分であり、特に優れた成果が得られた a：十分であった b：やや不十分であった c：不十分であった d：不十分であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
第3 自己収入の増額にかかる取組	○自己収入の増額に係る取組 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 1×2点=2点 合計 2点 (2/2=100%) 小項目の評価結果から評価はA評価であった。 小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 自己収入（JAS法に基づく格付業務及び飼料安全法に基づく特定飼料の検定業務に係る収入等を除く。）を平成18年度予算を基準として、毎事業年度1%以上の増額を図る。 【年度計画】 平成18年度予算を基準として、3%以上の自己収入（JAS法に基づく格付業務及び飼料安全法に基づく特定飼料の検定業務に係る収入等を除く。）の増額を図るための取組を行う。	【事業報告】 ○ 自己収入（飼料安全法に基づく特定飼料の検定業務に係る収入等を除く。）について、講師派遣の要請に積極的に対応する等の自己収入の増額のための取組を行った結果、平成21年度予算額を上回る自己収入（6,426千円）を得た。 なお、センターは運営費交付金を主な財源として運営しており、これによつては利益は生じない。この他、検査・検定手数料、講習事業収入等により当期利益が生じているが、これは通常の業務範囲内での利益計上である。このため、中期目標期間終了後、運営費交付金残額と合わせた利益金は、国庫に返納することとしており、特に目的積立金として申請していない。 【特記事項】 ◆達成度合（自己収入）：139.1%（6,426千円／4,620千円） ◇自己収入（JAS法に基づく格付業務及び飼料安全法に基づく特定飼料の検定業務に係る収入等を除く。）を平成18年度予算を基準として、各事業年度ごとの計画値を達成した。（各事業年度ごとの計画値：平成18事業年度は予算額。以降は、前事業年度の予算額に101%を乗じて得られる額。） s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は100%以上であった b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度合は70%未満であった d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a

評価項目	達成状況	評価
第3 随意契約の適正化に係る取組	○随意契約の適正化に係る取組 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 1×2点=2点 合計 2点(2/2=100%) 小項目の評価結果から評価はA評価であった。 小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 【年度計画】 更に予算の執行に当たっては、物品購入、役務等に係る契約について、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進する観点からセンターが策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表することにより業務運営の一層の適正化を図る。	【事業報告】 ○ 予算の執行に当たっては、平成19年度に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、契約を締結した141件のうち明らかに競争の余地のない17件を除き、原則として一般競争入札等による契約とした。また、随意契約とせざるを得なかった案件については、個別に本部の職員からなる契約審査委員会に諮って審査した。 なお、契約状況等については、ホームページで国と同様に公表した。 ○ この他、予算の執行に当たっては次に掲げる取組を行い、業務運営の一層の適正化に努めた。 平成21年11月30日、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底するとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検、見直しを行うため、監事及び第三者から推薦を受け農林水産大臣が了承した外部有識者からなる契約監視委員会を設置し、以下について審議を行った。 平成22年2月5日開催された、第1回の契約監視委員会においては、委員長の選任後、契約状況の点検・見直しに案件として、①平成20年度に締結した競争性のない随意契約(17件)及び一者応札・一者応募となった契約(54件)、②平成20年度末時点で継続している平成19年度以前に締結された複数年契約(2件)、③平成21年度末までに契約が予定されている調達等案件(13件)を審議した。 さらに、平成21年度上半期の物品調達等に係る一般競争契約について実質的な競争性が確保されているか審議を行った。 平成22年2月25日開催された第2回の契約監視委員会においては、第1回で開催された上記①～③についての契約状況の点検・見直しに基づく契約監視委員会からの指摘事項及び平成21年度上半期の物品調達等に係る一般競争の実質的な競争性の確保に関する案件(3件)について審議を行った。 さらに、契約監視委員会からの指摘事項に対する法人の具体的取組についての審議や平成21年度末までに契約が予定されている調達等案件(4件)の追加分について審議を行った。 なお、契約監視委員会の審議概要については、ホームページで公表した。 ・ 工事等については、業界紙に調達情報を掲載して公告媒体の拡充を図り、応札者の増大に努めた。 ・ 調査研究関係の委託事業については、公募型企画競争を実施した。なお、契約事務取扱規程の見直しを行い、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号)に基づき、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託する場合は、契約書に記載しなければならない事項として再委託の制限を規定した。 ・ 入札手続き等の透明性を確保する観点から、工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る入札等については、外部有識者から成る入札監視委員会において審議し、入札等が適正に行われたことを確認するとともに、その審議結果をホームページで公表した。 ・ 予算の効率的・効果的な執行を確保するため、支出における無駄を点検して具体的な目標を設定し、役職員の意識改革を促進する取組み等を行った。 【特記事項】 契約事務については、会計規程及び契約事務取扱規程等に契約方式、手続き等を規定している。 契約方式は原則一般競争によることとし、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合及び予定価格が少額な契約にあっては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たっては総務部門の職員で構成する契約審査委員会において、事前に審査を行うこととしている。 平成21年度においては随意契約のうち、「小樽事務所取り壊し工事設計」について、競争に付することが真に不利であるかの妥当性を検証すべく審査を行った。 平成20年度と比較して随意契約の件数は17件と同じであったが、金額で12,631千円減少させた。この結果、平成21年度における契約全体に占める割合は件数で12.1%、金額で7.6%となり、平成20年度と比較して件数で1.2%、金額で2.2%の減少となった。 一般競争入札を実施した118件のうち、一者応札となった契約は51件(43.2%)であり、平成20年度と比較して全体に占める割合を6.8%低下させ、改善を図った。なお、一者応札となった契約は、分析機器の保守点検や事務所返還工事監理業務等であった。	

	契約監視委員会における審議結果については、同委員会の設置運営要領において、速やかに理事長に報告することと規定している。平成21年度に開催された2回の審議結果について理事長に速やかに報告し、公告期間の延長等の措置を講じた。 また、入札監視委員会の設置・運営について規定した要領において、必要に応じ理事長に対して意見の具申又は勧告を行うことができると規定している。 平成21年度においては、理事長に対する意見の具申又は勧告すべき事項はなかった。 なお、審議結果については、速やかに理事長に報告した。 ◇随意契約の適正化を推進するため、年度計画に基づく取組を実施した。 s：計画どおり実施し、優れた成果が得られた a：計画どおり実施した b：概ね計画どおり実施した c：計画どおり実施しなかった d：計画どおり実施せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
--	--	---

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
第4 法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み	○法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 実績がないため、評価しない。	—
【中期計画】 平成18年度：7億円 平成19年度～平成22年度：13億円 (想定される理由) ・運営費交付金の受入れが遅延 ・公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ ・神戸センターの移転・新築の際、現庁舎の跡地の売却収入が発生するまでの間、一時的に資金が不足した場合に業務活動に充当する経費及び移転・新築等に係る経費の借入れ 【年度計画】 平成21年度：13億円 (想定される理由) ・運営費交付金の受入れが遅延 ・公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ	【事業報告】 運営費交付金の受入れの遅延等の短期借入を行う事態は生じなかった。 【特記事項】 実績がないため、評価しない。 ◇法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込みに関しては適切であった。 s：適切であり、特に優れた成果が得られた a：適切であった b：やや不適切であった c：不適切であった d：不適切であり、不利益が生じた (借入がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)	—

評価項目	達成状況	評価
第5 重要な財産の譲渡又は担保に関する計画	○重要な財産の譲渡又は担保に関する計画 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 実績がないため、評価しない。	—
【中期計画】 神戸センターの移転・新築に伴い不要となる現庁舎及び土地については処分する。その際、①庁舎の解体・撤去を行った上で土地を売却する、②庁舎の解体・撤去を行わず、庁舎と一体で土地を売却する、のいずれかの方法によるものとし、より有利な売却を図ることができるよう、十分に検討を行う。なお、現庁舎等を処分したことによる当該売却収入については、移転新築費用の一部に充当する。 土地：兵庫県神戸市中央区小野浜町1-4 (面積:7,292.12m²) 建物：旧館 昭和2年築、RC-4-1造延べ床面積4,401.18m²新館 昭和6年築、SRC-4-1造延べ床面積11,623.26m² (注)土地の面積、建物の延べ床面積については、独立行政法人への移行時に国から出資された面積を記載 なお、第4に記述したとおり、当該売却収入が発生するまでの間、一時的に資金が不足した場合には、短期借入れを実施することとし、当該短期借入れの担保として現庁舎の土地及び建物を供する。 【年度計画】 なし	【事業報告】 重要な財産を譲渡及び担保に供する事案はなかった。 なお、センターが所有する重要な資産として、庁舎及びその敷地3箇所、ほ場2箇所、計5箇所を所有しているが、庁舎については、センターが実施するすべての検査等業務に、ほ場については、肥料の公定規格の改正等に資する調査研究業務に使用している。 これらの資産は、引き続き事務・事業に必要な資産であり、遊休資産にはなっていない。 調査研究等を通じて取得した又は出願中の特許等は他の研究機関等と共同して出願したものを含め「動物由来のDNA検出用プライマー」、「生糸のずる節検出方法及び装置」等の6件であり、食品や生産資材等の検査に係る分析方法に関するものであった。このうち、「動物由来DNA検出用プライマー」等の3件について、実施許諾を行った。また、平成21年6月のTLO法施行令の改正に伴い、センターが新たに試験研究独立行政法人に指定されたことから、技術移転機関である(社)農林水産技術情報協会と契約し、特許の更なる活用に努めた。 また、取得後の特許については、総務部門において適正に管理した。出願の是非については、理事長及び役職員で構成する職務発明審査会において実施許諾の可能性、特許取得の必要性を踏まえた審査を行うこととしている。なお、実用新案等の知的財産権は保有していない。 【特記事項】 実績がないため、評価しない。 ◇重要な財産の譲渡又は担保に関する計画について、譲渡等を行う目的及び譲渡等により得た資金の用途は適切であった。 s：適切であり、特に優れた成果が得られた a：適切であった b：やや不適切であった c：不適切であった d：不適切であり、不利益が生じた。 (計画がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)	—

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
第6 剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果	○剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 実績がないため、評価しない。	—
【中期計画】 検査検定業務に係る業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための分析機器の購入の経費に充当する。 【年度計画】 検査検定業務に係る業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための分析機器の購入の経費に充当する。	【事業報告】 剰余金を使用する事案はなかった。 なお、利益剰余金(82,390千円)は生じているが、これは、平成21年度における検査・検定手数料、講習事業収入等の他、前中期目標期間繰越積立金(自己収入取得資産の減価償却費に充当したものの残額)及び積立金(平成20年度までの本中期目標期間中に生じた検査・検定手数料、講習事業収入等による利益を積み立てたもの)によるものである。 【特記事項】 実績がないため、評価しない。 ◇剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果は、十分であった。 s: 特に優れた成果が得られた a: 十分であった b: やや不十分であった c: 不十分であった d: 不十分であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった (中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評価を行う。)	—

評価項目	達成状況	評価
第7-1 施設及び設備に関する計画	○施設及び設備に関する計画 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 $1 \times 2 \text{点} = 2 \text{点}$ 合計 $2 \text{点} (2/2 = 100\%)$ 小項目の評価結果から評価はA評価であった。 小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 業務の適切な実施を確保するため、老朽化が著しく耐震上問題のある神戸センターの現庁舎について、移転・新築することとし、併せて新築時に大阪及び岡山の両事務所の業務を移管し、これらの事務所を廃止する。 また、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。 【年度計画】 業務の適切かつ効率的な実施を確保するため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。 本 部：特殊ガス警報装置改修工事 本 部：スクラバー等改修工事 名古屋：ドラフトチャンパー等改修工事	【事業報告】 本部の特殊ガス警報装置改修工事、スクラバー等改修工事及び名古屋センタードラフトチャンパー等改修工事を実施した。 さらに平成20年度補正予算により措置された本部の愛がん動物用飼料検査施設設備工事を実施した。 ◇中期計画に定められている施設及び設備について、当該事業年度における改修・整備前後の業務運営の改善の成果は十分であった。 s：特に優れた改善の成果が得られた a：十分であった b：やや不十分であった c：不十分であった d：改善の成果が得られなかった	a

評価項目	達成状況	評価
第7-2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	○職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 3×2点=6点 合計 6点（6/6=100%） 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 (1) 方針 業務の適切かつ効率的な実施を確保するため、食品、肥飼料、農薬の各検査等業務間の人事交流に努めるとともに、共通部門である一般管理、企画調整、情報提供の各業務に適正な人員配置を行う。 【年度計画】 (1) 方針 業務の適切かつ効率的な実施を確保するため、食品、肥飼料、農薬の各検査等業務間の人事交流に努めるとともに、共通部門である一般管理、企画調整、情報提供の各業務に適正な人員配置を行う。	【事業報告】 (1) 食品、肥飼料、農薬の各検査等業務間の人事交流に努めるとともに、次のとおり共通部門である一般管理、企画調整、情報提供の各業務に適正な人員配置を行うことにより、業務の適切かつ効率的な実施の確保に努めた。 ○ 地方組織の一般管理部門（総務課、会計課）は各地域センターのみに設置し、本部横浜事務所及び各地域センターの事務所には設置せず、一般管理部門の合理化を図った。 ○ 引き続き企画調整部門をさいたま本部の企画調整部に一元化し、合理化を図った。 ○ 肥飼料、農薬等の生産資材や食品等に関する情報を消費者、生産者、事業者等へ一元的に提供できるよう、各部門の担当者を情報提供部門に配置し、情報提供体制の整備を行った。 【専門的知見を有する職員の配置（中期計画第2の1(2)の①ア）に関する事業報告の記述】 情報提供業務部門や相談窓口等に肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の品質及び安全性等に関して専門的知見を有する職員を配置し、これらと併せて食品の品質及び表示等に関する消費者、生産者、事業者等からの相談に次のとおり適切に対応した。 【特記事項】 「中期計画第2の1(2)の①ア専門的知見を有する職員の配置（32ページ）」に関する取組については、当指標において評価する。 ◇食品、肥飼料、農薬の各検査等業務間の人事交流及び共通部門である一般管理、企画調整、情報提供の各業務に適正な人員配置を行った。 s：適正な人員配置を行い、特に優れた成果が得られた a：適正な人員配置を行った b：一部不適正な人員配置を行った c：不適正な人員配置を行った d：不適正な人員配置を行い、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a
【中期計画】 (2) 人員に関する指標 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、平成18年度以降の5年間において、センター全体の人員費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について5%以上の削減を行うとともに、第1の1(5)の10%相当額の抑制を行うに当たり、一般管理部門の統合等による管理部門の合理化等の統合メリットを発現することにより、更なる人員費の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革に併せ、人事院勧告を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 (参考) 平成17年度の人員費 5,175 百万円 期初の常勤職員数	【事業報告】 (2) 業務の効率化を図り、人員を平成18年1月1日時点（注）の常勤職員722名から667名（平成22年1月1日時点）と55名削減することにより、平成17年度決算額を基準として人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）を7.4%削減した。 注：独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日である。なお、平成18年1月1日における職員数は旧3法人の職員数を合算したものである。 なお、センターの給与体系は国と同水準を維持しており、平成21年度のラスパイレース指数（事務・技術職員）は99.0であった。 また、国家公務員の給与構造改革に併せ、人事院勧告及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を踏まえ、俸給を引き下げるとともに、地域手当の支給割合の改定等を行い、人件費改革を進めた。 【特記事項】 平成20年度に引き続きレクリエーション経費の支出はなく、平成22年度の予算要求においても計上しなかった。 また、永年勤続表彰について見直しを行い、国の取扱いに準じた内容に改善した。 なお、レクリエーション経費以外の福利厚生費（法定外福利厚生費）についても平成20年度に引き続き、医薬品等購入費用については労働安全衛生規則の規定による「救急用具」に限定するなど、適正な執行に努めた。 当該事項は、「中期計画第1の1(6)人件費の削減（13ページ）」において評価する。	

742 人 (注)平成19年4月1日に統合した旧肥飼検及び旧農薬検の平成17年度の人件費及び期 初の常勤職員数(旧肥飼検1,081百万円、149人、旧農薬検540百万円、72人)を含む。なお、平成19年4月1日の統合時における常勤職員数は、700人である。 平成22年度の人件費見込み 4,641 百万円 期末の常勤職員数 680 人 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関等派遣職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。 【年度計画】 (2) 人員に関する指標 業務の効率化を図り、人員を削減することにより、人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について、平成17年度決算額を基準として4%以上の削減を行うとともに、第1の1(5)の6%相当額の抑制を行うに当たり、一般管理部門の統合等による管理部門の合理化等の統合メリットを発現することにより、更なる人件費の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革に併せ、人事院勧告を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人件費改革を進めるものとする。	
【中期計画】 (3) 人材の確保についての計画 農林水産行政と連携した業務運営を推進するため、業務上密接な関連を有する消費・安全局を中心とした行政部局との円滑な人事交流を行う。 また、職員の採用に当たっては、業務を遂行する上で必要とされる分析の基礎的能力、農林水産物や食品及び生産資材に関する専門的知識等を有する農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者を中心として採用する。 【年度計画】 (3) 人材の確保・育成 農林水産行政との連携を図り、センターの業務に必要な人材を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。 ○ 人事交流については、農林水産省の行政部局等と計画的に実施することとし、一方に偏らないよう諸事情に即し、双方が出し合うことを基本とする。 ○ 職員の採用に当たっては、業務の円滑な推進を図るため、分析の基礎的能力、農林水産物や食品、生産資材の専門的知識等を有する農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者等から採用する。 ○ 採用情報については、人事院	【事業報告】 (3) 次に掲げる措置を講ずることにより、農林水産行政との連携を図り、センターの業務に必要な人材を確保した。 ○ 農林水産省消費・安全局等と人事交流（転出51名、転入47名）を実施した。 ◇行政部局との人事交流を円滑に実施した。 s：実施し、特に優れた成果が得られた a：実施した c：実施しなかった d：実施せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった 【事業報告】 ○ 農学、化学等の試験区分の国家公務員試験等の合格者の中から12名を採用し、必要な人材を確保した。 ○ 採用情報については、各センターで業務説明会等（38回）を開催するほか、人事院が行う官庁業務合同説明会等（10回）への参加、人事院が行う関東地区官庁学生ツアー（2回）においての採用案内パンフレットの配布やインターネット等を活用した広報活動を行い、優秀な人材の確保に努めた。 ◇業務を遂行する上で必要とされる分析の基礎的能力等を有する農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者を中心として採用した。 s：採用し、特に優れた成果が得られた a：採用した c：採用しなかった d：採用せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

が行う官庁学生ツアー、大学等の就職説明会等への参加やインターネット等を活用した広報活動により、優秀な人材の確保に努める。	
--	--

評価項目	達成状況	評価
第7-3 積立金の処分にに関する事項	○積立金の処分にに関する事項 【評価指標】第1-1(1)に同じ。 【評価結果】 ◇小項目 $1 \times 2 \text{点} = 2 \text{点}$ 合計 $2 \text{点} (2/2 = 100\%)$ 小項目の評価結果から評価はA評価であった。 小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。	A
【中期計画】 前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当する。 【年度計画】 前期中期目標期間中の繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当する。	【事業報告】 前期中期目標期間中の繰越積立金は、計画に基づき前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用の平成21年度相当額(331千円)を取り崩した。 【特記事項】 繰越積立金残高995千円については、平成22年度以降、平成21年度と同様に中期計画に定めた使途に適切に充当することとしている。 ◇繰越積立金の処分について、取得の財源及び使用目的は適切であった。 s : 適切であり、特に優れた成果が得られた a : 適切であった b : やや不適切であった c : 不適切であった d : 不適切であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった	a